令和７年12月18日（木）

令和７年（2025年）　第４回

川 崎 市 議 会 定 例 会 会 議 録

【 速 報 版 】

（ 第 ７ 日 ）

速報版

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第１

一般質問

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

付議事件

議事日程のとおり

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

速報版

速報版

出席議員　（58人）

１番	三浦	恵	美
２番	飯田		満
４番	嶋	凌	汰
５番	井土	清	貴
６番	田倉	俊	輔
７番	枝川		舞
８番	柳沢		優
９番	菅谷	英	彦
10番	加藤	孝	明
11番	月本	琢	也
12番	吉沢	章	子
14番	小堀	祥	子
15番	那須野	純	花
16番	高戸	友	子
17番	仁平	克	枝
18番	高橋	美	里
19番	長谷川	智	一
20番	嶋田	和	明
21番	工藤	礼	子
22番	浦田	大	輔
23番	平山	浩	二
24番	上原	正	裕
25番	各務	雅	彦
26番	本間	賢次郎	
27番	矢沢	孝	雄
28番	末永		直
29番	市古	次	郎
30番	後藤	真左美	
31番	渡辺		学
32番	岩田	英	高
33番	重冨	達	也
34番	鈴木	朋	子
35番	林	敏	夫
36番	押本	吉	司
37番	春	孝	明
38番	川島	雅	裕
39番	河野	ゆかり	
40番	野田	雅	之
41番	原	典	之
42番	青木	功	雄
43番	橋本		勝
44番	山崎	直	史
45番	宗田	裕	之
46番	井口	真	美
47番	石川	建	二
48番	木庭	理香子	
49番	堀添		健
50番	岩隈	千	尋
51番	織田	勝	久
52番	雨笠	裕	治
53番	田村	伸一郎	
54番	浜田	昌	利
55番	かわの	忠	正
56番	松原	成	文
57番	石田	康	博
58番	浅野	文	直
59番	大島		明
60番	嶋崎	嘉	夫

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

欠席議員　（２人）

３番	三宅	隆	介
13番	齋藤		温

速報版

出席説明員

市　　長	福　田　紀　彦
副 市 長	加　藤　順　一
副 市 長	藤　倉　茂　起
副 市 長	三田村　有　也
上下水道事業管理者	白　鳥　滋　之
病院事業管理者	金　井　歳　雄
教 育 長	落　合　　隆
総務企画局長	池之上　健　一
財政局長	斎　藤　禎　尚
市民文化局長	高　岸　堅　司
経済労働局長	田　邉　　聡
環境局長	中　山　健　一
健康福祉局長	石　渡　一　城
こども未来局長	井　上　　純
まちづくり局長	宮　崎　伸　哉
建設緑政局長	河　合　征　生
港湾局長	森　　賢　一
臨海部国際戦略本部長	玉　井　一　彦
危機管理監	柴　山　　巖
川崎区長	山　﨑　　浩
宮前区長	齋　藤　正　孝
多摩区長	佐　藤　直　樹
会計管理者	山　崎　陽　史
交通局長	水　澤　邦　紀
病院局長	森　　有　作
消防局長	望　月　廣太郎
教育次長	田　中　一　平
監査事務局長	井　口　拓　也

出席議会局職員

局　　長	石　塚　秀　和
総務部長	渡　辺　貴　彦
議事調査部長	鈴　木　智　晴
庶務課長	大　磯　慶　記
議事課長	渡　邉　岳　士
政策調査課長	榎　本　陽　治
議事係長	田　村　健太郎
議事課課長補佐	蟬　川　千　代
議事課課長補佐	龍　口　　真
外関係職員	

速報版

速報版

午前10時０分開議

〔局長「ただいまの出席議員議長とも57人」と報告〕

○議長　原　典之　昨日に引き続き、ただいまから会議を開きます。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

○議長　原　典之　本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第７号のとおりであります。（資料編＊ページ参照）

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

○議長　原　典之　これより日程に従い、本日の議事を進めます。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

○議長　原　典之　日程第１の一般質問を行います。

発言を願います。25番、各務雅彦議員。

○25番　各務雅彦　おはようございます。それでは、通告に従いまして一問一答で質問させていただきます。

初めに、川崎市立井田病院におけるがん患者の治療機会を左右する放射線治療提供体制の課題について病院事業管理者及び病院局長に伺います。川崎市立井田病院では、強度変調放射線治療、いわゆるＩＭＲＴに対応する設備が既に整備されているにもかかわらず、現在、その治療を実際に提供できない状況が続いています。その理由は、ＩＭＲＴの実施には常勤の放射線治療を担当する医師が２名以上必要であるという認定施設基準に対し、現在、井田病院には常勤医が１名しか在籍していないため、制度上、ＩＭＲＴを提供できないというものです。ディスプレー、お願いします。ちょっと分かりにくいんですが、下が前立腺がんに対する治療で、左側が通常の放射線治療、右側がこのＩＭＲＴの治療なんですが、右の下の丸で囲んであるところが直腸、上が前立腺で、色が変わっているところが放射線が照射されるということで、右のＩＭＲＴのほうが正常部位には影響が少なく、ピンポイントで当てられるというメリットがあります。ディスプレー、ありがとうございます。

このＩＭＲＴは、理想的な放射線量で多方向から放射線を照射することにより、がんの形状に一致した部分へ集中性の高い線量を照射する治療法です。腫瘍の形が複雑でも、腫瘍の近くに正常組織があっても腫瘍に放射線を集中して当てることが可能なため、通常の放射線治療に比べて腫瘍への効果が高まり、副作用も少ないとされています。私自身、先日、平滑筋肉腫に対する治療の選択肢として、井田病院の放射線治療科の医師を紹介され、診察を受けました。その際、担当医からは、副作用が少なく精度の高いＩＭＲＴを本来であれば選ぶべきと説明された一方で、井田病院では医師体制の関係でＩＭＲＴができないと告げられました。がん患者としてよりよい治療を受けたいと願っても、それが人員不足という理由で治療が受けられないという現実に強い疑問と悔しさを覚えました。ＩＭＲＴは、精密な照射で副作用を最小限に抑えられるため、患者のＱＯＬ向上に大きく貢献する治療法です。にもかかわらず、機器がありながら実施できない現状は、がん患者に対する治療機会の喪失であると同時に、病院経営における収益機会の損失でもあります。言い換えると、宝の持ち腐れという状況です。そこで伺います。ＩＭＲＴ対応装置は、導入当初から現在に至るまで一度も実施できていない状態が続いているのか伺います。また、通常の放射線治療のみしか活用されていない現状について見解を病院局長に伺います。

○議長　原　典之　病院局長。

○病院局長　森　有作　井田病院に導入した放射線治療装置でのＩＭＲＴの実施状況についての御質問でございますが、井田病院におきましては、当該放射線治療装置の導入以後のＩＭＲＴ――強度変調放射線治療の実績はございません。これは、井田病院がＩＭＲＴの施設基準である放射線治療を専ら担当する常勤の医師が２名以上配置されており、このうち１名は放射線治療の経験を５年以上有する者であることという要件を満たしていないことによるものでございます。一方、この装置につきましては通常の放射線治療に十分活用しておりまして、導入の目的は達せられているものと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　ＩＭＲＴの提供には常勤医２名が必要という認定施設基準について、導入時点で病院局として十分に理解していたのか伺います。理解していたのであれば、当初、どのような体制整備計画があったのか、それがなぜ実現できないのか、見解を伺います。

○議長　原　典之　病院局長。

○病院局長　森　有作　井田病院における放射線治療の提供体制についての御質問でございますが、ＩＭＲＴ実施のための施設基準につきましては当時も認識しておりました。また、井田病院において提供する放射線治療において重要と考えておりますのは、地域がん診療連携拠点病院の指定要件である専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を１人以上配置することでございまして、この基準は現在満たしているところでございます。なお、井田病院におきましてＩＭＲＴ実施のための施設基準を満たすことは、昨今の全国的な放射線治療医不足の状況下では容易ではないと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　がん患者にとって、放射線治療の選択肢としてＩＭＲＴがあることが有益と考えているか、見解を伺います。その上で、がん患者に対しＩＭＲＴの治療を提供できるか否かについて病院局として重要と考えているか伺います。今後、ＩＭＲＴを井田病院で提供できるようにするための方針や体制強化の見通しについて見解を伺います。例えば、常勤医の増員、大学病院との連携、他病院との人材シェアなど、具体的な改善策について見解と対応を伺います。川崎病院の状況も併せて伺います。

○議長　原　典之　病院局長。

○病院局長　森　有作　ＩＭＲＴについての御質問でございますが、この治療の保険診療上の対象患者は限局性の固形悪性腫瘍の患者に限定されておりますが、照射する放射線に強弱をつけ、腫瘍に対し集中的に照射できるこの治療法は、放射線治療の副作用の軽減が期待できることから、治療法の選択肢の一つとして患者さんに有益であり、井田病院においても提供できるようになることは望ましいことであると考えております。しかしながら、現在、全国的に増加する放射線治療の需要が放射線治療医の供給を上回っている状況にあり、この治療の実施に必要な条件である常勤の放射線治療医の確保は非常に困難な状況でございます。こうしたことから、井田病院では、他の医療機関とも連携し、患者さんに適切な治療法を提供、提案しているところでございます。なお、川崎病院におきましても、

速報版

速報版

本年11月以降、常勤の放射線治療医が１名となり、この治療法を実施できなくなっておりまして、現在も引き続き、川崎病院、井田病院の放射線治療医の確保に向け、大学医局への働きかけなど、精力的に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　実際に私自身もがん患者として井田病院の放射線治療科の医師を紹介され、受診しました。その際に、ＩＭＲＴは提供できないと診断時に初めて告げられ、大きな精神的ショックを受けました。また、別の病院へ改めて行かなければならず、時間的なロスも決して少なくありませんでした。こうした状況を避けるためにも、井田病院はＩＭＲＴは提供しておらず、必要な場合は他院での対応となる旨をホームページ等で明確に記載すべきではないでしょうか。少なくとも、がん患者が初診で放射線治療科を受診した後に、ここでは希望する治療はできませんと知らされるような流れは、患者ファーストの視点から見れば不誠実です。見解と対応を病院事業管理者に伺います。

○議長　原　典之　病院事業管理者。

○病院事業管理者　金井歳雄　市立病院で提供している医療の周知についての御質問でございますが、市立病院において提供している医療につきましては、市民向けにはホームページや広報紙などを活用して情報発信しているほか、地域の医療機関に対しましては地域の基幹・中核病院として冊子の配付、地域の医療機関への訪問、定期的な会合の開催などを通じて、患者さんを御紹介いただく際の参考としていただけるよう情報を発信しております。医療の幅は広く、提供していない医療の詳細を網羅的にホームページ等でお示しすることは困難でございますが、病院の発信する情報は患者さんが医療機関を選択する上で重要なものと認識しておりますので、引き続き、必要な情報を提供できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　一方で、厚生労働省が公表した2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめでは、ＩＭＲＴや画像誘導放射線治療などの精度の高い放射線治療については、がん医療圏単位または複数圏域での集約化が必要な医療であると位置づけています。このような集約型提供の考え方と井田病院の役割、そして、川崎市の中での放射線治療提供体制の構築の在り方について病院事業管理者に見解を伺います。

○議長　原　典之　病院事業管理者。

○病院事業管理者　金井歳雄　今後の医療提供体制等についての御質問でございますが、放射線治療の需要が全国的に増加し、放射線治療医の供給を上回っている昨今の社会状況の下では、本市の市立病院に限らず、医療機関が継続的に放射線治療医を確保することが大変困難な状況となっております。こうした状況を踏まえ、国におきましては、がん診療提供体制のあり方に関する検討会において放射線治療施設の集約化が検討されており、また、中央社会保険医療協議会においては、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が２名以上配置されていることとするＩＭＲＴの要件の見直しなどが検討されている状況にございます。また、がん診療提供体制のあり方に関する検討会では、がん診療の均てん化及び集約化の在り方についても検討がなされており、今後、都道府県単位での具体的な検討が進むと考えられますことから、その状況を注視してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　御答弁ありがとうございました。意見要望です。全国で放射線医師が約1,500名しかいないという状況を鑑みれば、井田病院でＩＭＲＴが実施できない現状は十分理解できます。とはいえ、がん患者の一人として、また、川崎市民として、地域がん診療連携拠点病院である市立井田病院においてＩＭＲＴが実施できるよう、人材確保に尽力いただくことを強く要望して、次の質問に移ります。

川崎市妊娠・出産ＳＯＳ事業の提供体制の見直し及び県によるＳＯＳ事業との統合の是非についてこども未来局長に伺います。まず、結論から申し上げます。川崎市の妊娠・出産ＳＯＳ事業はこのままでいいのでしょうか。ＬＩＮＥ相談の導入、曜日、時間帯の拡充など相談者に寄り添った体制へ改善しなければ、現行のままでは中途半端な支援と言わざるを得ません。拡充ができないのであれば本事業を廃止し、神奈川県の妊娠ＳＯＳ事業へ一本化することも検討すべきであり、その場合は現行予算を本当に必要な支援へ振り向けていくべきです。ディスプレー、お願いします。本市の妊娠・出産ＳＯＳ事業は曜日限定、時間限定で、相談手段は電話とメールのみ、メールもリアルタイムではありません。一方、神奈川県はＬＩＮＥ相談を行っています。令和６年度の相談件数は97件にとどまっています。一方、神奈川県の妊娠ＳＯＳかながわはＬＩＮＥ相談が年中無休で運営され、相談件数は1,485件と桁違いです。若年層を中心に、匿名で相談したい、地元に知られたくないということから、市町村ではなく、県や他市へ相談する傾向は明確です。妊娠・出産ＳＯＳ事業は、本来、予期しない妊娠、孤立、ＤＶ、貧困など、切迫した状況にある女性を支えるための緊急的支援です。しかし、本市の体制は、緊急性、即応性ともに十分とは言えず、妊娠ＳＯＳ本来の機能を果たしているか疑問です。本市として、このような切迫状況にある女性への緊急的支援をどのように提供したいと考えているのか、また、現在の妊娠・出産ＳＯＳ事業がその目的と役割を十分に果たしているのか、課題を含めて見解を伺います。さらに、こうした状況で川崎市が独自に妊娠・出産ＳＯＳ事業を維持する必要性はどこにあるのか、併せて伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　妊娠・出産ＳＯＳ事業についての御質問でございますが、本事業は、予期していない妊娠等により誰にも相談できず悩んでいる方の個別相談に応じ、妊娠や出産に関する正しい情報を伝えるとともに、地域の相談窓口等を御案内するものでございます。非常に秘匿性が高い相談であり、相談員は未受診妊婦に対して緊急の対応を検討する場合もあるなど高度な相談技術が求められており、実際に医療機関につなげ安全な出産に至った事例などもございますので、本事業の目的を十分に果たしていると考えておりますが、さらに効果的な事業にするためには開設時間と相談件数の推移等の分析が必要であると認識しております。また、本事業は、地域の支援機関と連携している市助産師会に委託することにより、秘匿性の高い相談内容から居住地等を聞き取り、相談者の状況に応じた地域の相談窓口等につなげるなど、必要な支援を切れ目なく実施できることから重要であると考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　令和４年施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、自治体に対し、孤立防止、居場所づくり、匿名相談、医療、福祉、保護への包括的なつな

速報版

ぎが求められています。本市にも各区の地域みまもり支援センターなど相談窓口は存在します。しかし、若年女性や若者にとって相談に行くという行為そのものが心理的ハードルとなり、支援につながらないケースが少なくありません。特に予期しない妊娠や性、心の悩みを抱える若年層にとっては、予約不要で気軽に立ち寄れるドロップイン型の居場所が支援の入り口として極めて重要です。世田谷区では、この法律施行後、すぐに若年女性が匿名で利用できるユースカフェ、居場所カフェを整備し、実際に支援につながる事例が生まれています。本市としても、男女共同参画の枠組みではなく、若年女性の社会的擁護、ユースクリニックやプレコンセプションケアの観点から、こうした居場所を設置すべきと考えます。本市はこのような気軽に立ち寄れる居場所の必要性をどのように認識しているのか、見解を伺います。また、今後の方向性及び具体的な体制整備について見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　若年女性等の居場所についての御質問でございますが、身近な地域で若者が自身の心や体、性の悩みなどを無料で気軽に相談できる場所であるユースクリニックなどは、プレコンセプションケアの観点から必要であると認識しており、今後につきましては、国が示すプレコンセプションケアの取組を着実に進めていくことが重要と考えておりますので、相談支援の充実について、国や他都市の動向を注視しながら検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　本市の妊娠・出産ＳＯＳ事業の令和７年度予算は約155万円、相談件数は97件、相談手段は電話、メールのみで、訪問支援もありません。一方、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が求めているのは、居場所支援、継続支援、包括支援という孤立を防ぐための実質的な支援です。さらに、神奈川県の妊娠ＳＯＳは、ＬＩＮＥ、年中無休で匿名性も高く、若年層にとって最も利用しやすい体制となっています。こうした状況を踏まえると、本市独自の妊娠・出産ＳＯＳ事業を継続するのであれば、ＬＩＮＥ相談の導入、曜日、時間の拡充、即応体制の強化など、抜本的な改善が必要です。改善できないのであれば、事業廃止も含め、県妊娠ＳＯＳへの一本化を検討すべきと考えます。本市の見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　妊娠・出産ＳＯＳ事業についての御質問でございますが、本事業は、１人で悩みを抱えている妊婦からの相談に対して、必要に応じて市内医療機関や区役所地域みまもり支援センターに速やかにつなぐことで、身近な相談機関による継続的な支援を実施するものであり、飛び込み出産や死亡事例の防止にもつながっていることから、広域の事業では補完できない役割があるものと認識しております。今後につきましては、効果的な事業実施に向けて、開設時間と相談件数の推移等の分析を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　御答弁ありがとうございました。意見要望です。答弁から、本市の妊娠・出産ＳＯＳ事業は、必要に応じて市内医療機関や区役所地域みまもり支援センターにつなぐことができるなど、市独自に実施する意義については十分理解できました。しかし

ながら、電話相談は週３日、１日３時間のみ、ＬＩＮＥ相談はできないという現状は、相談者のニーズや実態に沿ったものではなく、早急に見直しすべき明らかな課題です。川崎市助産師会さんが拡充対応ができるか否かもあると思いますが、早期に協議をお願いいたします。

最後の質問です。産後ケア事業における配慮が必要な妊産婦の位置づけ及び支援体制の改善についてこども未来局長に伺います。ディスプレー、お願いします。妊娠32週から申請が可能になります。e-KAWASAKIで事前申請をするんですが、赤字のところ、継続した治療が必要な疾患がありますかという設問が１問だけあります。それについて「はい」と答えますと、Ｊ区分ということになります。Ｊ区分の方は、宿泊型を利用する場合は、産後ケア事業を使えずに医療機関で実施している医療機関における宿泊ケア事業が使えて、産後ケア事業では、日帰りロング型、もちろん宿泊型も使えないと。「いいえ」と答えた方はＳ区分になって、産後ケア事業がフルで利用できるという状況です。この申請フロー全体を俯瞰すると、現在の仕組みには大きく３つの課題が存在します。それぞれの課題について説明させていただいた上で、その対応について改善提案、要望をさせていただきます。

１つ目の課題は、いわゆる隠れＪ問題――１つの設問だけではリスク把握ができないことです。本市の産後ケア事業では、先ほど申し上げたように、利用申請時にe-KAWASAKI上で継続した治療が必要な疾患がありますかという１つの設問のみで精神的・身体的リスクの有無を判定し、Ｊ区分――配慮が必要と、Ｓ区分――一般を区分しています。しかし、この質問は、判定を本人の自己申告に依存しており、治っていると思いたい、通院歴や精神科受診歴を言いたくない、産後鬱と思われたくない、一般の産後ケアを受けたいといった心理的要因により、実際にはリスクがあるにもかかわらず、Ｓ区分、一般として申請されるいわゆる隠れＪが生じます。現行の１問だけのスクリーニングではリスク把握として十分とは言えません。そこで、例えば、次のような追加設問を導入することで隠れＪ問題を大幅に減らすと考えます。妊娠、出産前後に心の不調、気分の落ち込み、不安が続いたことがありますか、妊娠、出産前後に医療機関や助産師から休養が必要、サポートが必要と言われたことがありますか、パートナーや家族との関係、育児環境に不安や負担感はありますか、出産後、十分に眠れない、食欲がない、涙が出るなどの症状がありますか、赤ちゃんのＮＩＣＵ入院歴、早産児、低出生体重児の育児に不安がありますか――これらは医療機関でも使用される一般的なスクリーニング内容であり、助産所側の負担軽減にも資するものです。助産所において、精神的リスクが高いにもかかわらず、一般扱いのまま受け入れたことで負担が集中している実態についてどのように把握しているか伺います。また、隠れＪ問題を解消するために申請時のスクリーニングにおいて追加設問を導入し、精神的リスク、育児環境リスク、ＮＩＣＵ退院児なども含め、事前に配慮が必要な利用者を正確に抽出する仕組みを検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　産後ケア事業についての御質問でございますが、利用実態の把握につきましては、事業終了後に各実施施設が報告書を作成し市に提出することにより、対応したサービスや母子の状況を把握しているところでございます。産後ケア事業の利用申請に当たっては通院や内服治療等の有無を自己申告により確認しておりますが、実施施設が安心して運営に取り組めるよう、対象者の体調を丁寧に把握することは必要であ

速報版

ると認識していることから、今後、自己申告の項目を追加し、より現状を把握しやすいような工夫をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　２つ目の課題は、隠れＪを受け入れた施設へ負担が集中することです。現在、Ｊ区分は川崎市産後ケア事業ではなく、川崎市医療機関における宿泊ケア事業として医療機関での宿泊ケアに振り分けられ、受け入れた医療機関には加算が支給されています。しかし、隠れＪとしてＳ区分扱いになる利用者は助産所に流入し、助産所が無加算で高リスク利用者を受け止めているのが実態です。この構造は、助産所側のケア負担、スタッフの心理的負荷、経営上の負担を生み出し、制度としてバランスを欠いています。神戸市では、ＮＩＣＵ退院児・低出生体重児家庭など鬱リスクの高い利用者を事前に配慮が必要な利用者として明示し、受け入れた助産所にも委託料内で適切な配慮を行っています。助産所が配慮が必要な利用者を受け入れた場合にも、川崎市医療機関における宿泊ケア事業における医療機関と同様に加算を行える仕組みを導入すべきと考えます。見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　助産所に対する加算についての御質問でございますが、受入れ加算につきましては、医療機関における宿泊ケア事業において、医療行為が必要であるまたは虐待予防のために特に宿泊によるケアが必要な産婦を受け入れた場合に加算の対象と整理しているところでございますが、助産所等の産後ケア事業の宿泊型の利用者についても、急な体調悪化や救急対応などが必要になる場合等があると考えることから、実施施設が安心して運営に取り組めるような仕組みについて検討してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　３つ目の課題は、Ｊ区分になると利用できない、または利用できる産後ケア事業のサービスに大きな制限がかかることです。現行の川崎市制度では、Ｊ区分と判定された場合、宿泊型、日帰りロング型が利用できず、利用できるのは日帰りショート型と訪問型に限定されています。しかし、精神的・社会的リスクがある妊産婦こそ早期の休息や長時間ケアが必要なことも多く、一律の利用制限は実態に合っているとは言えません。Ｊ区分とされた方についても受入れを可とする施設に限って、日帰りロング型の産後ケアの利用を可能とする制度改善を行うべきと考えます。見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　日帰りロング型の利用についての御質問でございますが、産後ケア事業を安全に実施するためには、実施施設の人員体制や環境を整えることが重要と認識していることから、利用対象の見直しについては、まずは他都市の実施施設の状況等を把握し、本市における課題等の整理を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　各務議員。

○25番　各務雅彦　御答弁ありがとうございました。意見要望です。助産所等における宿泊型産後ケア利用者の中で事後に配慮が必要であったと判明した場合の加算の在り方及び配慮が必要な方が日帰りロング型を利用できない現行の制度上の課題についてです。本市

はいち早く産後ケア事業を実施してきましたが、現行の産後ケア事業は川崎市助産師会への委託事業として運営されています。一方で、他都市においては、産後ケア事業の制度創設や拡充が進む中で、制度のメリットだけではなく、運用上の課題や負担の偏在といった点も顕在化してきていると認識しています。こうした状況を踏まえると、他都市の実態や課題を丁寧に把握した上で川崎市助産師会と改めて本市の産後ケア事業の現状と課題を共有し、産後ケア事業の在り方を再点検、再整理する時期に来ていると考えます。施設側の負担が過度に集中することがないよう、加算の仕組みやサービス提供体制も含め、持続可能な制度となるよう検討を進めていただくことを強く要望します。また、産後ケア利用申請時におけるe-KAWASAKIの設問については自己申告項目を追加し、配慮が必要か否かなど、利用者の状況をより的確に把握できるよう改善するとの御答弁でした。いわゆる隠れＪの課題を解消しつつ、利用者目線を大切にした上で施設側に過度な負担が生じない制度とするためにも、早急な対応を要望いたします。以上で終わります。

○議長　原　典之　19番、長谷川智一議員。

○19番　長谷川智一　私は通告どおり順次一問一答にて質問をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、水道のメーターボックスについて上下水道事業管理者に伺います。近年、台風や線状降水帯の発生のみならず、局地的かつ短時間での猛烈な大雨による被害が全国各地で多発しています。本市では、９月５日の台風15号と同月11日の記録的な大雨が記憶に新しいところであります。各区で道路冠水や床上浸水等により被害に遭われた方も多くいる中で、道路や道路に接する民地の駐車場等が川のようになり、至るところで水道のメーターボックスの蓋が流されてしまい、困っている方が大勢いたと見聞きしています。川崎区の私の町内ではこの数年で度々蓋が流されており、私の自宅においても今回、この両日ともに蓋が流されてしまった状況です。こういった状況をどのように把握し、捉えているのか伺います。あわせて、上下水道お客さまセンターへの問合せ件数や主な問合せ内容について具体的に伺います。

○議長　原　典之　上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者　白鳥滋之　メーターボックスの蓋の流出についての御質問でございますが、蓋の流出につきましては、これまでは年に数件程度のお問合せにとどまっていたため、個別の課題との認識には至っておりませんでしたが、本年９月の大雨に際しましては大変多くのお問合せを受けましたことから、新たな課題として認識したところでございます。上下水道お客さまセンターへの蓋の流出に関するお問合せ件数につきましては、台風15号が本市に接近した９月５日から11月末までの間に112件ございまして、そのうち103件は蓋が流され解決方法が分からないという内容でございました。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　同センターには実際に112件と多くの問合せがあったとのことですが、恐らく問合せ先や問合せ方法などが分からなかった方も大勢いらしたのではないかと推察できます。次に、メーターボックスの管理責任は誰にあるのか、また、メーターボックスの規格、設置位置は何に基づいているのか、加えて、設置位置についてどのように規定しているのか、具体的に伺います。

○議長　原　典之　上下水道事業管理者。

速報版

○上下水道事業管理者　白鳥滋之　メーターボックスについての御質問でございますが、道路に埋設されている配水管の取付け口から御家庭内の蛇口までの給水管をはじめとした給水装置につきましては、川崎市水道条例におきまして、これを使用し、または所有するお客様が管理責任を負う旨を定めているところでございます。メーターボックスの規格及び設置位置につきましては、メーターの検針や取替えに支障を来すことのないよう、メーターの設置等に関する取扱要領に定めておりまして、設置位置につきましては、原則として、道路との境界から宅地内２メートル以内の屋外に設置する旨を定めているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　メーターボックスの管理責任は市ではなく、個人や法人といった民地の所有者にあるとのことです。メーターボックス等は大抵、建物の建設時に市の指定給水装置工事事業者が工事を行いますので、メーターボックスの設置に関して一個人ができることはほとんどありません。メーターボックスを新たに設置するに当たり、内水ハザードマップや過去の浸水実績等を参考に、道路冠水が予測される箇所については事前から蓋が流されない対策を施すことが賢明です。メーカーに蓋が流されないメーターボックスの製作や改良を要請する必要性も考えられますが、見解と今後の対応を伺います。

○議長　原　典之　上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者　白鳥滋之　蓋の流出防止に向けた取組についての御質問でございますが、このたびの事象を受けまして、９月の下旬には、上下水道局が器材承認している全てのメーカーに対し、蓋の流出事例が頻発したことについて情報提供し、改善策の検討をお願いしたところでございます。この中で、本格的な販売開始前にあるものの、蓋の流出防止用チェーンを開発しているメーカーがあることなどが確認できたところでございますので、今後はこうした製品の活用も検討してまいります。また、本市の指定給水装置工事事業者に対しましても、今回の事象及びメーカーへの要請事項について情報共有を図るとともに、流出防止対策が施された製品が発売された際には、必要に応じて活用するよう働きかけてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　ぜひ出水期の前に、そういった製品が一般の御家庭でも広く活用できるように求めておきます。このように、大雨のたびにメーターボックスの蓋が流されて困っている方が大勢いらっしゃる中で、蓋が流されないように個人ができる対策や流されてしまったときの対処方法等について、市のホームページや上下水道局が発行するかわさきの上下水道などにより、市民に広く周知広報する必要があると考えますが、見解と今後の取組を伺います。

○議長　原　典之　上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者　白鳥滋之　お客様への広報についての御質問でございますが、このたびの事象を受けまして、蓋の流出防止への備えや流出時のお問合せ先等について、広報紙、ウェブサイト、ＳＮＳなどを通じて広く周知してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　ありがとうございます。市民に広く周知していただけるということで安心をいたしました。よろしくお願いいたします。意見要望です。内水氾濫を含む浸水

被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助が相互に連携し、ソフト、ハード両面から総合的に備えと対策を講じていくことが極めて重要であると考えます。中でも市民生活を支える重要なライフラインである上下水道施設については、地下インフラとしての整備や適切な維持管理、多額の予算や長期的な時間、さらには高度な技術力を要することから、計画的かつ継続的な取組が不可欠であります。こうした認識の下、引き続き、市民の生命、暮らし、財産を守る施策を着実に推進していただきますよう要望し、次の質問に移ります。

川崎アゼリアの地下歩道――アゼリア地下街について経済労働局長に伺います。アゼリア中央の催事やイベント等が行われるサンライト広場の奥には、ハミングガーデンと呼ばれる広いスペースがあります。この場所には平成27年７月から今年の９月まで様々な種類のベンチやテーブル等が設置され、休憩や待ち合わせなどには最適の場所であり、多様な世代の皆様が気軽に利用できる広い休憩場所がありました。常に多くの方が利用し、10年間にわたり親しまれてきたこの休憩場所が９月に撤去された経緯について伺います。あわせて、撤去に関して、市民からの意見や要望等について具体的に伺います。

○議長　原　典之　経済労働局長。

○経済労働局長　田邉　聡　川崎アゼリア地下街についての御質問でございますが、ハミングガーデンにつきましては、地域の皆様のコミュニティの場として、ワークショップの開催などを目的に川崎アゼリア株式会社が設置したものでございますが、特定の方々による長時間の占有や飲食等の食べ残しなどによる衛生面の課題など、こうした利用状況に関する周辺テナントや利用者からの御意見があったほか、椅子などの設備の老朽化等を踏まえ、アゼリア中心部に位置する同スペースの効果的な活用を図ることを同社で検討した結果、今年９月の撤去に至ったものでございます。市民の方々からの同社に対する御意見についてでございますが、11月末までに12件ございまして、いずれも休憩スペースの確保を求める内容となっております。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　これまでも、高齢者や障害のある方から、ハミングガーデン以外の場所にもアゼリア地下街及び連絡通路へのベンチの設置要望を聴いている中で、さらに、この休憩場所が撤去されたことで、座って休憩する場所がなくなってしまい、本当に困っていると切実な声が上がっています。ディスプレー、お願いします。アゼリア地下街には、唯一、新川ロードの川崎駅側に支柱を囲う形でパイプ式のデザインベンチが１か所設置されております。この写真のようなベンチでございます。ハミングガーデンの休憩場所の撤去に合わせて、11月に南広場において同様のベンチが新たに２か所設置されました。このベンチが新たに２か所設置されて、計３か所設置されている状況でございます。しかしながら、このようなベンチでは高齢者や障害のある方がゆっくり安心して利用することはできません。今後、ハミングガーデンは多目的スペースとして使用していくとのことです。現在、このようにクリスマスイベントとしてツリー等が飾られていますが、イベントごとに配置やレイアウト等に工夫を凝らせば、ベンチを設置するスペースは確保できるものと考えます。ディスプレーは結構です。川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアルでは、高齢者、障害者等の特性と、特性に応じて留意すべき主な事項として適宜休憩できる場所を設けるとの記載もあります。また、アゼリア地下街は、帰宅困難者一時滞在施設として

速報版

協定を締結しています。ベンチの種類も背もたれがある、なし、移動式、固定式、組合せベンチなど様々ある中で、福祉の観点を踏まえ、ハミングガーデンをはじめ、連絡通路を含めたアゼリア地下街への高齢者や障害者の方などにも優しいベンチの設置について見解と今後の対応を伺います。

○議長　原　典之　経済労働局長。

○経済労働局長　田邉　聡　川崎アゼリアのベンチ設置についての御質問でございますが、本市におきましては、川崎市福祉のまちづくり条例を踏まえ、高齢者の方や障害者の方にも安心して御利用いただける環境整備は必要と考えているところでございます。川崎アゼリア株式会社におきましては、休憩機能の確保として、11月に南広場に新たに２か所のベンチを設置したところでございますが、今後もこうした取組の状況の把握に努め、引き続き、関係局と連携しながら、市民の皆様が快適に利用できる空間を確保できるよう同社に促してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　意見要望です。アゼリア地下街では、我が会派が重ねて要望してきた点字ブロックの本格的な整備に着手したところです。川崎で最大の地下街として、高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安全かつ快適に利用できるユニバーサルデザインの地下街を目指すとともに、全ての人に優しい福祉のまちづくりに向けて、関係局区が連携をして一層の取組を推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。富士見公園のトイレ利用及びビオトープについて建設緑政局長に伺います。富士見公園のトイレは、北側エリアのクラブハウス内、南側エリアにはパークセンター内と芝生広場に近接するアメニティトイレの３か所に設置されていますが、このうち、アメニティトイレについて伺います。このトイレは、令和６年10月の供用開始以降、利用時間は８時から21時までとされていました。今年の春から夏の時期にかけて公園内での健康体操など早朝からの利用が増えたことにより、特に朝の時間帯においてトイレの利用時間を早めてほしいとの要望が多数ありました。この間、所管課と利用時間の変更について調整をさせていただいておりましたところ、このたび12月９日に朝の時間帯が２時間早まり、６時から21時までと変更されました。本件につきましては、まずはありがとうございました。早朝から公園を利用している地域の皆様からも安心して利用できるとの声を伺っております。１点だけ確認しておきます。変更まで少し時間を要したようですが、調整内容など理由を伺っておきます。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　富士見公園についての御質問でございますが、南側エリアのアメニティトイレにつきましては、防犯上の理由により、夜間、パークセンターと共に機械警備をしており、利用時間は午前８時から午後９時まで、鍵の開錠施錠はパークセンターの営業時間に合わせ、指定管理者が手動で行ってきたところでございます。利用時間の変更に当たりましては、機械警備のシステムをパークセンターと切り離してトイレ単体に変更すること及び鍵の開錠を電磁ロック導入により自動化する必要があったことから指定管理者と協議調整を行い、このたび改修等を実施し、利用開始時間を朝６時からに変更したものでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　理解いたしました。御調整ありがとうございました。次に、昨日、同僚の田倉議員も多摩区の水辺の楽校のビオトープについて議論されましたが、私もビオトープについて質問をさせていただきます。アメニティトイレと同様に令和６年10月に供用開始された農と自然を体感する広場にあるビオトープについてです。令和５年第３回定例会の一般質問においても議論をさせていただきましたが、整備後の現状について質問させていただきます。ビオトープの整備に当たり、要求水準書では、エコトーンの範囲には、湿地性の植物を植栽し、生物多様性の保全に寄与するとともに、修景効果を生む都市型のビオトープ池として整備することと記載されています。また、さきの私の一般質問において、生物多様性の保全や環境学習の場としての活用を目的とし、自然に生物が集まる環境整備を進めていく旨の答弁がありました。ディスプレーをお願いいたします。こちらは、草木が最も生い茂り、多くの生物が活発に活動する季節である８月の写真であります。見て分かるように、陸地と水域の境界――いわゆるエコトーン部分に湿地性の植物はなく、水生植物を含む植生が形成されていません。また、丸太や倒木、置き石や石組み等もなく、日陰や生物の隠れ場、産卵場所等もありません。さらに、何のしつらえや工夫も施されておらず、景観形成の面でも十分とは言えない状況です。供用開始から１年以上が経過しましたが、生物の生息・生育環境としては残念ながら乏しい状況です。この間、どのような生物が確認されているのか伺います。あわせて、この状況をどのように捉えているのか、見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　富士見公園についての御質問でございますが、ビオトープエリアにつきましては、既存の池を生物多様性の保全に寄与することを目的に、エコトーンのあるビオトープ池として改修整備したものでございまして、自然に生物が集まる環境とするべく極力手を加えない自然な状態としており、春にはカエルやヤゴ、アメンボなどの生物の姿が確認されております。整備後１年が経過いたしましたが、現状のビオトープ池には生物が産卵したり隠れたりする生息環境やエコトーンの範囲における湿地性の植物が不足していると考えており、より良好な環境整備に向けて指定管理者と検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　検討や施工に当たっては、このような中途半端な状況とならないよう、必要に応じてビオトープの専門家や自然生態系に精通した有識者の意見を適切に取り入れ、予算制約があることも承知しておりますが、計画性を持って、将来を見据えた着実な整備が進められるよう要望しておきます。次に、令和６年第４回定例会の私の一般質問で議論させていただきました富士見公園の市民協働運営に関する会議体について、７月からふじみパークプラットフォームが立ち上げられました。また、本市では、ホトケドジョウ等の貴重な生物について学習を深めている学校もあります。富士見公園のビオトープは自然に生物が集まる環境整備を進めていくとのことですが、例えばホトケドジョウやメダカなどを放流し、学習の場として生育環境をつくり、観察していくことも考えられます。市民協働でビオトープをつくり、育てていくことについて見解を伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　富士見公園についての御質問でございますが、ビオトープで

速報版

の市民協働による取組につきましては、子どもたちの自然学習や地域コミュニティの形成などに効果があると考えており、富士見公園におきましては、地域の町内会や子ども会など、様々な主体が連携しながら管理運営に積極的に関わっていく仕組みづくりとして立ち上げたふじみパークプラットフォームの活用も視野に入れ、検討してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　ビオトープは、生態系の多様性や生物の生息空間の確保だけでなく、環境教育の場としても重要な役割を持っています。同エリアには水田や農園、流れ等もある中で、目指すところや展望について見解と今後の取組を伺います。あわせて、生態系ネットワークとしての位置づけについて見解を伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　富士見公園についての御質問でございますが、ビオトープエリアにつきましては、都市部における生物の貴重な生息空間であるとともに、農と自然を体感する広場の自然学習の機能を高め、また、公園の修景効果を生むものと考えておりますことから、より一層、これらの効果や魅力が高まるように取組を進めてまいります。また、富士見公園は生態系ネットワークの形成に寄与する都市部における貴重な緑の拠点であり、都市の生態系をつなぐ役割があるものと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。意見要望です。富士見公園が都市部における生態系ネットワークの一つの重要な拠点として位置づけられ、このビオトープに多様な生物が集まり、生息、定着することを期待しています。あわせて、子どもたちをはじめ多くの市民が身近な自然に親しみ、市民協働の視点も重視しながら、環境や生物多様性について学びを深めることのできる学習の場としても魅力ある都市型ビオトープが整備されることを要望しておきます。

次の質問に移ります。浅野町緑道について川崎区長に伺います。浅野町緑道は、産業道路の愛称で呼ばれる主要地方道東京大師横浜の下り車線の歩道に接しており、南渡田町、浅野町、池上町にまたがり断続的に続く延長約１キロメートルの緑道です。古くは市電の旧線路用地でありましたが、昭和52年に都市公園法の告示を受けて以来、条例に基づき緑道として管理しています。また、緑道の地下――緑道の下には神奈川県内広域水道企業団が管理する内径1,800ミリメートルの重要な送水管が西長沢浄水場から布設されていることから、同企業団が所有する土地が一部含まれているとのことです。ディスプレー、お願いします。この緑道のうち浅野町と池上町の間の桜堀運河と接する約70メートルの箇所について、現在、このように周囲にフェンスが設置され、万能鋼板やゲートにより厳重に封鎖されているため、立ち入れない状況です。このように落書きもすごく書かれている状況であります。これは反対側からなんですけれども、樹木だったり、フェンスにより、車と歩行者、自転車等の接触もされうる危険な状況となっているわけでございます。いつ頃からこのような状況になっているのか、あるいは何か目的があるのか、時期や経緯、理由及び課題認識について具体的に伺います。あわせて、緑道と公園の管理の違いについて伺います。

○議長　原　典之　川崎区長。

○川崎区長　山﨑　浩　浅野町緑道の状況についての御質問でございますが、桜堀運河付近につきましては、調査したところ、閉鎖をした明確な時期等は確認できませんでしたが、過去に不法投棄や放火などが多発していたことから閉鎖したものと思われ、防犯上や安全上の課題があると認識しております。緑道と公園の管理につきましては差異はございませんが、双方とも市民が快適に利用できるよう管理する必要があると考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　再度ディスプレーをお願いいたします。時期等の詳細は不明とのことですが、過去に地域の安全や環境を損なう不当行為等が発生した経緯から閉鎖され、現在、この状態が極めて長期間にわたり継続している状況でございます。当該箇所については現状のまま放置すべきではなく、速やかに改善を図るとともに、地域や市民に開かれた適切な管理を行っていく必要があると考えます。見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　川崎区長。

○川崎区長　山﨑　浩　浅野町緑道の管理についての御質問でございますが、当該箇所につきましては防犯上及び安全上の課題があることから閉鎖をしておりますが、本来であれば緑道として開放すべきところと認識しておりますので、課題解決に向け、関係機関と協議を行ってまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　近隣においては、今年、街路樹愛護会が設立されたと仄聞をしております。当該箇所におきましても、地域の皆様の御意見を伺いながら市民協働による管理の方法なども考えられますが、見解と今後の取組を伺います。

○議長　原　典之　川崎区長。

○川崎区長　山﨑　浩　浅野町緑道についての御質問でございますが、区内の多くの公園緑地及び緑道につきましては、公園緑地愛護会や管理運営協議会により、除草、清掃等の美化活動や公園施設の保全等のため、維持管理活動を行っていただいており、有効な取組であると認識しております。当該箇所の協働の取組につきましては、高齢化等による担い手の確保などの課題がございますので、今後、周辺町内会の御意見を伺いながら、地域の方々に働きかけてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　意見要望です。当該箇所には防犯対策や安全対策を講じる必要があり、そのためには上下水道局をはじめとする関係機関との協議が必要とのことです。長年にわたり封鎖されていた経緯を踏まえ、直ちに開放をするなど性急な対応を求めるものではありませんが、適切な対応を図りつつ迅速かつ円滑に調整を進め、地域に開かれた安全で明るい緑道を整備していただきますようお願いいたします。なお、このほかにもバリケードが設置された箇所が一部ございますので、確認の上、併せて適切な管理をお願いいたします。また、浅野町緑道については、全域にわたり常に草木が鬱蒼としており、特に夏の時期には草木が繁茂し、歩行者等の通行に危険な状況も見受けられます。厳しい予算の中で手入れの順番等もあると存じますが、引き続き、パトロールを含めた定期的な管理を求めておきます。さらに、歩道には道路照明が設置されているものの、緑道側にも防犯灯を設置してほしいとの声を聴いています。地域からの防犯灯の要望に対しましては、状況

速報版

に合わせ適切に対応していただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、最後の質問になります。川崎市物品会計規則に係る備品の管理等について会計管理者に伺います。本市では、市長事務部局、教育委員会事務局及び消防局においては、物品会計事務に関して物品会計規則により定められており、第６条、物品の分類に備品や消耗品等について記載されています。備品とは比較的長期間にわたって、その品質または形状を変えることなく、使用、保存に耐えるものと記され、取得価格または評価価格、いわゆる基準価格が２万円以上の物が備品、２万円未満の物が消耗品とされています。まず、備品の数と管理方法等について伺います。あわせて、備品と消耗品との管理の違いについて簡潔に伺います。

○議長　原　典之　会計管理者。

○会計管理者　山崎陽史　備品の管理についての御質問でございますが、総合財務会計システムには、現在、約40万点の備品が登録されておりまして、調達等により物品が納入された際には受入れ検査を行い、備品出納簿に登載の上、備品票を作成、貼付する方法により管理を行っております。また、故障等により備品を廃棄する場合には、備品出納簿に廃棄の記録をし、該当備品から備品票を剝がして廃棄等の処分の手続を行っております。このように、備品出納簿と備品をひもづける方法により備品の管理を行っているものでございます。さらに、各所属で管理している備品の使用状況については年１回以上検査を実施し、適正に管理されているかを確認しているところでございます。次に、備品と消耗品の管理の違いについてでございますが、消耗品についても備品と同様に出納簿による管理が必要とされるところですが、備品と異なり、備品票を貼付する必要がないことに加え、受入れ後、直ちに消費するものなどについては出納簿での管理を省略できることなどがございます。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　現場での備品の管理方法については、各部署の状況や特性に合わせて適切に管理されているものと存じますが、例えば小中高等学校の学校現場においては備品の数が膨大であり、点検等の管理にかかる時間など、教職員の負担も大きいと仄聞します。現状の把握と課題認識について伺います。

○議長　原　典之　会計管理者。

○会計管理者　山崎陽史　備品管理の現状等についての御質問でございますが、備品につきましては、所属長を物品管理者として設置し、使用する備品の適正かつ円滑な管理及び処分を行っておりますが、学校現場をはじめ、所属によっては多くの備品を使用していることに加え、市全体でも保有する備品の数が増加傾向にあることから、物品管理事務が近年増加しているものと認識しているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　備品の基準価格について神奈川県下の自治体を調査したところ、藤沢市が20万円、横浜市、茅ヶ崎市、大和市が10万円、相模原市、横須賀市、平塚市が５万円、厚木市、小田原市が３万円でありました。なお、神奈川県は10万円とのことです。本市では、平成15年４月に基準価格を１万円から２万円に引き上げてから20年以上が経過しています。昨今の原材料費の高騰などに伴う価格の上昇や社会情勢等を踏まえ、備品の基準価格の引上げについて見解と今後の取組を伺います。

○議長　原　典之　会計管理者。

○会計管理者　山崎陽史　備品の基準価格についての御質問でございますが、基準価格につきましては地方公共団体において適宜規定できるものでございまして、本市においても物品会計規則の中で定めております。昨今の物価の高騰などにより基準価格の引上げも必要であるものと認識していることから、制度の見直しを検討しているところでございまして、他都市の動向や事務負担の軽減も考慮し、検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　長谷川議員。

○19番　長谷川智一　意見要望です。企業会計におきましては、各局個別の規程により備品の基準価格が定められています。事前のヒアリングでは、上下水道局は物品管理規程により１万円、交通局は会計規程により２万円、病院局は会計規定及び備品管理要領により２万円とのことでした。それぞれ事情はあるかと存じますが、会計室及び企業会計を含めた関係局が情報共有を図り、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。また、引上げに当たっては、御答弁にありましたように、現場における切替え時にシステムを含めた事務負担の軽減について考慮していただき、また、今後、備品の基準価格が引き上げられた場合においても、これまでと同様に備品や消耗品等の物品を大事に取り扱い、長く使用していただくとともに、予算を含めた適切な物品管理の徹底に努めていただきますようお願いいたします。以上で質問を終わります。それぞれありがとうございました。

○議長　原　典之　22番、浦田大輔議員。

○22番　浦田大輔　私は、通告のとおり一問一答にて順次質問させていただきます。

防犯対策について伺います。私は、令和元年第３回定例会の一般質問において、防犯カメラの設置を町内会・自治会等の安心・安全まちづくり団体に一任するのではなく、市が主体となり積極的に進めるべきであると求めてまいりました。現在、川崎駅周辺には戦略的に100台の防犯カメラが設置され、運用が図られております。このたびの我が党の代表質問の御答弁でも、その効果が着実に現れてきているとのことでした。そこでまずは、川崎駅周辺100台による具体的な効果について市民文化局長に伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　防犯カメラの戦略的な整備についての御質問でございますが、防犯カメラの設置による犯罪抑止効果につきましては、カメラを設置した重点地区と地区外における罪種別、町名別の犯罪発生状況を比較検証したところ、重点地区では刑法犯認知件数の増加率が抑えられており、特にオートバイ、自転車などの乗り物盗やひったくり、車上狙いなどの街頭犯罪に一定の効果が得られていることを確認したところでございます。また、本市では、神奈川県警察のみならず全国の捜査機関から防犯カメラ画像に関する照会を受けており、令和５年３月から本年11月末の期間内に計393件、延べ1,487台分の画像データを提供しておりまして、カメラ設置地区を管轄する警察署によりますと、データ提供した事件、事故について、おおむね７割が解決に至っているとのことでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　次に、町内会・自治会等を対象とした防犯カメラ設置補助事業について伺います。この事業は平成28年度に開始され、防犯カメラの設置を通じて地域防犯力と

速報版

体感治安の向上につながるものとして、今後も地域の要望等を踏まえながら促進していくとされています。そこで、平成28年度以降に各行政区で設置された台数と申請数について市民文化局長に伺います。あわせて、比較のため、神奈川県警が公表する各区の刑法犯認知件数についても伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　各区における防犯カメラの設置状況等についての御質問でございますが、防犯カメラ設置補助事業における平成28年度から令和６年度の申請数及び設置台数につきましては、それぞれ川崎区は50台に対して20台、幸区は138台に対して41台、中原区は119台に対して38台、高津区は178台に対して97台、宮前区は125台に対して54台、多摩区は249台に対して121台、麻生区は180台に対して81台となっております。なお、今年度につきましては、補助上限額の増額により昨年度を上回る申請数となりましたが、予算の拡充を図ったことにより、全ての申請に対して補助を実施できる見込みとなっております。また、区別の刑法犯認知件数につきましては、令和７年１月から10月末までの暫定値ではございますが、川崎区2,106件、幸区903件、中原区910件、高津区997件、宮前区643件、多摩区802件、麻生区585件となっております。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　これまでの設置台数は、川崎区が20台、幸区が41台、中原区が38台、高津区が97台、宮前区が54台で、多摩区が121台、麻生区が81台です。また、刑法犯認知件数は、川崎区が2,106件、幸区が903件、中原区が910件、高津区が997件、宮前区が643件、多摩区が802件、そして麻生区が585件となっております。令和元年度にも指摘をいたしましたが、刑法犯認知件数と防犯カメラの申請、設置台数が見合っていない状況が続いております。この点について見解を市民文化局長に伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　防犯カメラの設置状況についての御質問でございますが、防犯カメラ設置補助制度につきましては、これまでも補助上限額の増額やカメラ機器の更新も補助対象とするなど、制度の拡充に努めてきたところでございますが、現状といたしまして各区の設置台数に相違が生じており、地域特性などの様々な要因によるものと認識しております。補助申請については、それぞれの町内会・自治会等で地域の状況に応じた検討が行われ、判断されているものと考えておりますが、さらなるカメラの設置促進に向け、神奈川県警察と連携を図りながら、町内会・自治会等に対して、より丁寧な御案内に努めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　川崎市内の令和７年10月暫定値の刑法犯認知件数6,946件のうち特に割合が高いのは窃盗犯で4,926件です。窃盗犯罪抑止に防犯カメラが有効であることは様々な調査からも確認されております。市長は、最も安全な都市という地位を奪還するとし、これまで戦略的に配置してきた川崎駅周辺の防犯カメラの効果を認めた上で、今後は市内各所に効果的に設置を進めていくとされております。特に防犯カメラの直接設置は補助設置と比べて犯罪抑止効果が高く、より一体的、計画的な配置が可能であるとの調査結果もあると仄聞しております。現状、市は犯罪発生件数の多い駅周辺を重点地区としておりますが、今後、さらなる展開に当たり、駅周辺以外の地域に新たな重点地区を設定する考え

があるのか、その見解と対応を市民文化局長に伺います。
○議長　原　典之　市民文化局長。
○市民文化局長　高岸堅司　防犯カメラの戦略的な整備についての御質問でございますが、防犯カメラの設置につきましては、犯人検挙への貢献はもとより、犯罪の未然防止や抑止を図り、体感治安の向上につながると考えておりまして、これまで戦略的に配置してきた川崎駅周辺の防犯カメラの効果が着実に現れてきていることから、地域の犯罪発生状況や防犯カメラの設置情報を把握し、データを分析している県警察と密接に連携しながら、今後、他地域への展開を図ってまいります。以上でございます。
○議長　原　典之　浦田議員。
○22番　浦田大輔　令和４年度の予算審査特別委員会において、他自治体の取組として、東京都荒川区や愛知県小牧市などで、防犯カメラ設置だけではなく防犯ガラスや防犯フィルムなどの防犯対策全般に助成金制度を設けている例を紹介しました。また、今回の代表質問でも東京都の取組を再度紹介いたしまして、本市でも同様の支援策の検討を求めました。特に刑法犯認知件数の多い川崎区では、町内会・自治会による防犯カメラ設置の申請団体数、申請数は、令和６年度で４台、令和５年度に至っては申請自体がないなど下げ止まりとなっております。これまでの制度だけでは設置促進が頭打ちになりつつあります。体感治安向上の観点から、本市として新たな支援策や制度設計は必要と考えますが、改めて、見解と今後の対応を市民文化局長に伺います。
○議長　原　典之　市民文化局長。
○市民文化局長　高岸堅司　防犯対策についての御質問でございますが、市民の皆様の防犯意識を高めるには地域防犯力の向上を図ることが何よりも重要であると考えておりまして、本市ではこれまでも、県警ＯＢによる住宅の防犯診断や出張防犯講話、高齢者を対象とした迷惑電話防止機器の無償貸与を実施しており、これらの取組につきましては皆様から好評を得ているところでございます。今後も、県警察をはじめとする関係機関や地域の団体等と連携し、安全で安心なまちづくりに取り組むとともに、防犯対策の強化に向けた他都市の取組につきましても調査研究してまいります。以上でございます。
○議長　原　典之　浦田議員。
○22番　浦田大輔　意見要望を申し上げます。2020年度実施の川崎市子ども・若者調査において、子育てしていて困っていることは「子どもが犯罪に巻き込まれないか不安である」が最も高くなっております。2024年度実施した調査においても同様で、加えて、前回調査の44.4％に対して56.9％とさらに高くなっております。通学路を重点地区に設定するなど、子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりの推進を要望いたします。また、防犯カメラ設置補助金交付制度も本年度で10年目となります。地域特性などの様々な要因により各区の設置台数に相違が生じているとの御答弁もありましたが、しっかりと要因を精査していただき、さらなる防犯カメラの設置促進に向けて取り組むとされておりますので、制度の検証を行っていただき、より体感治安の向上につながる制度の構築を要望いたしまして、次の質問に移ります。
　次に、進路相談について伺います。高校進学は義務教育ではないものの、実際には多くの生徒が進学を選択しており、将来を左右する重要なターニングポイントです。全国の中学校卒業者の高校等進学率は98.8％と極めて高く、本市においても同様に高い水準で推移

速報版

しております。まずは、昨年度の本市における進学先の高校の割合など、その傾向について教育次長に伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　市立中学校卒業者の進学先についての御質問でございますが、令和６年４月の進学先の割合についてでございますが、全日制につきましては、市立高等学校が約10.5%、市内の県立が約29.2%、国立及び市外の公立が合わせて約15.4%、私立が約33.3%となっており、定時制及び通信制につきましては合わせて約8.7%、特別支援学校につきましては約1.7%となっております。傾向につきましては、10年前の平成26年４月との比較において、市内の県立が約5.2ポイント減少、定時制が約2.3ポイント減少している一方で、国立及び市外の公立が約3.6ポイント増加、通信制が約3.7ポイント増加している状況となっております。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　本市の調査では、中学校２年生の保護者が抱える子どものことで心配なこと、悩み事のうち、学習、進学、受験が72.9%と最も高く、進学に対する不安が中学校段階の早期から存在していることが確認されております。本市が実施している進路相談に関する取組内容について伺います。また、進路相談に当たって担任教員が参考としている資料や情報等について教育次長に伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　進路相談についての御質問でございますが、進路相談につきましては、神奈川県教育委員会及び本市教育委員会が開催する学年主任、進路指導主任を対象とした説明会において、県立や市立学校の定員や志願方法等について情報共有が行われております。各学校におきましては、県や市の説明会における資料のほか、過去の進学に関するデータや進路情報誌、私立学校から提供される情報等を用いながら、保護者説明会や三者面談、教育相談等において生徒や保護者に寄り添いながら、よりよい進路選択ができるよう指導助言を行っているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　生徒のことをよく知る担任教員が寄り添うことは大変重要ですが、多岐にわたる高校等の進学先の把握は負担が大きいと考えます。また、現在の高校授業料無償化により進学の選択肢が広がる一方で、生徒、保護者が受け取る情報量は増加し、判断の難しさも増すことが予想されております。現行では、担任教員が各自の経験に基づいて相談対応を行っていると認識していますが、進路相談が教員の経験に依存している現状は限界があり、異動によりノウハウが失われるなど、属人化による課題が避けられないと考えます。現状の課題認識を教育次長に伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　進路相談についての御質問でございますが、進路相談につきましては学校全体として情報を共有することが重要であると考えておりますので、今後につきましても、各学校において進路指導委員会等を開催し、学級担任だけでなく、学年主任、進路指導主任を中心に生徒一人一人の進路希望状況等を確認するなど、組織的な対応を図ってまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　意見要望を申し上げます。現在、進路指導においては特段大きな課題は生じていないとの見解がある一方で、現場では具体的な支援体制の欠如が顕在化しております。本年、中学３年生の生徒の保護者の方から、受入れ公立高校が特定できず、担任教師から行ける公立高校はないので私立高校を探してくださいとの回答を受け、進路選択に頭を抱えているとの御相談をいただきました。この事案に関して教育委員会に問い合わせたところ、進路相談の専門窓口はなく、私立高校合同説明会や各学校の進路指導の担当や担任が対応しているとの回答でした。神奈川県内には約231校の高校があり、東京都の高校の数は約429校で、そのうち約半数が私立高校で、多様な学校が存在します。にもかかわらず、教員個人の知識や負担に頼らざるを得ない状況は、生徒の多様な進路選択の機会を狭めています。こうした現状を改善し、生徒の進路に関する情報を組織的、効果的に活用するため、生徒の進路に関する情報を一元管理し、教員の負担軽減と指導の質向上を図るための対応が求められます。例えば生徒の特性に合った公立・私立高校の多様な選択肢を自動的にリストアップするなど、教員が進路指導の選択の幅を広げるための情報提供アシストとしての進路指導支援システムの導入や教育委員会内に一元化された進路情報相談サポートセンターを設置し、教員からの具体的な質問対応や最新の私立高校情報の提供を集中的に行える体制が必要であると考えます。私立高校授業料の無償化や通信制高校への進学者の増加傾向などの進路先の多様化を踏まえ、生徒の潜在能力や非認知能力の成長、個性や多様な価値観を学校側が捉えていることを前提条件とするなど、その運用方法に配慮が必要であるとは考えますが、他都市等の取組の調査研究など取り組んでいただきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

路面下空洞調査について伺います。埼玉県八潮市において水道管の破損が原因と見られる大規模な道路陥没が発生し、周辺住民のみならず、県内12市町にわたり下水道の使用制限が行われるなど、約120万人の生活に多大な影響が生じました。道路陥没がもたらす影響の大きさを踏まえれば、路面下に潜む空洞を的確に把握するための調査は極めて重要です。見解とこれまでの調査実績について建設緑政局長に伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　路面下空洞調査についての御質問でございますが、交通量の多い幹線道路において路面陥没が発生した場合につきましては、大規模な交通渋滞の発生や通行者への被害など、道路利用者や沿道住民への大きな影響が想定されるため、道路の陥没を未然に防ぎ、道路機能を十分に発揮させるよう、路面下における空洞の存在を把握する調査は重要であると認識しております。本市におきましては、平成２年度から専門業者による空洞調査を実施しておりまして、東日本大震災を契機として、平成25年度からは、緊急輸送道路を含む幹線道路約210キロメートルを対象に、６年間を１サイクルとして調査を行っているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　路面下空洞調査においては、空洞を見逃さない高精度な非破壊検査技術とその結果を正確に解析し判断する能力が不可欠です。これらを確保するため、国土交通省や他自治体では、コンペ方式や総合評価方式による業者選定が導入されております。見解と適切な業者選定に向けた取組について建設緑政局長に伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

速報版

○建設緑政局長　河合征生　路面下空洞調査についての御質問でございますが、本調査につきましては、道路の構造上、空洞による路面の変化が生じにくく、通常の道路パトロールでは異常を発見することが難しい幹線道路等を対象に、専門業者による調査を実施していることから、効率的に空洞を発見する能力を有する業者を選定することが重要であると考えております。専門業者の選定につきましては、平成29年度以前には調査に必要な探査車を有している業者による指名競争入札としていたところ、業者間における技術力の差が認められたため、効率的に空洞を発見することができる業者の選定方法を検討し、平成30年度から技術力かつ競争性を加味した総合評価一般競争入札を採用しておりまして、現在まで、この方法による業者選定を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　ありがとうございます。

関連しまして、新潟東港では、2018年５月16日に臨港道路が陥没しトレーラーの荷台が落下する事故が発生しております。原因は護岸基礎の腐食による土砂の吸い出しと推定され、翌17日から実施した類似箇所の空洞調査では、深さ0.04メートルから２メートルに及ぶ33か所の空洞が確認されたと報告されています。同様のリスクへの備えとして、川崎港における臨港道路及び港湾施設の空洞調査の実施状況について港湾局長に伺います。

○議長　原　典之　港湾局長。

○港湾局長　森　賢一　川崎港における空洞調査の実施状況についての御質問でございますが、本市が管理する臨港道路を含む港湾施設におきましては、港湾法に基づき施設ごとに定めた維持管理計画に沿って維持管理を行っております。維持管理計画の内容としましては、国土交通省が定める港湾の施設の点検診断ガイドラインに基づいて、５年間を１サイクルとして200を超える対象施設を点検することとしており、陸上及び海上から目視により変状を把握し、構造物のひび割れ、沈下及び土砂の吸い出し等の兆候が見られた場合には、施設の空洞調査や潜水調査等を行った上で必要な補修等を実施してきたところでございます。今年度につきましては、夜光物揚場や水江町南護岸等において、レーダー探査車による空洞調査を実施しているところでございます。引き続き、定期的な点検診断を実施し、港湾施設の適切な維持管理に努めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　意見要望を申し上げます。川崎港が本市の防災拠点としての役割や産業活動、広域物流を支える極めて重要な拠点であることを踏まえると、より一層の安全対策が求められると考えます。臨港道路の総延長は約17キロメートルと比較的限られており、これまでの建設緑政局が実施した路面空洞調査の実績から見ても、必要となる予算規模は過度に大きくならないものと考えられます。こうした点を総合的に勘案し、市民の安全確保はもとより、物流機能の安定的な維持強化を図る観点から、臨港道路を含む港湾施設について路面下空洞調査を計画的に実施されるよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

改正労働安全衛生規則について伺います。昨今の猛暑、気候変動の影響を受け、2025年６月から改正労働安全衛生規則が施行され、事業者に対して、熱中症リスクが高まる作業環境における体制の整備等が明確に義務づけられ、適切な措置を講じていない場合は罰則対象となることになりました。本市の工事における対応について、まちづくり局長に伺います。

○議長　原　典之　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　改正労働安全衛生規則についての御質問でございますが、改正労働安全衛生規則によるまちづくり局発注の建築工事等の取組といたしましては、本年５月に厚生労働省から発出された通知を受け、受注者に対し、緊急連絡先や報告体制の整備、熱中症に対する措置の手順書作成及び作業従事者への手順等の周知を指示したところでございます。なお、個別の現場においては、連絡体制や緊急時の手順の掲示など、適切な体制の確保や作業従事者に周知が行われていることを確認しているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　暑さ指数が28度以上、または気温が31度以上の環境下で連続１時間以上、または１日４時間以上の作業が見込まれる場合、熱中症を生ずるおそれのある作業として、事業者に見つける、判断する、対処する体制整備が義務づけられ、具体的な対策として、暑さ指数が基準値から３度程度超える場合は原則作業中止やそれに準じた措置が推奨されております。特に暑さ指数31度以上、気温では35度以上相当では原則作業中止が求められ、罰則規定も設けられました。本市が発注者となる工事においては、安全・健康確保の責任が強く問われます。工事の時期や工期の設定に配慮すべきと考えますが、見解と対応をまちづくり局長に伺います。

○議長　原　典之　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　熱中症対策における工事の時期等についての御質問でございますが、近年の気候変動の影響から夏季において気温の高い日が続く中、建築現場における熱中症対策につきましては、発注者として大変重要と認識しているところでございます。このため、工期設定等につきましては、施設所管局からの事前の相談において、熱中症などを考慮して時期を検討するよう要請しているところでございます。やむを得ず猛暑等の時期の工事となる場合は、ＷＢＧＴ値に基づいた作業不能日数を発注時の工期に見込んでおり、当該日数を超えた場合は必要に応じ工期を延長することとしております。また、現場の安全と健康管理につきましては、作業場所への仮設冷風機の設置や空調設備を整備した作業員の休憩スペースの確保などの熱中症対策を適宜行っているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　川崎市環境局環境総合研究所が令和３年８月に小学校体育館内における暑熱環境調査を実施しておりますが、結果概要を環境局長に伺います。

○議長　原　典之　環境局長。

○環境局長　中山健一　小学校体育館における暑熱環境調査についての御質問でございますが、本調査は、令和３年８月３日から３日間、川崎区内の小学校１校の体育館において、日射や外気温等により室内がどのような暑熱環境となっているかを把握するため、暑さ指数計などを用いて実施したものです。調査では、体育館の窓等を開閉し暑さ指数を比較した結果、窓等を閉め切った場合は31.1度、開放した場合は27.9度となり、3.2度の差が生じたことを確認しております。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　労働安全衛生規則改正と夏季の気候状況を踏まえ、特に学校関連工事

は夏季休業中に行われることが多いことから、安全性と効率性のバランスに十分な配慮が必要です。見解と対応を教育次長に伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　夏季休業期間中の工事についての御質問でございますが、普通教室や職員室等につきましては、学校運営に影響があることから、夏季休業期間中に工事を行う必要がありますが、気候変動の影響等を踏まえた工事の暑熱対策は重要であると認識しているところでございます。そのため、学校運営への影響が少ない特別教室や体育館等につきましては、夏季休業期間中に工事が集中しないように実施するなど、関係局と連携しながら対応してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

最後の御質問に移ります。小田公園について伺います。公園は、子どもたちが体を動かし、社会性を育む大切な生活空間です。一方で、ボール遊びに伴う敷地外へのボール飛球、家屋への接触など、近隣住民に負担が生じているのも事実です。公園は住民同士の対立を生む場所ではなく、地域コミュニティを育む共通資産であるべきです。そのためには物理的対策による環境整備も必要です。近隣住民への配慮と子どもの健全な遊び環境の両立を図るため、防球フェンスの設置について見解と対応を川崎区長に伺います。

○議長　原　典之　川崎区長。

○川崎区長　山﨑　浩　小田公園についての御質問でございますが、公園でのボール遊びにつきましては、公園でのルール作りのガイドラインに基づき、数人でビニールボール等を使用してキャッチボールやパスなど、他の利用者等に迷惑にならず、譲り合いながら行う限りは禁止としておりませんが、当該公園につきましては近隣の住宅にボールが飛び込むことなどがあったため、地域からの要望により注意喚起の看板を設置し、マナーの啓発を行ってきたところでございます。防球フェンスの設置につきましては、設置することによる様々な騒音等の問題もございますことから、地域の方々に御理解いただくことが必要不可欠と認識しております。また、当該公園につきましては、地域の方々の御意見を伺いながら平成28年度までに再整備を実施したところでございますので、改めて、地元町会に防球フェンスの必要性も含め御意見を伺い、近隣住民等への配慮と子どものボール遊びの環境整備の両立を図ることができるよう対応を検討してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　小田公園への土のうステーションの設置について伺います。本年９月11日の記録的短時間大雨では、東小田小学校で１時間当たり66ミリの猛烈な降雨が観測されました。本年10月の我が党の総括質疑においても、土のうステーションの計画的な設置拡充を求めたのに対して、浸水被害の状況を踏まえ拡充について検討していくとの御答弁をいただきました。小田公園への土のうステーションの設置について見解と対応を建設緑政局長に伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　土のうステーションの設置についての御質問でございますが、土のうステーションにつきましては、開庁日などにかかわらず、市民の皆様に随時活用していただける仕組みとなっており、浸水に対する事前の備えとして有効な取組である

と認識しているところでございます。当該公園への土のうステーションの設置につきましては、今後、川崎区役所道路公園センターが地元町内会に御意見を伺い、設置に向けた検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　時間の関係で、最後の質問にさせていただきます。小田公園の近隣で外壁の落書きが発生したことから、防犯カメラの設置を求める声があります。見解と対応を建設緑政局長に伺います。また、防犯カメラ付自動販売機の設置についても伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　小田公園についての御質問でございますが、本市では、大規模公園等において、施設の保安管理上設置が必要な場合や複数回にわたる器物破損等が行われ、カメラの設置以外に合理的な方策がない場合に公園内に施設管理用カメラを設置しておりまして､小田公園につきましては２台のカメラを設置しているところでございます。また、防犯カメラ付自動販売機につきましては公園利用者の安全性や利便性の向上に資するものと考えておりますが、一方で、設置に当たりましては、地域の理解を得る必要があることや自動販売機事業者における採算の確保等の諸条件もございますので、設置者となる公益財団法人川崎市公園緑地協会と協議の上、設置について検討してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　浦田議員。

○22番　浦田大輔　それぞれ御答弁が終わりました。質問を終わります。

○議長　原　典之　お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長　原　典之　御異議ないものと認めます。およそ５分休憩いたします。

午前11時27分休憩

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

午前11時33分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも41人」と報告〕

○議長　原　典之　会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。発言を願います。30番、後藤真左美議員。

○30番　後藤真左美　通告に従いまして質問を行います。

まず、田島支所及び田島コミュニティセンターの基本設計への市民の意見反映と活動場所の保障についてです。ディスプレー、お願いいたします。老朽化した田島支所の建て替えとともに、近隣の田島こども文化センターと田島老人いこいの家の機能を併せた新たな複合施設の整備について、設計から施工する民間事業者が６月に決定し、現在、基本設計を行っているとのことです。11月30日のワークショップには私も参加し、具体的に確認することができました。まず、基本設計段階において、ワークショップなどで出された市民の意見はどのように反映されるのか伺います。設計が一定確定される前の意見反映ができるのはいつ頃までなのか伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　ワークショップにおける御意見についての御質問でございま

速報版

すが、いただいた御意見につきましては、事業目的や要求水準に反しない場合、可能な限り計画に生かしていきたいと考えており、基本設計への反映につきましては、来年１月中旬までの御意見について事業者が検討を行う予定となっております。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　意見について計画に生かしていきたいとのことですが、ワークショップの参加者は２回で合計31名は少ないのではないでしょうか。大事なワークショップですから意見反映ができる場であることを広く呼びかけ、支所と少し離れた小田地区などでも出前説明会を開催するなど、回数を増やすべきです。伺います。グループや団体などから説明を求められたときには説明会を開催することを可能とすべきです。また、それをホームページなどに掲載し、周知し、呼びかけるべきです。伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　ワークショップの周知等についての御質問でございますが、ワークショップの開催に当たりましては、地域の各種団体への説明のほか、市政だより川崎区版への掲載、小田地区を含む田島地区の町内会へのチラシの配布、田島支所をはじめとする公共施設へのチラシの配架、市ホームページやイベントアプリへの掲載、ＳＮＳの活用なども行い、周知に努めてきたところでございます。参加できなかった団体等へは、御要望があった場合、個別に対応してまいります。また、そのことにつきまして市ホームページに掲載いたします。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　まだ意見反映ができる場があることを広く周知するよう要望いたします。ワークショップや聞き取りなどで、絵手紙や書道などに水栓台が必要、調理室が狭い、調理室の場所を変えたほうがいい、１階会議室はガラス張りとのことだが、ブラインドなどが必要、屋上に日よけが欲しい、音楽室にはステージが必要など、設計に関する意見が出されています。変更は可能なのか、意見に対してのフィードバックはどのように行うのか、伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　設計に関する意見についての御質問でございますが、市民意見の設計への反映につきましては、事業目的や要求水準に反しない場合、可能な限り行うものと考えており、検討結果につきましては、別途説明会を開催する予定でございます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　利用されるのは市民の皆さんです。変更を希望されている点についてはできる限り対応いただくよう要望いたします。

田島老人いこいの家と田島こども文化センターは違う専門性を持った施設ですが、設計では同じフロアで部屋などを共有することになっており、これまでの在り方が失われてしまう重大な変更です。いこいの家には４つの活動諸室があります。昨年度は９団体が午前と午後にわたって利用され、手づくり趣味教室などの教養講座や行事、レクリエーションなど指定管理者が開催、また、こども文化センターでは３つの部屋で７団体が主に午前中に活動され、年間を通じて遊び指導を行うなど、それぞれ活発に活動しています。設計では、静的活動スペースは仕切ったとしても２部屋、動的活動スペースは１つです。合計３

部屋しかありません。今習っているものが全部継続してほしいとの当然の声があります。利用されている皆さんの活動場所はこれまでどおり保障されるのか､川崎区長に伺います。
○議長　原　典之　川崎区長。
○川崎区長　山﨑　浩　田島コミュニティセンターの活動場所についての御質問でございますが、各種団体等の活動スペースの利用につきましては、様々な調整が必要になるものと想定しているところでございますが、静的活動スペースに加え音楽室等の諸室を利用するなど複合施設としてスペースを最大限に有効活用することで、多くの団体が活動できるよう、利用者の御意見を伺いながら指定管理者とその運用方法を検討してまいります。以上でございます。
○議長　原　典之　後藤議員。
○30番　後藤真左美　子どもたちへの説明については、先日の田島こども文化センターまつりで50名くらいの意見を伺うことができたとのことです。出された意見はどのように反映され、保障していくのか伺います。現在、こども文化センターでは自らの意思で３つの独立した部屋で過ごしています。設計では、これらの部屋に代わる活動スペースは大人の活動場所とも重なります。学校に行けない子どもも含め、自由に過ごせる専用の部屋が必要なのではないかとの御意見も寄せられています。過去に児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の要件を満たすように対応するとの答弁がありましたので、乳幼児室、キッズスペースとは別に、気兼ねなく過ごせる専用の部屋を確保すべきです。伺います。
○議長　原　典之　市民文化局長。
○市民文化局長　高岸堅司　田島こども文化センターまつりにおける子どもの意見等についての御質問でございますが、子どもの意見の設計への反映につきましては、事業目的や要求水準に反しない場合、可能な限り行うものと考えております。子どもの活動スペースの確保につきましては、こども文化センターの機能を継承した運動室、静的活動スペース等を想定しておりますが、その他諸室の利用も含め、今後、指定管理者等と施設の運営を検討する中で調整していくものと考えております。以上でございます。
○議長　原　典之　後藤議員。
○30番　後藤真左美　運営での対応では、児童厚生施設の役割は果たせません。自由に来館し、自らの意思で利用できる専用の部屋を確保、整備することを要望し、引き続き注視してまいります。
　次の質問です。臨海部浮島町原子炉施設の安全対策についてです。ディスプレー、お願いいたします。川崎市のホームページ、市内の原子炉施設の一覧表によると、東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所の運転状況は廃止措置中ですが、核燃料の有無の項目にはありと記載されています。廃棄物等の項目では、同社の原子力技術研究所及び研究炉管理センターともに保管中と記載されています。原子炉施設一覧表に記載されている内容は現在も変更はないのか伺います。また、核燃料の保有及び廃棄物の保管はいつまで続くのか伺います。
○議長　原　典之　危機管理監。
○危機管理監　柴山　巌　原子炉施設についての御質問でございますが、初めに、市ホームページに掲載されている川崎市内原子炉施設の一覧表には各施設の保管状況等を記載しており、その内容につきましてはホームページの最終更新日の令和３年５月12日時点から

速報版

現在まで変更はございません。次に、東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所における今後の措置等についてでございますが、核燃料の保管に関しては、令和７年４月に同研究所が国の原子力規制委員会に提出した廃止措置実施方針において、国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している外国の事業者に譲り渡すこととされており、同方針に示されている工程では令和14年に譲渡作業に着手すること、放射性廃棄物に関しては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において検討が進められている研究施設等廃棄物の埋設処分施設の稼働後に廃棄物事業者への委託により処分することを確認しているところでございます。また、埋設処分施設の稼働時期については未定であることを国から伺っております。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　ホームページ記載内容については現在まで変更なし、核燃料の保有は2032年に譲渡着手、廃棄物の保管は未定とのことです。2011年に発生した千葉県市原市の石油コンビナート爆発は、初期消火及び消防署による消火活動では鎮火に至らず、７日間燃え続けました。2025年４月21日、市原市のコンビナート火災は二塩化エチレンが約８時間燃え続けました。同様の事故が浮島地区で起こった場合、核燃料、廃棄物、原子炉構造物から放射線の拡散を防止することができるでしょうか。原子力プラント設計技術者の後藤政志さんによると、コンビナートの規模と火災の状況により、放射性物質の拡散と被曝の防止ができるかはできない可能性が高い、だから、火災による放射能のリスクが高くなることを覚悟する必要があるとコメントしています。近隣の殿町や江川には住宅と学校、幼稚園、保育園、病院、老人施設などもあります。川崎市は原子力プラント技術士のコメントについてどのように考えるのか、見解について伺います。

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　原子力施設についての御質問でございますが、平成28年３月31日に東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所が国の原子力規制委員会に提出した核燃料物質の使用に係る新規制基準の施行に伴う報告において、近隣の野外タンク火災時の影響について検証した結果、核燃料物質に影響はないとされており、本市におきましても原子力災害対策特別措置法に基づき年１回、管理状況等に関して立入検査を実施し、問題ないことを確認しており、同社による安全対策は適切に実施されているものと認識しております。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　2024年度川崎市原子力施設安全対策会議の議事録や示された報告書では、廃棄物の種類、保管量は公開されていますが、核燃料物質の在庫量及び原子炉利用以外の核燃料物質は公開されていません。万が一の事故で漏れが生じた場合など放射線量測定結果に異常を示す値を記録した場合、住民に対する周知、避難など、避難訓練を含めて迅速な対応はできるのでしょうか。放射線量測定結果に異常を示したときの川崎市の対応について伺います。

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　放射線測定結果に係る本市の対応についての御質問でございますが、本市では、神奈川県が原子力施設周辺に設置したモニタリングポストにより、平時から放射線量の監視を行っており、川崎市地域防災計画において、毎時５マイクロシーベ

ルト以上の放射線量を検出し、原子力施設によるものと確認された場合には市災害警戒本部を設置し、国や原子力事業者等と連携して情報収集や連絡調整を行うとともに、応急対応や医療救護、周辺住民への情報提供、避難所の開設など、必要な対策を実施するものと定めているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　万が一の事故による漏れなどの施設の安全について、近隣の野外タンク火災時の影響について検証した結果、核燃料物質に影響がないとの答弁でした。しかし、市原市の火災のように７日間に及ぶ苛酷な状況でも本当に市民に影響はないのかと懸念されます。また、毎時５マイクロシーベルト以上が確認された場合は、災害警戒本部を設置し、対策を実施するとの答弁でした。しかし、今回、質問や答弁があった内容について理解している市民がどれだけいるでしょうか。市民に分かりやすい説明や周知の機会を設けていくことを要望し、引き続き注視してまいります。

次に、川崎アゼリア、地下街の点字ブロック設置についてです。ディスプレー、お願いいたします。今年３月に駐車場への階段、９か所の警告ブロックの設置に続き、11月26日にＪＲ川崎駅中央口と北口、京急川崎駅や市役所通りを結ぶ経路に連続した点字ブロックの設置が完了しました。これは、川崎市視覚障害者福祉協会の皆さんが粘り強く移動の権利の保障を求めた運動の力と、議会でも全会一致で採択され、世論の広がりとともに実現されました。設置までのプロセスについて伺います。合理的配慮の提供に基づいた建設的対話を行うよう求めてきました。建設的対話について、何回行ったのか、誰が参加したのか、どんなことが話し合われたのか、視覚障害者の方からの特に強い要望と設置に当たっての御意見、アゼリア側の弊害や懸念事項について伺います。また、担当された職員の皆さんはどのような視点を持ち、どのようなことを学んだのか伺います。

○議長　原　典之　経済労働局長。

○経済労働局長　田邉　聡　川崎アゼリアの点字ブロックの設置についての御質問でございますが、設置に当たりましては、川崎市視覚障害者福祉協会との対話を昨年12月から計４回実施し、同協会と川崎アゼリア株式会社、本市においては経済労働局のほか、健康福祉局、建設緑政局、川崎区役所が内容に応じて参加し、設置位置やルート、ブロックの仕様などに関する協議が行われたところでございます。視覚障害者の方からの要望等につきましては、連続した黄色の点字ブロックを配置することなどがあり、川崎アゼリアからは、商業施設であることから、各テナントが使用する台車による搬出入への影響などが懸念として示され、対話等により対応を行ったところでございます。職員の視点等につきましては、視覚障害者の方にとってより使いやすい点字ブロックとなることが望ましいと考えており、10月に現地で御意見を伺ったことで、より安心して御利用いただけるものになったと認識したところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　関係局にも呼びかけ、４回の対話を行い、要望について意見交換しながら双方の納得、職員からも、使いやすい点字ブロックになるよう対話を行うことで実現できたとのことで、評価すべき取組となりました。既に総合案内や新川橋方面にもつなげてほしいとの御要望が届いています。予算を確保し、引き続き対話を重ねて、設置計画を立てるよう要望いたします。また、昨日も設置についての問合せがありました。視覚障

速報版

害者情報文化センターやアゼリアとも連携しながら、視覚障害者の方への周知徹底をするようお願いいたします。

次に、新本庁舎の１階やエントランスなどの誘導点字ブロックの設置についてです。６月議会では、御意見を持つ利用当事者としての川崎市視覚障害者福祉協会と積極的な対話を行うよう求めたところ、副市長から、今後対話の場を設けるとの答弁がありました。その後、いつ行い、どのような話合いがされたのか伺います。対話を通じ、担当職員はどのような学びがあったのかも伺います。国のガイドラインも踏まえ、対話を継続しながら設置へ向けていくべきと考えますが、伺います。

○議長　原　典之　総務企画局長。

○総務企画局長　池之上健一　本庁舎についての御質問でございますが、視覚障害者福祉協会との対話につきましては本年７月に実施し、有人案内を受けずに総合受付やトイレまで行きたいといったニーズや他施設での誘導方法等を伺ったところでございます。多様な視点からニーズ等を把握することは必要であると認識しておりますので、当該対話の内容等を踏まえながら、より利用しやすい施設となるよう、現在、整備方法を検討しているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　７月に対話を行い、整備に向けて検討しているとの答弁でした。大きな前進です。24日にも２回目の対話を予定していると聞いております。経済労働局の事例に学んで、設置に向けては対話を重ねて、より完成度の高い本庁舎となるよう要望いたします。

６月議会でも確認しましたが、本市では、人材育成基本方針、合理的配慮の提供等に関する基本方針、川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル、そして国の建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインなどで、市民との対話を積極的に行い、対応を検討し、より完成度の高い施設や施策に結びつけていくことが位置づけられています。アゼリアや本庁舎の取組はこれらを実践されたことだと評価いたします。市民との対話を積極的に行い、より高いものに結びつけている、こうした取組を通じ推進していくことについての藤倉副市長の受け止めについて伺います。

○議長　原　典之　藤倉副市長。

○副市長　藤倉茂起　福祉のまちづくりの推進についての御質問でございますが、様々な方に御利用いただく公共施設につきましては、誰もが安心して快適に利用できるよう配慮していくことが重要と考えております。そのため、福祉のまちづくりの制度所管、整備所管、施設所管などのそれぞれの部署が連携し、職員の意識の醸成を図り、各施設の特性に応じた施設の在り方について検討を進めていくことが必要であると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　藤倉副市長から、誰もが安心して快適に利用できるよう配慮していくことが重要、そのために、部署の連携、職員の意識の醸成、施設の在り方の検討が必要だとの大変心強い受け止めがありました。検討を進め、施策や方針へと結びつけていただくようお願いいたします。

こうした取組は好事例として全庁で共有し、福祉のまちづくりを推進する観点で生かし

ていくべきと考えます。その際に、具体的にはどのような方法が考えられるのか伺います。
○議長　原　典之　まちづくり局長。
○まちづくり局長　宮崎伸哉　福祉のまちづくりの推進についての御質問でございますが、誰もが安心して快適に利用できる施設の整備につきましては、各部署が連携して検討を進めることが重要と考えております。そのため、当事者参画などの事例につきましても、本市における施設整備を行う際の参考になるものと考えておりますので、各職員が意識を深める機会となるよう、施設を所管する職員向けの研修会等において共有を図ってまいります。以上でございます。
○議長　原　典之　後藤議員。
○30番　後藤真左美　好事例を無駄にせず、全庁で共有を図り、福祉のまちづくりをさらに推進していただくことを要望いたします。引き続き注視いたします。
次に、市営住宅の駐車場使用料の減免申請に関する提出書類についてです。６月議会で、障害者手帳の写しに加え診断書の添付は、合理的配慮の提供等に関する基本方針の観点からも見直しをするよう求めたところ、申請者の精神的及び金銭的に過度な負担とならないような配慮が必要であることから、提出の見直しを検討するとの答弁がありました。間もなく来年度の更新手続が始まります。見直しを行ったのか伺います。更新の案内しおりや申請書は分かりやすい記載が必要です。改善点について伺います。また、周知について伺います。
○議長　原　典之　まちづくり局長。
○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営住宅の駐車場使用料の減免についての御質問でございますが、減免申請における医師の診断書等の提出の見直しにつきましては、利用者の負担軽減のため、本年12月に川崎市営住宅駐車場管理運営要綱を改正し、施行したところでございます。具体的な改善点につきましては、医師の診断書等の提出を不要とし、市営住宅駐車場使用料減免申請書における減免理由についてチェック項目による自己申告方式に変更したところでございます。改正の周知につきましては、減免利用者に対し、更新手続が円滑に進むよう変更内容等をお知らせするとともに、管理代行者である川崎市住宅供給公社や駐車場管理を担っている自治会に対しても変更の案内を進めているところでございます。また、市営住宅駐車場の更新の案内しおりに分かりやすい例示を加えるなどの改訂を進めるとともに、駐車場を利用していない入居者に対しても毎年発行している市営住宅たよりにおいて案内してまいります。以上でございます。
○議長　原　典之　後藤議員。
○30番　後藤真左美　診断書等の提出を不要とし、申告書の記載もチェック項目による申告方式にするなど、改善を行ったとの答弁でした。市民の声を受け止め、古いままのやり方を人権擁護の観点から変更を行った姿勢を評価いたします。今後とも、古いものに対し絶えず見直しを行いながら、誰もが利用しやすい市営住宅の管理運営を行うよう要望いたします。
次に、南部身体障害者福祉会館の建て替え計画及び老朽化対策についてです。この会館は、身体障害者の自立更生を援助するとともに、地域活動の促進、福祉の増進を図ることなどを目的として1986年に設置されました。2006年からは指定管理者によって管理運営されています。2018年に策定された川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第

速報版

１次実施計画によると、本会館は、著しい老朽化などから区内の用地を想定し建て替え民設化するとしています。2026年度以降、運用開始予定としていますが、進捗状況など動きが不透明です。2018年からの主な経緯や取組、指定管理者とどのような相談を行っているのか伺います。また、建て替えに当たり、仮移転もしくは移転する場合のそれぞれの想定されている候補地について伺います。運用開始予定の見通しについて伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　南部身体障害者福祉会館についての御質問でございますが、建て替えに関わる主な動き等につきましては、これまで建て替え手法や候補地の検討、現在の指定管理者と移転後の機能相談等を行ってきたところでございます。現地建て替えの際に用いる仮移転先や移転建て替え先につきましては、本市が所有する現在の敷地周辺の低未利用地を候補地として検討しております。今後につきましては、周辺ニーズや他の身体障害者福祉会館を含めた機能検討を踏まえ、段階的、計画的な再編に向け検討を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　建て替えについて、具体的に報告できる状況ではないことが分かりました。老朽化も激しく、利用者さんや家族の方からどうなっているのかと声が届いています。進捗報告も含めて丁寧に説明を行うことを要望いたします。施設の老朽化についてです。会館に水漏れもあるとの声が届き、早速、現地視察と指定管理者から毎年提出されている施設管理者点検表の３年分を確認いたしました。ディスプレーをお願いいたします。２階ふじみ園廊下、食堂、トイレ前から雨漏り――これは雨漏り状況です。屋上フェンスにぐらつきがある、屋上パラペットにひび割れがある、東日本大震災以降、クラックが入っているなど、14項目の不具合が提出されております。事故のないように指定管理者によって応急処置で対応しているようですが、雨漏りで利用者さんが滑って転ぶ危険性があるなど、命の危険とも隣り合わせの不具合です。本市では、事業者選定等に関する手引きで指定管理者とのリスク分担を明確にしており、基本的に施設修繕のリスクは所有者である本市が負担すべきものとしています。計画的な改修工事は本市の責任です。点検表を基に指定管理者にモニタリングを行って、計画を立て、修繕を進めるべきです。対応について伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　南部身体障害者福祉会館についての御質問でございますが、本施設につきましては、川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第１次実施計画に基づき、施設に必要な修繕を行いつつ、民設化の検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　必要な修繕を行っているとの答弁でした。しかし、これは指定管理者がその限度額の範囲で行ってきた修繕などが主なものです。改修計画などがないのは建て替えを予定しているからだとの事前の説明もありました。しかし、先ほどの答弁からしてもその見通しもありません。今のまま補助をするのは市の責任放棄です。最低でも建て替えが具体的になる頃まで、本市の責任で、点検表を基に指定管理者からも話を聴いて、短・中期的な計画を立て修繕を行うことを強く要望いたします。利用されている方の御家

族から、バリアフリートイレは１つしかない、車椅子ユーザーの方が多く利用されているため、お互いの様子を探りながらトイレに行っているようだ、我慢をすることもあるようで体にも悪い、増やしてほしい、介助用大型ベッドの設置も必要、老朽化により、冬は寒く夏は暑いため、温冷風が出る扇風機を設置してほしいなど、トイレの御要望が届いています。これらの要望に応え、トイレの快適化に向けていくべきです。対応について伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　南部身体障害者福祉会館についての御質問でございますが、指定管理施設の改修につきましては、指定管理者からの提案や依頼に基づき、建物の構造やほかに必要な機能との兼ね合いを踏まえ、指定管理者と調整の上で対応を行っているところでございます。本施設におけるバリアフリートイレの増設等の要望につきましては、指定管理者からの提案等がございましたら、改修に関わる予算等を踏まえ検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　指定管理者からの提案等があったら検討するとの答弁です。提案がなければ検討しないつもりですか。バリアフリートイレの増設や介助用ベッドの設置となると100万円は超えると思われます。そうなれば本市の責任で行う改修工事です。本市のほうから働きかけ、指定管理者の話や実情をよく聴き、体調に影響することですから、トイレの快適化の実現に向けていただきますよう要望いたします。施設の長寿命化についてです。2022年策定の資産マネジメント第３期実施方針には、長寿命化とは、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けること、計画的に予防保全的な改修も行うとしています。実施方針の中で、策定当時において36の障害者福祉施設が示されていますが、計画的な保全が行われているのか、計画のない施設はどこか、伺います。障害者施設は命の危険につながることもあるため、特段の配慮が必要です。計画のない施設については施設保有者である本市の責任で策定を行ってください。伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　施設の長寿命化についての御質問でございますが、現在、指定管理施設につきましては、指定管理者からの修繕依頼に基づき、適切に対応を行っているところでございます。なお、令和10年度以降の施設整備計画に向けまして、各施設の保全計画の策定状況等を確認した上で、長寿命化に取り組む対象の施設につきましては、今後、その必要性について研究してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　計画がないのはどこの施設かとの質問に対して、各施設の保全計画の策定状況等を確認し、必要性について研究するとの答弁でした。第１次実施計画ではほとんどの障害者施設が著しい老朽化などにより建て替え民設化の対象になっています。私たちは公的責任を投げ捨てる民設化に反対です。さらに、いずれ民間に任せていくからと今の激しい老朽化をこれ以上放置されるのは許されません。手引きに基づき予算も確保し、リスク分担の負担割合に沿って計画を立て、改修、修繕を実施することを強く求めます。

最後に、ひとり親家庭への支援についてです。第３期川崎市こども・若者の未来応援プラン素案にひとり親家庭等支援事業が示されました。素案策定に当たり、ニーズを把握す

ることを目的としたアンケートも行われ、実態が浮き彫りになりました。まず、94％がシングルマザーです。90％の方が就労していますが、約半分がパート、アルバイトなどの非正規雇用であり、額面年収は200万円から300万円未満が最も高く、多くの方が中学生から高校生の子どもを育てています。食べ盛りの子どもが２人いるが、急激な物価上昇で特にお米が高くて買えない、親からの援助はないのに親の世帯年収が超えているから児童扶養手当を停止すると言われてとても困っていると本市施策に関する意見は484件も寄せられました。本市のひとり親家庭の実態について、また、アンケートの自由記載をお読みいただき、どのような受け止めをされているのか伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　ひとり親家庭等に関するアンケート調査ついての御質問でございますが、本アンケート調査につきましては、市内在住のひとり親家庭等のうち、児童扶養手当受給資格者及びひとり親家庭等医療費助成制度対象者に対して実施し、回収率は40.3％でございました。調査結果からは、経済的な困窮を含め、様々な生活課題を抱えている家庭が多い状況であることを把握し、自由記載欄では、経済的な状況に関することや相談や手続に関すること等について御意見をいただきました。仕事や家事、育児を１人で担い、多忙な状況にあるひとり親の方からの貴重な御意見として受け止め、今後のひとり親家庭等の支援の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　後藤議員。

○30番　後藤真左美　最後に要望です。９月議会代表質問では、最も重要な経済政策を中心に素案を策定するとの答弁でした。しかし、これでは不十分であります。今、局長からも、大変な生活の中で寄せられた貴重な意見として受け止めているということがございましたので、この計画にはさらに独自支援を今からでも盛り込むことを要望して、質問を終わります。

○議長　原　典之　17番、仁平克枝議員。

○17番　仁平克枝　それでは、通告に従いまして一問一答形式で質問してまいります。

まず初めに、障害福祉分野における運営指導強化についてです。厚生労働省は、障害福祉サービス事業所において不正請求や著しい運営不備が相次ぎ、利用者への重大な影響が生じていることを受け、自治体による運営指導、監査の実効性を高める必要性があるとして、2025年度から就労Ａ・Ｂ、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスの５つのサービスについて、３年に１回以上、実地指導を義務化する方針を示しています。ディスプレー、お願いします。こちらのグラフを見ていただくと分かるように、事業所数が川崎市でも増加傾向にあるのは一目瞭然で分かります。事業所数が増え続ける中、現在の障害福祉サービス事業所への直近年度の実施件数と実施率と３年に１回以上の国基準を満たすために必要な件数を伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　障害福祉分野における運営指導についての御質問でございますが、令和６年４月１日時点の事業所総数1,606事業所に対して、当該年度の運営指導件数は110件であり、実施率は6.8％でございました。そのうち３年に１回以上の頻度で運営指導を実施することとされた就労継続支援Ａ型及びＢ型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、令和６年４月１日における事業所数計615事業所に対し

て、当該年度の運営指導実施件数は41件であり、実施率は6.7％でございました。なお、国から示された実施頻度を達成するためには、全体では364件、そのうち３年に１回以上の頻度で実施することとされた事業所については203件の運営指導を実施する必要がございます。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　ディスプレー、お願いします。ただいま御答弁いただいた数字をグラフで確認すると、令和６年４月１日時点で就労Ａ・Ｂ、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスの５つのサービスに該当する事業所数は、最上段の黒い枠、黄色い文字で示している615事業所です。この615の事業所に対して、国が示す３年に１回以上という運営指導の実施頻度を達成するために１年間で実施すべき指導件数は、上から２段目の203件となります。しかし、実際に令和６年度に行われた運営指導件数は、上から３番目の41件にとどまっているのが現状です。この数字から、国が求める実施水準と実際の運営指導件数との間に大きな乖離があることが読み取れます。厚労省は、効率化の観点から、指定事務受託法人制度を活用し、外部委託を進めるよう求めています。しかし、神奈川県内の認定法人は現在２法人に限られ、希望どおりに委託ができるとは限らない状況です。さらに、監査担当職員は、日常業務である書類審査、苦情対応、現地調査などを並行しながら実地指導を行っており、現行体制では国基準の達成は極めて難しいと考えます。現行体制の中で、国の３年に１回以上という基準達成が現状の体制で可能だと考えているのか、見解を伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　障害福祉分野における運営指導についての御質問でございますが、運営指導の委託につきましては、指定事務受託法人からは、本市からの多くの運営指導を受託することは難しいと伺っております。また、現行の運営指導の実施体制において、障害福祉サービス利用者や利用者御家族からの苦情への対応、虐待疑義事案の調査等も併せて実施しており、障害福祉サービス事業所数も継続的に増加している厳しい環境などがございますが、国の示す基準の達成に向け、可能な限り指導事務の効率化などのさらなる取組を行ってまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　名古屋市では、不正事案を受けて監査担当を14人から20人に増員し、一部業務を外部委託し、監査に専念できる体制へと強化したと報じられています。全国的にも自治体の約９割が事業所増加に担当が追いつかないと回答し、監査業務の人材不足は大都市共通の課題でもあります。国基準を満たすためではなく、短期的に人を集中投入することで、巡回頻度の改善だけではなく、一部の事業者側にとっての抑止力効果も期待できることから、臨時的であっても増員し、書類仕分けや前処理、現地調査の分業化を進める体制が不可欠と考えますが、どのような場合のときに職員配置をしているのか伺います。また、業務量に応じた人員投入を行い、監査に専念できる体制を整える必要性について、総務企画局としてどのような認識と、これまでの対応について総務企画局長に伺います。

○議長　原　典之　総務企画局長。

○総務企画局長　池之上健一　職員体制についての御質問でございますが、職員配置につきましては、例年、翌年度の事業を踏まえた体制案を各局区等と確認し、全庁横断的な視

速報版

点を持って調整した上で、新規業務や見直し等に伴う業務量の増減等を踏まえ、適切な体制整備を実施しており、令和７年度からは、業務改善等の効果が見込まれる場合には、一時的に職員を増員しているところでございます。障害福祉施設に対する適切な指導・監査体制の確保につきましては重要な取組と認識しており、これまでも対象施設数の増加に伴い健康福祉局障害者施設指導課に職員を増員しており、本年４月にも２名増員し、業務改善等に向けて体制強化を図ったところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　総務企画局長からの答弁を踏まえ、国の求める３年に１回以上の実地指導基準を確実に達成していくためには運営指導体制をどのように構築していくかが重要になります。

まず、令和７年度の人員増によっての効果、また、令和８年度以降の取組について、さらに、国基準達成に向け、運営指導体制の実施件数の増加に向けての見解を伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　障害福祉分野における運営指導についての御質問でございますが、運営指導の体制につきましては、令和７年度に係長１名、職員１名に加えて、会計年度任用職員２名を増員し、人員体制を強化した結果、令和７年４月１日現在の指定事業所数1,626事業所に対して令和７年11月末までの運営指導実施件数は162件であり、実施率は10.0％と増加しているところでございます。また、令和８年度以降につきましては、より多くの件数の委託が可能となるよう、県に対し、指定事務受託法人の追加を要請する等の必要な取組を行ってまいります。あわせて、国からは、今年度中に自治体がより効率的かつ実効的に運営指導を実施できるようマニュアルが示されることとなっておりますので、当該マニュアルの活用とともにより効果的な指導体制を構築し、実施件数のさらなる増加を図ってまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　障害福祉サービス事業所数の増加に対し、現行の運営指導・監査体制では国が求める実施頻度の確保が難しく、実地指導件数を着実に増やしていくためには、現場職員の努力や効率化だけではなく、書類確認や事務作業を担う人材確保など、業務全体を見据えた体制整備が不可欠です。事務作業の分担や運営の効率化を進めるために必要な人材増については具体的な調整を行い、必要な人員体制の構築を進めていただき、運営指導体制の整備につなげていただくことを意見要望いたします。

次に、街区公園及び街区公園優先配置地区についてです。まず初めに、街区公園と街区公園優先配置地区の選定について伺います。また、現在の街区公園優先配置地区の件数についても伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　身近な公園の整備についての御質問でございますが、街区公園の配置については、緑の基本計画における実施施策の一つとして、小学校区を構成する町丁目の３分の２以上に公園が配置されるよう努めることとしており、この条件を満たしていない地区を優先配置地区としております。現在、優先配置地区につきましては、市内28か所となっているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　現行の街区公園の選定では、小学校区を構成する町丁目のうち３分の２以上に公園が配置されているとのこと、また、公園種別での内容を確認すると、街区公園１か所当たり2,500平米、約756坪を標準として配置することとされています。ディスプレー、お願いします。こちらは川崎区浅田１丁目にある浅田第２公園です。この地区は住宅密集地であり、不燃化重点対策地区でもあり、避難スペースや子どもの遊び場が現状不足している地区です。写真でも分かるように50平米、約15坪規模の公園が１か所あるため、街区公園の充足地区と扱われ、優先配置地区に位置づけられていません。公園の面積や機能にかかわらず、１か所あることで充足と扱われる仕組みのため、極端に小規模で機能が十分発揮されていない公園でも整備がされていると判断されるケースが生じています。人口密集地や避難スペースの不足など課題を抱える地域でも、現行基準が実態を十分に反映し切れていない側面もあるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　身近な公園の整備についての御質問でございますが、街区公園の整備につきましては、平成20年３月に策定した緑の基本計画において、少子高齢社会に対応するため、子どもや高齢者でも歩いて行ける範囲に公園を整備することとしており、本計画に基づき整備を進めてきたところでございます。一方で、小規模で画一的な公園が多いなどの課題もあることから、身近な公園の配置について立地や機能、規模を踏まえた再検討が必要になっていると考えているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　令和８年度は緑の基本計画改定に向け論点整理や個別施策の検討が進められる重要な時期であり、都市公園の整備方針や評価の枠組みそのものを見直す機会になると理解しております。次期緑の基本計画の改定作業において、街区公園の評価基準に地域の実態に即した公園の在り方を検討項目として位置づけ、計画の中で整理していくことが必要と考えますが、見解を伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　身近な公園の整備についての御質問でございますが、緑の基本計画は都市緑地法に基づき策定するものでございまして、その中で、都市公園の整備や管理などについて定めるものとされております。改定に当たりましては、これまでの身近な公園における施策の成果や課題等を踏まえ、地域の課題解決につながり、緑の価値を実感できるまちづくりに向けて、公園の最適配置や機能分担などについて検討してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　今後、基準見直しを行う際、浅田１丁目の公園機能の不足を踏まえ、当該地区をどのように扱うべきか、街区公園優先配置地区の検討対象に含めることを強く要望いたします。

次に、不登校児童生徒の健康診断についてです。令和６年度第２回定例会での一般質問において、不登校児童生徒の健康診断の受診状況について質問させていただきました。今回はその際の答弁内容を踏まえ、前回の進捗状況を含めて質問させていただきます。昨年度から、不登校児童生徒の健康診断受診状況を把握するため、学校側が保有する欠席データと健康診断データを突合する取組を開始し、約６割が受診、約４割が未受診となってい

ることまでは分かりました。データ化を踏まえ、今年度の具体的な取組状況を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　不登校児童生徒等の健康診断についての御質問でございますが、今年度の取組状況につきましては、定期健康診断を受診できなかった児童生徒や保護者に対して、受診機会の確保に向けた周知を行うよう、全ての学校に依頼するとともに、市医師会等に対しても、昨年度の受診状況について共有しながら、学校医の医療機関等での受診可能な環境の確保について改めて依頼したところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　昨年度に引き続き今年度も、不登校児童生徒の健康診断受診状況のデータ化を進めると伺っております。今年度のデータ化について現在どこまで進捗しているのか伺います。また、その結果を踏まえ、来年度の健康診断の取組にどのように反映していくのか、併せて見解を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　不登校児童生徒等の健康診断についての御質問でございますが、学校における定期健康診断の受診対象者のうち、令和７年度前期終了時点での未受診者の把握を進めているところでございます。今後も、健康診断受診状況の把握に努めながら学校現場や学校医等とその状況を共有するとともに、市医師会等との協議を進め、受診機会の確保に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　仁平議員。

○17番　仁平克枝　不登校児童生徒の健康を守るためには、実態把握をすることだけにとどまらず、実際に受診につながる仕組みに継続的に改善していくことが重要です。特に受診状況の把握とともに保護者への案内の分かりやすさや医療機関との調整など、運用面の改善を着実に進めていく必要があると考えます。今後、データ化の状況がまとまり次第、改めて、進捗等について質問させていただきます。引き続き取組の状況を注視してまいります。以上で質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長　原　典之　お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長　原　典之　御異議ないものと認めます。およそ１時間休憩いたします。

午後０時20分休憩

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

午後１時19分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも56人」と報告〕

○副議長　堀添　健　会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。発言を願います。24番、上原正裕議員。

○24番　上原正裕　自由民主党の上原正裕です。

初めに、浸水対策について伺います。令和元年台風以来、三沢川地区では再発防止のための浸水対策が求められていますが、住民や議会への報告頻度は落ち、本年度に入っても、残念ながら本日時点で報告をいただいていないところでございますけれども、現段階での進捗と課題について、ハード対策面に限ってですが、上下水道事業管理者、建設緑政局長

に伺います。
○副議長　堀添　健　上下水道事業管理者。
○上下水道事業管理者　白鳥滋之　三沢川地区の浸水対策についての御質問でございますが、令和元年東日本台風において浸水被害のあった菅及び菅稲田堤地区につきましては、三沢川地区の一部として浸水対策の重点化地区に位置づけ、10年確率降雨である１時間当たり58ミリの降雨に対応するとともに、横浜地方気象台の既往最大降雨である１時間当たり92ミリの降雨の際にも、床上浸水とならない対策を進めているところでございます。当地区は令和５年度に事業着手し、これまでに内径350から600ミリメートルの雨水管を約480メートル敷設し、供用しているところでございまして、今年度中にさらに300メートルの区間を供用開始する予定としており、引き続き雨水管の整備を進めてまいります。また、菅第３公園に設置を予定しているポンプ施設につきましては、菅稲田堤３丁目地区にお住まいの方を対象に、ポンプ施設の必要性やそのレイアウト案などについて、これまで３回の説明会を開催してきたところでございます。現在は、皆様からいただいた御意見を踏まえ、公園の地下に設置することとしたポンプ施設の詳細設計に取り組んでいるところでございまして、あわせて、ポンプ施設の上部に復元する公園施設につきましても、遊具の種類や配置などの素案について検討を進めているところでございます。さらに、このポンプ施設が浸水被害の軽減に有効に機能するよう、放流先の河川管理者と雨天時における運転ルールについて協議調整を進めているところでございます。こうした事業の進捗や検討の状況などにつきましては、菅稲田堤３丁目地区にお住まいの方を対象に、適宜説明会で御説明するとともに、地域の皆様の御意見や御要望などを丁寧に伺いながら、令和９年度のポンプ施設の建設着手を目指してまいります。以上でございます。
○副議長　堀添　健　建設緑政局長。
○建設緑政局長　河合征生　三沢川地区の浸水対策についての御質問でございますが、現在の取組状況といたしましては、令和元年東日本台風による浸水被害が多摩川の水位上昇に伴い発生したものと考えていることから、国に対し、多摩川の水位を下げるため、三沢川との合流部付近における河道掘削を早急に実施することを要望しているところでございます。また、県に対しましては、三沢川に接続する水路の排水を円滑にするため、三沢川の流下能力向上への取組や水門操作時における洪水の安全な流下への取組が必要と考えていることから、三沢川の適正な維持管理や多摩川との合流点処理について検討するよう要望しているところでございます。このほか、大丸用水上流部の稲城市域は、本来、多摩川に直接排水する区域となっておりますが、一部は川崎市域を経由し三沢川へ排水されている状況となっているため、稲城市に対し、流域界を守り、多摩川へ直接排水するよう要請しており、稲城市からは令和７年度末に雨水排水整備計画を策定すると伺っているところでございます。三沢川周辺の浸水対策には国や県などの協力が必要であることから、引き続き、関係局区等と連携し、国や県などと協議調整を進めてまいります。以上でございます。
○副議長　堀添　健　上原議員。
○24番　上原正裕　ありがとうございます。上下水道事業管理者からは、令和９年度のポンプ施設の建設着手と触れていただきましたけれども、私は間違いなく令和９年度にはここにおりませんので、ぜひしっかりと取り組んでいただければなと思います。この件に関

して、いわゆる住民説明とか議会への報告が、何か形ができないとできないよというところにやっぱり縛りが――要は建設をするであるとか、物を建てるとかいうことになってしまっているところでありますけれども、今、地元で求められているのは、ハード対策ができていない期間のソフト対策でございまして、そのソフト対策に関してはいろいろ危機管理の部局ともお話しさせていただいて、これから仕掛けるものがいろいろあると伺っていますし、それに期待したいところです。あと、止水板の件、私も去年の６月の一般質問で求めた内容ですけれども、今回の９月11日の事案を受けて実現したということで喜ばしいんですが、まだまだいろいろやれることはありまして、雨水の浸透という面で言うと、農地を守っていることが実は雨水の浸水対策にちゃんとつながっていることをしっかりと認識していただければなと思います。あと、補助率を下げてでも、もうちょっとメニューを広げたほうがいいんじゃないかなと思いますので、また御検討いただければなと思います。

次の質問に移らせていただきます。町内会・自治会のお話なんですけれども、新規立ち上げというのがなかなかない場面ですけれども、どのようなときに必要なのか、まず、本市の考え方を伺いたいと思います。お願いします。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　町内会・自治会の新規立ち上げについての御質問でございますが、町内会・自治会は地域コミュニティを支える中核的組織であり、地域と行政をつなぐ大切な協働のパートナーでありますことから、マンション等の集合住宅が新設された際などに、様々な要因により地域の町内会・自治会へ加入することが難しい場合などには、住民の方々の意思により新たに立ち上げていただくことが望ましいものと考えております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営住宅の自治会に関する御質問についてでございますが、市営住宅は多くの住民が同じ団地で共同生活を営むことを踏まえますと、共同生活を行う上でのルールの形成やコミュニティの活性化、互助、共助など様々な観点から、自治会を設置することが望ましいと考えているところでございます。また、市営住宅は、住宅に困窮している方に対し低廉な家賃で供給する一方、いわゆる管理費を徴収しない代わりに、草刈り、剪定、清掃等の敷地及び建物の管理を入居者自らが行うとともに、共用部に係る電気・水道料金などの共益費を負担することとしており、これらを主体的に実施していただく団体として、各団地に自治会を設立していただいているところでございます。近年は既存の団地の建て替えのみ行っていることから、新規自治会の設立についての取組は行っておりませんが、新しい団地を建設した際には、本市として設立に向けた必要な支援を行っていくものと考えております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　ありがとうございます。

続きまして、またまちづくり局長に、市営住宅の自治会に関する新規立ち上げは、具体的なルールというのはどこかに定められているものか、御答弁いただければと思います。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営住宅の自治会に関する御質問についてでございますが、自治会の運営につきましては市営住宅の入居者が自主的に行うものと考えていること

速報版

から、本市として明確なルールは定めておりませんが、自治会の新規立ち上げにおいて、入居者が高齢や障害などの理由により入居者の招集や総会開催の準備等が困難であると相談があった場合につきましては、必要に応じ本市が立ち上げを支援するものと考えております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　ありがとうございます。これは結構大事な話でして、公営住宅法では施設の保管義務を入居者に課すということで、自治会組織が立ち上がらなければエレベーターは動きません。いわゆるメンテナンス会社というか、管理会社も兼ねたような状態でやらなければいけないという法の問題なので、それに従って沿うようにやっていただいているとは思うんですけれども、現実はそんなに甘くなくて、自治会が立ち上がらないであったりとか、自治会を立ち上げるにもやっぱり集金のハードルがというのは、もうここ15年、20年ぐらい話題になっていることかと思います。

じゃ、引き続きまして、とある自治会さんの話なんですけれども、集会所だけありますと、そのほかの設備がありませんと、設備投資をする原資もありませんと、そのような中で、どのように運営を開始したらいいのかという御相談を受けました。町内会・自治会等を所管する市民文化局長の見解を伺いたいと思います。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　市営住宅における自治会についての御質問でございますが、町内会・自治会活動に対する補助制度といたしまして、町内会・自治会活動応援補助金がありますが、補助金の交付方法が確定払いであることから、特に新たに設立された自治会におきましては、設立直後は活動資金の確保が難しい場合もあると認識しております。今後、町内会・自治会の皆様からの御意見を伺いながら、よりよい補助制度となるよう必要な見直しについて検討してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　ありがとうございます。なかなか新規立ち上げというのはないので、立ち上げ資金の補助みたいな発想も今のところないとは思うんですけれども、現実に発生したら少し寄り添ってあげたほうがいいのではないのかなと思います。

古い住宅においては例えばＬＥＤ化は住民負担としながら、新しい住宅については既に設置されているケースがございました。先ほどは、部屋が支給されて、そこはＬＥＤ化されているんですけれども、古い住宅はＬＥＤ化されていない状況で住民に引き渡されている状況です。この市営住宅自治会集会所の設備に関する統一的なルールは存在するのか、まちづくり局長に伺います。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営住宅の集会所についての御質問でございますが、既存の集会所の設備につきましては、市営住宅修繕等費用負担区分表に基づき費用負担の区分を定めているところでございます。既存の集会所における現在の区分表では、照明については蛍光灯を前提とした区分となっておりますので、蛍光灯からＬＥＤ照明に設備改修する場合の費用負担の取扱いにつきまして検討を進めているところでございます。なお、新たに建設する集会所におきましては、市営住宅等建設設計指針に基づき、建て替え事業の一環として、照明設備等について本市が工事を実施しているところでございます。以上で

速報版

ございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　もう蛍光灯はなくなっちゃうので、もっと早くやっていただきたいなと思いますし、あと、区分表の話を局長に御答弁いただきましたけれども、これは早々に更新をお願いしたいと思います。御検討ください。続きまして、市営住宅の自治会はそもそも強制加入かどうか。こんなのは聞くまでもないんですが、一応まちづくり局長に御答弁いただきます。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営住宅の自治会に関する御質問についてでございますが、市営住宅の自治会加入につきましては、入居者の自由意思によることとなりますが、敷地及び建物の管理は入居者全体で担っていただくべきものと考えていることから、自治会への加入を御案内しているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　市営住宅においては、先ほども少しお話ししましたけれども、エレベーターなどの共用設備は誰が管理するのか、管理主体を改めて伺いたいと思います。また、自治会が管理する住宅も存在しています。自治会として共益費に当たる金額を強制加入させられない自治会が回収しなければならない理由を伺います。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営住宅の共用設備に関する御質問についてでございますが、初めに、エレベーターの保守点検などにつきましては市が負担するものとしており、管理代行者である川崎市住宅供給公社が実施しておりますが、エレベーターの電気代や籠内の清掃、集会所及び共用部の蛍光灯などの共用備品につきましては、自治会の維持管理の範囲としているところでございます。次に、共益費の徴収につきましては、各団地内の維持管理費の徴収を自治会に実施していただいていることから、現在、各自治会での対応をお願いしているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　私は町内会の役員もやっていましたので、なかなか自治会に入ってくださいというのも難しい状況はよく分かるんですけれども、それでも共益費の部分だけは徴収しなければいけないというなかなかハードルの高いことが住民に課せられている状況でございます。これも申し上げたとおり法の問題です。

次に、まちづくり局のお手伝いもあって市営住宅の自治会が立ち上げられました。市民文化局として、まちづくり局側で発生した事案についていつ事実を把握しているのか、また、支援が必要な場合、どのように寄り添うのか、市民文化局長に改めて伺います。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　市営住宅における自治会についての御質問でございますが、新たに自治会が立ち上げられた場合には、該当の自治会から各区役所地域振興課に住民組織調査票が提出された段階で把握しているところでございます。支援が必要な場合につきましては、各区役所地域振興課にて相談を受け付けるとともに、内容に応じて、各種支援制度の紹介や担当窓口の案内などを行っているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　ありがとうございます。この調査票が届いた時点で、１度、電話を一本入れてあげるぐらいの気が遣える組織になっていただけたらなと思います。よろしくお願いします。あわせて、補助金申請対象についてなんですけれども、区役所と市民文化局で見解の相違がたまに見られるんですけれども、これはなぜなんでしょうということを伺いたいと思います。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　町内会・自治会活動応援補助金についての御質問でございますが、今回の件につきましては、町内会・自治会から区役所に机や椅子などの備品が補助対象になるか相談があった際に、対応した職員が備品に対する十分な認識がなく、対象外であると回答いたしましたが、その後、制度所管課にも同様の相談があり、目的や活動内容によっては対象となり得ると回答し、その旨、区役所にも連絡したところでございます。現在、区役所におきまして申請内容の確認等を進めているところでございまして、今後につきましては、改めて、申請時における内容確認の徹底や職員の制度に対する理解促進に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　ありがとうございます。寄り添って御対応いただけるということで、期待申し上げたいと思います。最後になりますけれども、補助金についてＬｏＧｏフォームの対応ができていない。e-KAWASAKIができているので、できていないという言い方はちょっとあれなのかもしれないですけれども、ＬｏＧｏフォームも有用だと思うんですけれども、そこの御対応がまだなのはなぜでしょうという質問をさせてください。よろしくお願いします。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　町内会・自治会活動応援補助金の申請についての御質問でございますが、オンライン申請の導入時の検討におきまして、審査差戻し、再申請が行えることや添付できるデータ容量等の優位性からオンライン手続かわさき――e-KAWASAKIを選択しておりましたが、これまで運用してきた中では、証拠書類として添付するデータの容量が想定していたものよりも小さく、また、ＬｏＧｏフォームでは申請時の入力項目としてメールアドレス等の連絡先を設けることも可能であることから、今後、本申請におけるＬｏＧｏフォーム導入の可能性について検討してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　ありがとうございます。今のe-KAWASAKIですと、エクセルの表をダウンロードして、そこに記入して申請する――送り返すような仕様だと思うんですけれども、これをフォーム上にしてあげれば、スマホからぱんぱんぱんとできるものですし、ガイドというか、誘導性の面で言うと、やっぱりユーザーはそっちのほうが楽という可能性もありますので、一概にe-KAWASAKIを否定するものではありませんけれども、１度導入したものでも、もしかしたらもうちょっといいものがあるんじゃないかなと振り返っていただければなと思いまして、質問いたしました。ありがとうございました。

最後の話題に移らせていただきます。ごめんなさい、通告にある稲田公園の質問は要望のみとさせていただきます。ディスプレーをお願いいたします。今回、スポーツ施設の南北格差というちょっと大げさな題名にはなっているんですけれども、北部にも南部と同様

速報版

の審判控室の整備が必要だと。これは、北部のほうには野球場の審判の控室がなくて、いわゆる公園の中にある野球場ですけれども、野ざらしのところで、植栽の中で審判員の皆さんが荷物を展開して待機していらっしゃる、物すごく暑いわけなんですよね。これは川崎中そうなんですかと言ったら、いや、どうもそうじゃないよということで、この質問をさせていただきたいと思います。ディスプレー、一旦大丈夫です。スポーツ施設で南北の設備の差が生じていると私は思っているんですけれども、本市として、その差は認識されているのか、伺いたいと思います。また、具体的にどのような差があると認識されているのか、伺いたいと思います。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　市内の公共スポーツ施設等についての御質問でございますが、屋内施設である各スポーツセンター等については各区に１か所ずつ設置しているものの、そのほかの屋外のスポーツ利用が可能な公共施設につきましては、南部、中部は北部と比較して分布が多くなっているものと認識しております。また、施設の設備につきましては、設置された経緯等により施設ごとに異なっているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　設置経緯によって異なるということです。

　では、少しだけ深掘りします。本市の野球場を例に取ると、南部の複数の野球場では審判の控室が存在するが、川崎市北部では存在しないという現実があるようです。理由を伺いたいと思います。

○副議長　堀添　健　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　公園内の野球場についての御質問でございますが、本市北部の野球場に審判の控室等がない理由につきましては、北部の野球場であるとんび池球場や西菅球場は区画整理事業による公園の設置に合わせて整備されたものであり、設置される公園の面積や地形等を踏まえ、施行者と協議の上、野球場の大きさや設備等の内容が決まったものと考えております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　本当はこの段階で審判室がつけられていれば、こういう議論もなかったんだとは思いますが、続けさせていただきます。

　それでは、本市の野球振興そのもの、野球に対してどのような思いをお持ちなのか、考え方と取組、そして、その成果を市民文化局長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　本市の野球振興についての御質問でございますが、川崎市スポーツ協会や競技団体と連携し、広く市民の皆様が参加できる野球大会を開催するとともに、選手や審判員等を対象とした講習会の実施などを通じて、参加機会の提供や人材の育成に取り組んでいるところでございます。成果といたしましては、昨年度の市民スポーツ大会への参加が延べ197チーム、講習会につきましては延べ162名の参加がございました。一方で、審判員につきましては高齢化や担い手不足などの課題があると伺っておりますので、引き続き人材の確保や育成に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　じゃ、ここで改めてディスプレーをお願いいたします。これは小田球場です。一応、南部と書いていますけれども、ちゃんと部屋があります。御幸、いいですね。屋根がしっかり囲われていて、ここで本部を構えるんだなと分かります。これが麻生区のとんび池です。どこで本部を構えるのとなるんです。ごみ箱の裏とか、この植栽のところにいるんです。それは審判をしていただいている人に本当に申し訳ないなという気持ちです。これはいわゆる西菅球場です。これは別の問題ですけれども、西菅球場は物が放置されています。いずれにせよ、公園内の野球場について格差をつくらないで、川崎市全体で野球もしっかりと盛り上がっていきたいなと私は思うんですけれども、この野球場のスペックに関しまして、南北の格差――今、発生している事象について解消する意向はあるのか、担当の藤倉副市長に伺いたいと思います。

○副議長　堀添　健　藤倉副市長。

○副市長　藤倉茂起　公園内の野球場についての御質問でございますが、野球場の設備につきましては、利用団体などから様々な御意見を伺っており、いただいた御意見は施設の安全性の向上に資するものを優先し、可能な範囲で対応しているところでございます。今後におきましても、利用者の声を伺いながら改善に努めてまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　上原議員。

○24番　上原正裕　ありがとうございます。副市長の御答弁にあったとおり、話合いが必要でして、この審判控室につきまして現場を見に来ていただけそうなので、しっかりとそこもやっていただきたいですし、空いた場所があればそんなに費用のかかる話でもないので、ぜひ前向きな御検討がいただけるものと信じて、最後、稲田公園についての要望をさせていただきます。

稲田公園なんですけれども、パブリックコメントに載っかっちゃっていて、地域の意見をちゃんと聴いていないんじゃないのと私は委員会で申し上げました。これからは地区にしっかりと浸透させていただきたいので、ぜひワークショップを開いていただくであるとか――この辺の話を集中的に聴かなければいけないのは、何せ地区公園なので、中心地から１キロの住民にはちゃんと話は聴いたよという状態をしっかりつくってもらいたいというのが１点。あと、私は周辺住民の一人としても申し上げたいんですけれども、この辺は、やっぱり一番最初の浸水対策の質問でやった台風の被災地域のすぐそば、あるいはもう中と言っても過言ではないぐらいの地域ですので、防災についてはしっかりもっとやっていただきたいなと思っています。集中備蓄倉庫は危機管理監の範囲で１個置かれていますけれども、あれは別に周辺住民には開放されているものではございませんで、周辺住民が使えるものであってほしいですし、あと、菅には水防倉庫は菅北浦に１個あるんですが、そこの水防倉庫は三沢川の水防倉庫であって、これはあくまで想像ですけれども、多摩川に何か起こったときは多分登戸の水防倉庫を使わなければいけないという状態になっていると思いますので、水防機能もしっかりと担保していただければなと思います。

あと、そもそもここはプールをなくすよというお話をされているんですけれども、水源のまちなんですよね。僕たちのまちから水が出ていって、川崎市南部にいわゆる大きな工業用水のお金が動いてきたわけなんですよ。それをしっかりと理解していただいて、水が高いからプールが存続できないというんじゃなくて違う需要が本当にあるんだから、こっ

ちに目を向けたいから、プールじゃなくて、もっと違う方法にしたいよというお話だったら分かるんですけれども、高いからやめるみたいな話をしちゃうと、もう公益の話が全部なくなっちゃうので、そういうことじゃなくて、議論を需要に向けて、特に地区公園の使命は、そこから１キロに住んでいる人たちのためにあるものだということをしっかりともう一度見直していただいて、いい公園を造っていただけるものと信じておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。終わります。

○副議長　堀添　健　20番、嶋田和明議員。

○20番　嶋田和明　では、通告どおり一問一答で質問してまいります。

まず初めに、市営生田住宅の整備と市道生田51号線等の安全対策について伺います。現在、多摩区生田３丁目において、市営生田住宅の整備が令和９年２月完成予定として工事が進んでいます。この場所の周辺道路の市道生田51号線と生田２号線では、枡形中学校の登下校時に多くの生徒が通行しています。一方、道幅が狭いにもかかわらず、府中街道からフロンタウン生田方面への抜け道となっており、多くの自動車が通り、歩行者にとって危険な状況が散見されています。ディスプレー、お願いします。まず、生田住宅と公園の工事期間中の安全対策についてです。今回、住宅の建設とともに西側の一画に公園の設置が計画されています。その場所に面した生田51号線は、中学校へ向かう坂道であるとともに見通しの悪いカーブとなっており、自動車や自転車がスピードを出しての通行が見受けられます。住民の要望により一画の仮囲いをスケルトンにするなどの対応がなされていますが、工事車両の出入りなども考慮し、誘導員を配置するなど十分な安全対策が必要だと考えますが、見解と対応をまちづくり局長に伺います。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営生田住宅についての御質問でございますが、工事期間中の安全対策につきましては、西側道路が坂道のカーブで見通しが悪く、加えて通学路にもなっておりますことから、生徒や歩行者の安全に配慮する必要があると考えております。そのため、交通誘導員を工事車両の出入口に常時配置するとともに、コンクリート打設などの大型車両が頻繁に出入りする工程においては周辺道路に追加して配置するなど、安全性を確保しているところでございます。これに加え、枡形中学校とスケジュールを共有し、登校時における工事車両の通行制限や一斉下校と大型車両の通行の重複を避けるよう調整を行うなど、生徒や歩行者の安全対策の徹底を図っているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　ディスプレーをお願いします。次に、公園の整備計画についてです。計画では、市営住宅が令和９年２月に完成した後、公園については多摩区役所道路公園センターに管理が移行し、令和９年４月頃より供用開始とのことです。しかしながら、公園の２か所の出入口には歩道がありません。整備前より、住民から見通しの悪いカーブとの意見があったことからも、建設緑政局と調整しながらの歩道の設置が望ましいと考えます。歩道が計画されなかった理由と、今後、歩道の設置について見解と対応をまちづくり局長に伺います。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営生田住宅についての御質問でございますが、歩道の整

備につきましては、公園敷地と道路の高低差が最大で約1.5メートルございまして、整備に伴い大規模な造成が必要となるなどの課題があること、市営住宅の建て替えにおいては、敷地条件、法令基準等を踏まえ、より多くの住戸を整備することが必要であり、住宅敷地からの歩道用地の提供が難しいことから計画されなかったものでございます。こうした状況により、公園出入口の歩道につきましては整備することが困難な状況ではありますが、建て替え事業において、道路側の５階建ての住棟を解体し、公園を整備するなどの配置計画により、道路の見通しは改善されるものと考えております。引き続き、公園出入口の安全確保に向けて関係部署と協議を行い、代替の安全対策について対応してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　ディスプレーをお願いします。次に、公園の安全対策についてです。現在の設計計画では公園の入り口が２か所ありますが、そのうち１か所は、直接に歩道のない見通しの悪いカーブ側に設置されています。供用開始予定の令和９年４月は入学シーズンでもあり、児童生徒の出入りや飛び出しによる事故が危惧されます。公園の整備に当たり、十分な安全対策が必要と考えます。見解と対応をまちづくり局長に伺います。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　市営生田住宅についての御質問でございますが、公園の安全対策につきましては、周辺の道路状況を踏まえ、公園利用者の安全に配慮した出入口の整備が必要と考えております。出入口の安全対策につきましては、現在、関係部署と協議を行っているところでございまして、飛び出し防止柵の設置など、さらなる安全対策を図ってまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　ディスプレー、お願いします。次に、生田51号線の安全対策についてです。生田住宅から中学校までの坂道では、見通しの悪いカーブに対して歩道がなく、中央線や外側線などの路面標示も消えている状況です。グリーンベルトや減速帯など、歩行者の安全対策が早急に必要です。見解と対応を多摩区長に伺います。

○副議長　堀添　健　多摩区長。

○多摩区長　佐藤直樹　市道生田51号線の安全対策についての御質問でございますが、当該路線は枡形中学校の生徒が通学に利用しておりますので、外側線を引き直すとともに、登校時間帯等の状況を把握し、地元町会や関係機関等との調整を進め、その他の対応を検討してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　ディスプレーをお願いします。次に、生田２号線の安全対策についてです。府中街道の明王交差点から生田住宅にかけての道路では、一部歩道があるものの、ガードレールの支柱のみが設置されている区間があるほか、自動車の路上駐車があると歩行者は車道に出るなど危険な状況が生じます。歩行者の安全を守るためにグリーンベルトを標示するなどの具体的な対応が必要と考えます。見解と対応を多摩区長に伺います。

○副議長　堀添　健　多摩区長。

○多摩区長　佐藤直樹　市道生田２号線の安全対策についての御質問でございますが、御指摘の区間は、歩道や水路の蓋がけにより歩行空間が確保されているところでございます

速報版

が、沿道に建物の出入口があり、ガードレールを連続して設置できないため、路上駐車が発生し、歩行者が車道に出る状況が生じておりますので、状況の改善に向けて関係機関等と協議してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、学校における通学路の安全対策についてです。国の通知を受けて策定された川崎市通学路交通安全プログラムでは、学校からの依頼に基づき、市、教育委員会、道路管理者、警察等が主体となり、学校やＰＴＡ、地域などと連携を図りながら合同点検を実施し、専門的な知見に基づく、より効果的、効率的な対策を検討するとしています。しかしながら、プログラムの対象は小学校の児童が集中する通学路であり、中学校の生徒は含まれていません。今回の事例のように、小学校を卒業して間もない中学生が自動車の交通量が多く、慣れない道路を通行するに当たって、保護者や地域住民の不安の声を仄聞します。地域における道路状況を踏まえ、適切な対応が必要と考えますが、見解と対応を教育次長に伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　登下校時の安全対策についての御質問でございますが、各学校におきましては、それぞれの学校安全計画において通学時の安全指導を位置づけており、児童生徒に対し、見通しが悪い箇所や工事が実施されている箇所などを通行する際には注意するよう、安全指導を行っているところでございます。当該整備箇所の周辺道路につきましては、生徒の安全確保を図る上で安全指導を行う必要があると考えておりますので、改めて学校に周知してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　現地は生田住宅の整備以前より見通しが悪く、危険な状況があります。ふだん大勢の生徒が歩道のない路肩を登下校しています。今後、新たに公園ができることから人の流れも変わり、新たな複合的な危険な状況が生まれることも危惧されます。公園整備後も関係機関等が情報共有を図り、継続的に安全対策を講じていただくよう御要望しまして、次の質問に移ります。

　認知症対策についてです。まず、軽度認知障害スクリーニング事業についてです。本市の認知症高齢者数は2025年に７万人を超え、市の高齢者の約５人に１人が認知症であると推計しています。我が会派は以前より、認知症の早期発見・受診を支援する認知症神戸モデルを参考にした施策の充実を主張、提案してきました。本市は現在、軽度認知障害―ＭＣＩスクリーニング事業を実施していますが、効果的な認知症の早期発見、早期治療のためには、同事業によるスクリーニング参加者数の大幅増とアフターフォローに取り組むことが必要と考えます。課題と具体的な対応を伺います。

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　軽度認知障害スクリーニング事業についての御質問でございますが、本事業につきましては、区役所等の市民に身近な42か所の会場において、イベント形式で実施しているところでございまして、令和６年度は定員840名に対して544名の参加となっております。スクリーニングへの参加に対しましては、他都市の事例等において認知症診断への不安やスティグマ等により受検や受診をためらう声も聞かれていることから、こうした心理的抵抗感等に配慮する必要があるものと考えております。また、参加者

のフォローに対しては、区役所職員が認知症リスク者に対して電話での受診勧奨などを行っておりますが、詐欺等への警戒感などから電話対応が難しいなどの課題もございます。こうしたことを踏まえ、対象者の募集方法やスクリーニング検査の実施手法、認知症リスク者に対する受診勧奨方法等について、より効果的な取組となるよう検討してまいりたいと存じます。以上でございます。
○副議長　堀添　健　嶋田議員。
○20番　嶋田和明　次に、認知症の実態把握と対策についてです。現在、認知症地域支援推進員は、健康福祉局と各区１人ずつ合計８人の配置ですが、本市の認知症の実態把握と効果検証を図り、推進員の拡充等が必要と考えますが、見解と対応を伺います。
○副議長　堀添　健　健康福祉局長。
○健康福祉局長　石渡一城　認知症に関する取組の実態把握等についての御質問でございますが、本市では、認知症地域支援推進員を令和４年度から各区に配置し、社会福祉職や保健師などの専門職と連携しながら、地域におけるチームオレンジの立ち上げや運営支援、認知症サポーター養成講座、認知症に関する普及啓発などを行ってきたところでございます。あわせて、当該推進員の配置により、認知症カフェ、家族会、認知症サポーターによる活動などの各区における取組の実態把握を進めているところでございます。引き続き、各区における認知症の取組について把握するとともに、当該推進員の配置による効果等について検証してまいりたいと存じます。以上でございます。
○副議長　堀添　健　嶋田議員。
○20番　嶋田和明　次に、認知症アクションガイドブックについてです。本市では、市民向けの認知症ケアパスとして、医療・介護サービスに加え、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために役立つと思われる地域情報等、さらには認知症の人やその家族が取る具体的なアクションを収録した認知症アクションガイドを作成し、認知症と診断された方やその御家族等を対象に配付しています。認知症の人が早期に適切な医療・介護サービスにつながるために、認知症アクションガイドを活用した積極的な取組が必要と考えますが、見解と対応を伺います。
○副議長　堀添　健　健康福祉局長。
○健康福祉局長　石渡一城　認知症アクションガイドブックについての御質問でございますが、当該冊子は、認知症の本人やその御家族が相談窓口や安心して過ごせる居場所、自身の役割などについて知ることにより、認知症と共に前向きな生活に向けて様々な場面で具体的なアクションを起こせるよう、早い段階から気づきを得てもらえるよう、本冊子の活用について広く周知啓発していく必要があるものと考えております。こうしたことから、区役所などの公共施設や認知症疾患医療センターをはじめとした医療機関などで本冊子を配架するとともに、認知症コールセンターや地域包括支援センターなどの相談機関による支援に活用いただいているところでございます。今後は、鑑別診断を実施するかかりつけ医等に対しても、研修などの機会を通じながら、認知症の本人や家族に対して本冊子を直接手渡してもらえるよう周知するなど、さらなる活用を図ってまいります。以上でございます。
○副議長　堀添　健　嶋田議員。
○20番　嶋田和明　次に、企業と連携した取組についてです。札幌市では「認知症の方に

もやさしいお店・事業所」登録事業を2024年12月より始め、登録数は769店舗に増えています。その登録店舗の約６割強が認知症サポーター養成講座を実施したり、認知症の基本的な対応を理解するショート動画を全ての従業員に閲覧してもらうなど、積極的な取組が進められています。本市においても、企業の社会貢献活動とも連携しながら取組を進めることが有効と考えますが、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　企業と連携した取組等についての御質問でございますが、認知症の人が地域で安心して生活を送るためには、移動や買物、金融など、生活の場面における障壁を減らしていく認知症バリアフリーを推進していくことが必要であると考えております。現在、交通やスーパーマーケット、金融機関などの従業員等に認知症サポーター養成講座を受講していただいているところでございまして、引き続き、職域向けの講座開催に向けて、企業等との連携により積極的な普及啓発に努めてまいります。また、住民、団体、企業等が協働した取組をより一層進めていくため、地域包括ケアシステム連絡協議会など様々な機会を活用し、認知症の人の生活におけるバリアフリー化や社会参加の機会の確保に資するサービスの提供につながるよう取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、認知症のひととみんながつながるカフェについてです。本市では、認知症サポーターやボランティアにより、それぞれ地区においてカフェやサロンが開かれ、専門職の講話やボランティアの方による音楽演奏など、いろいろなイベントが行われています。札幌市では、チームオレンジと企業がコラボレーションし、誰もが気軽に入り、カフェを楽しむことができる居場所がつくられています。本市においても、認知症の方やサポーター等がいつでも気軽に利用できる場所として有効であると考えますが、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　認知症カフェ等についての御質問でございますが、いわゆる認知症カフェ等につきましては、認知症の人とその家族をはじめ、地域の方が気軽に参加することができ、社会参加の場としても重要であると認識しております。本市では、本年10月末時点で84か所の活動を把握しておりまして、認知症の人が一定の役割を持っているカフェなどもございます。引き続き、区役所を中心に認知症カフェ等の活動をサポートし、認知症の人のみならず、誰もが参加できる居場所づくりの取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、認知症の早期発見の取組についてです。本市では認知症訪問支援チームを各区に設置しており、医師、看護師、介護支援専門員、地域包括支援センター等の専門職が認知症の疑いのある人、その家族等を訪問し、症状が重症化する前に適切な医療・介護サービスにつなげています。対象者は市内在住の認知症が疑われる40歳以上の方としています。特に単身世帯の若年性認知症の方や独居の高齢者は周囲に変化が気づかれにくい状況があります。症状の重症化を防ぐために早期発見とより相談しやすい体制が必要と考えます。見解と対応を伺います。

速報版

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　認知症の早期発見等についての御質問でございますが、認知症が疑われる人が早期に医療・介護サービスにつながるためには、認知症の相談や医療機関の受診に対する本人の不安等を解消するとともに、本人の異変に対する周囲の気づきの視点等が重要であると考えておりまして、現在、様々な認知症に関する事業の周知と併せて、新しい認知症観の普及啓発や相談しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。認知症の疑いがある方から区役所や地域包括支援センターなどが相談を受けた際には、かかりつけ医や物忘れ外来などの専門医療機関等と連携した早期の受診勧奨や認知症訪問支援事業などの活用を進めておりまして、引き続き、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、川崎市若年性認知症支援コーディネーター事業についてです。この事業は、若年性認知症の人がその状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、本人やその家族等の相談支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う若年性認知症支援コーディネーターを設置し、特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援等を推進するものです。本市では、2024年10月より支援コーディネーターが川崎幸クリニックとかわさき記念病院の２か所に配置され、本人や御家族等からの相談の受付や支援に携わるネットワークの調整などを行っています。利用状況と効果について伺います。また、企業等とも連携し､積極的な広報活動や支援コーディネーターの配置拡充等が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　若年性認知症支援コーディネーターについての御質問でございますが、コーディネーターにつきましては、昨年10月にこれまでの福祉事業所から医療機関への設置に変更し、併せて２か所に増設したところでございます。新規相談者数は、令和５年度52名から、増設後の令和６年10月から令和７年９月までの１年間で96名と増加しております。効果といたしましては、異変を感じた就業中の御本人から、併設医療機関を通じてコーディネーターへと円滑につながったことで、早期の診断と就労継続に至った事例や、医師との連携により認知症抗体医薬や障害者手帳の情報提供が行われた事例などがございます。また、企業等との連携につきましては、従業員に対する早期の支援につなげるため、企業の管理職に向けた研修等を実施しているところでございまして、企業等を通じたリーフレット等の提供など、広報活動のさらなる工夫に努めるとともに、新たに増設したコーディネーターによる相談状況等の分析や効果検証を実施してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、全国若年認知症フォーラムについてです。一般社団法人全国若年認知症連絡協議会が主催の下、本市が後援として、2026年２月１日に市役所本庁舎を会場として開催されます。１日にわたって、認知症共生社会に向けた企業、団体の取組や「若年性認知症×認知症バリアフリー」のシンポジウムが行われる予定です。本市における若年性認知症の理解促進と啓発を進めるよい機会であると考えます。より積極的な取組が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

速報版

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　全国若年認知症フォーラムについての御質問でございますが、当該フォーラムは2010年から各都市で毎年開催されており、本市におきましては初めての開催となる中、現在、市内の関係団体等が中心となって開催準備を進めているところでございます。全国若年認知症フォーラムは、新しい認知症観や若年性認知症の理解促進を図るため、より多くの方に御参加いただきたいと考えておりますので、来年２月１日の開催に向けて、関係部局や民間企業、地域団体と連携しながら、ＳＮＳやメディアを活用するなど、様々な機会を捉えて広報してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、日本医科大学地区開発計画における導入機能についてです。同計画における導入機能では、交流・相談・情報スペース等が示されていますが、竣工まで３年と迫りながら詳細は未確定とのことです。我が会派が視察した福岡市は高齢化率22.3％と政令市で最も若い都市ながら、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちをコンセプトに、2018年から認知症フレンドリーシティ・プロジェクトを立ち上げ、取組を推進しています。2023年度には、市が指定管理施設として委託している福岡市健康づくりサポートセンター内に、認知症フレンドリーセンターという認知症患者や家族等が情報、相談、体験等を目的に気軽に利用できる拠点施設を設置し、市内外から注目を集めています。同計画では、日医大の街ぐるみ認知症相談センターとの連携や福岡市のように企業と連携し認知症患者向けの商品開発など、新たな産業も期待ができることから、本市でも同様の施設導入を検討すべきと考えますが、見解を伺います。また、保健、医療、福祉に関わる機関や企業と密接に連携しながら、早期に計画を示し公募を行っていくことがより多くの法人による応募が可能と考えますが、見解を伺います。

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　日本医科大学地区開発計画についての御質問でございますが、本市の認知症施策といたしましては、日本医科大学武蔵小杉病院を含む市内４か所の認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症に関する相談窓口として認知症コールセンター「サポートほっと」、市内２か所の若年性認知症支援コーディネーターの運営のほか、認知症の本人、家族に向けた情報発信として、認知症ケアパスの作成、配付などを行っているところでございまして、引き続き、他都市の取組なども参考としながら、様々な観点から認知症の取組を進めてまいりたいと考えております。これらのことを踏まえ、本計画に伴い導入する老人福祉センター、在宅生活を支える地域に密着した介護サービス基盤施設及び交流・相談・情報提供スペースにつきましては、選定法人等が地域の関係機関や企業等、多様な主体との連携が可能となるよう、募集方法を工夫するとともに、それぞれ建物の竣工時期に合わせた適切なタイミングで指定管理者、事業者等の選定を行ってまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　本市の将来人口推計では、生産年齢人口は間もなくピークを迎え、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれるとしています。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を求めて、本市の社会資源を有効に結びつけ、取り組んでいただくよう御要望しまして、次の質問に移

ります。

川崎市立学校介助員派遣業務について伺います。この業務は、特別支援教育推進事業として、重度の障害のある児童生徒が在籍する小中学校の特別支援学級に対し、介助員の募集を民間会社に委託し派遣するものです。介助を必要とする児童生徒の増加から、令和３年度10校から令和６年度以降は25校に配置拡充されています。我が会派の代表質問で、介助・支援人材の派遣について質問したところ、人材派遣事業者のノウハウを活用していくことと、引き続き、学校、保護者、派遣事業者と緊密に調整を図りながら人材確保に努めていくとの答弁でした。まず、人材確保の対応についてです。令和７年度も25校の配置が計画されたものの、中学校１校が４月より７か月以上にわたって未配置が続き、介助員の業務を教員が担うなど、人材確保等の課題が生じています。課題について事業者とどのような調整を検討したのか、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　介助・支援人材についての御質問でございますが、配置ができていない学校につきましては、担当教員の負担の軽減が図られていないことから、早期に解決すべきものと認識しております。この間、教育委員会事務局の職員が複数回学校を訪問し、生徒の状況等について管理職や担当教員へのヒアリング等を行い、学校、教育委員会事務局、派遣事業者との間で情報を共有するとともに、学校と調整し、性別要件などの応募条件を緩和しており、早期配置に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、事業者との連絡調整とモニタリングについてです。仕様書では、受注者の行う業務等として、派遣労働者に対して、学校内の教職員との連携方法や児童生徒への対応方法についての研修を年４回程度実施することが示されています。また、遵守事項として、労働者を派遣する上で必要な体制を整備し、その体制を受注者に提示することと示されています。どのように連絡調整とモニタリングを行われてきたのか、対応を伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　介助・支援人材についての御質問でございますが、業務の履行状況につきましては、毎月の業務報告により確認しているほか、事業者とは、必要に応じて電話やメールにより適宜連絡を取っております。また、研修につきましては、経験のない新規の介助・支援人材を派遣する際には、実際の介助の場面を見学させるとともに、派遣予定の学校において対象の児童生徒の状況を確認させる取組等を事業者において実施しているところでございます。介助や支援の実施状況につきましては、調整等が必要な場合には、学校へのヒアリングや事業者への状況確認を行っており、状況に応じて、指導主事を学校へ派遣し、より詳細な状況を把握した上で、事業者に対して必要な対応を指示しているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、持続的な人材確保に向けた方策についてです。代表質問では、今後、複数年度契約への移行のほか、会計年度任用職員を併用する手法も含め、来年度中を目途に一定の方向性をお示しできるよう、安定的かつ持続的な人材確保に向けた方策を

検討していくとの答弁でした。教育委員会事務局が関係機関と連携し当該学校の職員に聞き取りを行うなど、実態把握に努めることが必要と考えますが、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　介助・支援人材についての御質問でございますが、介助・支援人材の配置を効果的に行うためには、学校現場の状況や意見等を踏まえながら検討していくことが重要であると認識しておりますので、学校や事業者へのヒアリング等を実施し、状況を把握した上で、幅広い視点から検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　次に、校内体制の充実についてです。特別支援学級では、担任教員のみならず、交流学級担任や養護教諭等、より多くの教職員との連携と協力体制が必要です。特に重度障害の児童生徒は、介助員等による人的ケアや環境面での整備、校内人事での協力体制も必要です。学校長に対して特別支援教育の理解促進や校内体制の充実に向けて研修等の対応が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　介助・支援人材についての御質問でございますが、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の増加や複雑化、多様化する教育的ニーズに対応するためには、校長のリーダーシップの下、校内支援体制の充実を図ることが大変重要であると認識しております。現在、支援を必要とする児童生徒への対応について学校全体で取り組めるよう、校内委員会の進め方や教室環境の整備などについて支援教育への理解促進を図る校長研修を実施しているところでございます。今後におきましては、さらなる知識やスキルの向上に向けて管理職を対象とした研修の充実を図るなど、支援教育の推進や校内支援体制の充実に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　嶋田議員。

○20番　嶋田和明　介助支援人材が25校まで配置拡充されたことを評価いたします。ただ、様々な介助を必要とする児童生徒に適切なマッチングができるよう、複数年度契約や会計年度任用職員の併用等の体制も御検討いただき、具体的に対応していただくよう御要望いたします。残り時間がなくなってしまいましたので、また次回とさせていただきます。質問を終えます。

○副議長　堀添　健　37番、春孝明議員。

○37番　春　孝明　それでは、私は通告のとおり一問一答方式にて行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

　初めに、保育の質についてこども未来局長に伺います。これまでも保育の質については議論を重ねてきましたが、保護者からは、保育士の保護者や子どもへの関わり方など、園によって大きな差があるという声が寄せられています。認可保育所であっても、できている園とできていない園との差が開いているという指摘に対し見解を伺います。また、この認可保育所における保育の質のばらつきを具体的にどのような指標や方法で把握しているのか伺います。

○副議長　堀添　健　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　保育の質についての御質問でございますが、認可保育所に

つきましては、条例に基づく認可基準等を満たした上で、各施設の方針や理念に基づき創意工夫した保育を実践しながら運営していただいているところでございますが、職員の配置や経験年数等にも幅があることから、保育の質について施設ごとに一定の差異があるものと認識しております。各施設の状況につきましては、法令に基づく年１回の指導監査の実施や毎月の雇用状況報告書等において保育士の充足状況、経験年数等を確認しているほか、各区の保育・子育て総合支援センターや保育総合支援担当に配置する保育士等の巡回訪問支援などにより運営状況を把握し、保育の質の維持向上に努めているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　保育の質の向上のため園長や保育士の研修などを行っていますが、学んだ内容が現場に戻ると実行されていないとの指摘もあります。保育の質のばらつきをなくすため、研修後に実際の保育内容や保護者対応がどう変化したかなど、フォローアップや評価を行う必要があると考えます。見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　研修後のフォローアップ等についての御質問でございますが、保育の質の向上のためには、研修で得た学びを施設の保育にフィードバックし、その結果、どのような変化があったかなど、その効果について振り返ることが重要であると考えております。研修においてはグループワークを実施するなど様々な考え方や視点に触れることで、保育を見直す機会を設けております。また、フォローアップ等につきましては、研修から一定期間の経過後、研修を踏まえた保育内容や保護者対応等の実践について意見交換を行い、変化や効果を共有し、さらなる改善に向けた取組を行っているところでございます。さらに、必要に応じて各区の保育・子育て総合支援センター等が各施設を訪問し、研修後の保育の実践についての確認や課題に対する助言を行っております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　実際に質の高い保育を行う他園で実地研修を行うことで、保育士自身が自らの保育の不足点や改善点を具体的な子どもの姿を通して把握することができ、座学では得られない実践的な学びにつながります。これまで、公開保育など保育士が他園の実践から学ぶ機会を設けてきていますが、公開保育は原則として全園が対象とされているにもかかわらず、実際には人手不足のため参加できない園が少なくなく、結果として、参加できる園と参加したくてもできない園が固定化しているのではないかという懸念があります。こうした参加できていない園ほど、実は保育の質に課題を抱えている可能性があります。公開保育に参加できている園と参加できていない園が生じている実態をどのように把握しているのか、また、改善に向けた取組について伺います。また、保護者の方々から、園の系列を超えて保育士同士が研修を交換するような仕組みはつくれないかという声が寄せられています。公開保育に加えて、保育士を一定期間、他園に派遣、受入れする相互派遣型の研修についても検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　公開保育等についての御質問でございますが、職員体制を理由として公開保育に参加できない保育所等については、各区の保育・子育て総合支援セ

ンター等が施設を訪問し、保育について聞き取りを行うなど状況の把握に努めるとともに、施設の状況に合わせて日程や時間の調整を行い、参加につながるように働きかけているところでございます。相互派遣型の研修につきましては、他施設の保育を見て学ぶことは効果的なものと認識しておりますが、実施に向けては様々な課題を整理する必要があることから、まずは必要に応じて経験豊富な保育士が施設を訪問し、課題に応じて保育の現場を見ながら、当該施設の保育士等と一緒に保育の内容などについて考えることにより、保育の底上げを図ってまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　保育の質の向上のためには、保護者の声を行政が確実に把握し、園にフィードバックする仕組みが不可欠です。保護者は、子どものことを思うからこそ園には直接言いづらいことが考えられます。そのため、保育に対する不安や不満が表に出ず、改善されないまま残ってしまうケースが多くあります。行政が主体的に声を受け止める仕組みを持つことが非常に重要です。こども家庭庁の委託調査では保育所の質向上策として、保護者アンケート、満足度調査の実施が明確に挙げられており、既に実施している自治体や事業者が一定数存在することが示されています。保護者アンケートなど、保護者の声を直接把握する仕組みが必要です。見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　アンケート等についての御質問でございますが、利用者である保護者の皆様の御意見等を受け止め、改善につなげていくことは、保育の質の向上において重要であるものと認識しております。本市における保護者の声を聴く取組といたしましては、個別の施設に対する御意見や御相談について、各施設の所管課や各区の保育・子育て総合支援センター等の問合せ先をホームページなどで案内しているほか、無作為に抽出した2,000名の保護者を対象にした無記名の満足度調査である保育施設等利用者アンケートを定期的に実施しており、今年度につきましては、調査結果を各施設へ共有することにより、さらなる保育の質の向上につなげていただきたいと考えているところでございます。今後につきましても、保護者の皆様から寄せられた御意見等をしっかりと受け止め、保育の質の向上に生かせるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　御答弁ありがとうございました。保育の質の向上に向け、研修の実施や指導監査などの取組が重ねられているとのことでした。一方で、必要な研修を受け、指導監査も受けているにもかかわらず、なお保育の質に課題を感じる園があるという声も寄せられています。このような声を踏まえると、知識や制度として学ぶだけでなく、実際に質の高い保育が行われている現場を見て、日々の保育を振り返る機会を持つことが保育の質の底上げにつながるのではないかと思います。保護者からも、園の状況に応じてより実践的に学べる機会を充実させてほしいとの声が上がっています。研修や巡回支援に加え、現場での学びを生かした支援を進めることで、全ての園で安心できる保育が提供される取組を一層進めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、行政サービスの充実について伺います。2024年４月に改正障害者差別解消法が施行され、これまで努力義務であった民間事業者も含め、全ての事業者に対し、合理的配慮の提供が法的義務となりました。行政機関は法の施行当初から義務を負っていますが、こ

の法改正は社会全体の合理的配慮の水準を一段と引き上げ、市に対してその責務をより確実に果たすことを求めています。合理的配慮は、制度や設備といったハード面の整備だけでなく、実際に市民と向き合う職員一人一人の理解や対応によって初めて実効性を持つものだと考えます。改正障害者差別解消法の施行を受け、本市では、障害のある市民への対応を担う職員に対しどのような取組を行ってきたのか、特に合理的配慮の考え方や意思疎通に配慮が必要な市民への基本的な対応について全庁的にどのように浸透を図っているのか、見解を市民文化局長に伺います。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　合理的配慮の提供についての御質問でございますが、合理的配慮の提供は、障害のある方をはじめ支援を必要とする方々の社会参加を促進し、共生社会の実現につながるものと認識しているところでございます。これまで、基本的な考え方や姿勢を示す合理的配慮の提供等に関する基本方針や具体的な行動等を示す合理的配慮の提供のサポートブックを作成し全庁に共有するとともに、全職員を対象にパラアスリートから学ぶ共感力・ダイバーシティ研修、ｅラーニングによる階層別研修等を行い、広く周知しております。加えて、合理的配慮の提供は、画一的な対応ではなく、状況に応じて柔軟な対応が求められることから、各職場における事例を収集し全庁に共有するとともに、具体的な事例に基づく合理的配慮ケーススタディ研修を窓口対応のある職場の職員等を対象に実施するなど、庁内の浸透を図っているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　聴覚障害のある市民の方から、市バスを利用する際、筆談対応が可能と表示されていることは分かっているが、ＩＣカードのチャージなど、金銭のやり取りを伴う場面ではやり取りに時間がかかり、後ろの乗客の視線が気になってしまい、利用をためらうことがあるという声が寄せられています。現在の筆談による対応は丁寧な配慮である一方で、書いて伝えるという性質上、混雑時や短時間での対応が求められる場面では、利用者、運転士双方にとって負担が生じやすい側面があると考えます。市バスにおける聴覚障害者や言語障害のある方との意思疎通についてどのように認識しているのか、交通局長に伺います。また、聴覚障害者や言語障害がある方が困るのは、伝わらないことそのものよりも伝えようとしていいのか分からないという空気です。書いて伝えていい、指差ししていいという明確なサインを行政が用意することが効果的であると考えます。他都市でも導入が進んでいるコミュニケーションボードは、指差しによる即時的な意思疎通が可能であること、文字に依存せず、外国人利用者などにも対応できること、誰が対応しても一定の品質で案内できる共通ツールであることなど、筆談を補完する有効な手段であると考えます。市バスにおいても、まずは乗車、降車や運賃、ＩＣカードに関する定型的なやり取りを迅速化するため、筆談に加え、コミュニケーションボードなどを活用した支援ツールを導入する必要があると考えます。見解と対応を交通局長に伺います。

○副議長　堀添　健　交通局長。

○交通局長　水澤邦紀　お客様とのコミュニケーションについての御質問でございますが、安全で快適な輸送サービスを提供する上で、お客様とのコミュニケーションの確保は重要なことでございまして、市バスでは、聴覚や言語機能などに障害があるお客様への接遇の一つとして、運転席に筆談具を常備し、併せてその旨を料金箱に表示しております。

速報版

コミュニケーションボード等の支援ツールにつきましては、聴覚障害などがあるお客様との意思疎通を図る方法として有用なものと考えておりますので、今後、導入に向け、当事者団体の御意見等を踏まえながら検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　本市では、区役所の窓口などにおいて、手話通訳者とビデオでつなぐ遠隔手話通訳による支援が可能となっています。これは専門的な支援が必要な場面において非常に重要な取組です。一方で、日常的な窓口対応においては、ちょっとした確認や定型的なやり取りを行うために必ずしも通訳につなぐほどではない場面も多く、その都度、手配や接続に時間がかかることが利用者、職員双方の負担になるケースもあり、こうした場面では、絵や定型的な表示を用いたコミュニケーションボードのように、指差しだけで即時に意思疎通ができるツールがあれば、聴覚障害のある方はもちろん、知的障害や発達障害のある方、外国人利用者にとっても、より気軽に安心して窓口を利用できる環境につながると考えます。遠隔手話通訳といった専門的な支援に加え、その場ですぐに対応ができる手段として、コミュニケーションボードなどの共通ツールを窓口に常備することが必要と考えます。見解と対応を市民文化局長に伺います。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　コミュニケーションボード等についての御質問でございますが、区役所窓口における市民への対応につきましては、区役所サービス向上指針に基づき、適切なサービス提供に努めているところでございます。配慮が必要な方に応対する際には、来庁者の状況に応じて、筆談やタブレット端末による通訳サービスを活用するなど丁寧な対応を行っており、コミュニケーションボードにつきましても、現在一部の区役所で導入されていることから、これまでの取組状況や利用における課題などの情報共有等に取り組んでまいります。今後も引き続き、誰もが適切にサービスの提供を受けることができるよう、区役所窓口サービスの向上に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　それぞれ御答弁ありがとうございました。合理的配慮は職員一人一人の理解と判断によって初めて機能するものであり、継続的な学びの機会が必要です。現在行われている職員研修についても、当日参加できなかった職員や後から振り返りたい職員が活用できるよう、研修内容をアーカイブとして確認できる仕組みをお願いしたいと思います。また、市バスにおいては、聴覚障害者や言語障害のある方との意思疎通を図る手段として、コミュニケーションボード等の支援ツールが有効であるとの認識が示され、当事者団体の意見も踏まえながら導入に向けて検討を進めていくとの御答弁でしたので、筆談を補完し、混雑時や短時間での対応が求められる場面でも、利用者、運転士双方の負担を軽減する取組として、ぜひ実効性のある形で導入を進めていただければと思います。また、区役所窓口では一部の区での導入事例などを共有していくとのことですが、窓口で困ったときにすぐに手に取って使える共通のツールがあるかどうかが重要です。合理的配慮が特別な配慮でなく、誰にとっても自然で当たり前の窓口対応となるよう、現場目線に立った取組を着実に進めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、認知症対策について健康福祉局長に伺います。認知症は本人だけでなく、家族や身近な人の暮らしにも大きな影響を及ぼします。とりわけ診断を受けた後、どのような支

援につながり、地域の中で安心して暮らし続けることができるかが重要です。川崎市認知症の人と家族への一体的支援事業は、本人支援、家族支援、一体的支援を通じて家族関係の再構築や意欲向上を図る事業です。しかし、プログラム期間はおおむね６か月であり、その後の切れ目のない支援が重要となります。本事業を終えた参加者が地域での孤立を避け、社会参加を継続するため、地域みまもり支援センターを中心にチームオレンジや認知症カフェといった既存の社会資源へどのように引き継がれ、その後の状況をどのように把握しているのか伺います。また、継続が必要とされた参加者への支援の具体的な対応を伺います。

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　認知症の人と家族への一体的支援事業についての御質問でございますが、本事業は、昨年度、麻生区で事業を開始し、本年11月からは多摩区と中原区で事業を開始しているところでございまして、地域みまもり支援センターの保健師が参加者と共に認知症カフェの見学へ同行するなどして、地域資源へつなぐなどの支援を実施しております。さらに、プログラム参加後、おおむね６か月の期間経過後に評価及び意思確認を行った上で継続することができるとした参加者について、必要に応じて、その後の状況確認を行っているところでございます。また、継続が必要とされた参加者につきましては、今後、事例を積み重ねて、支援方法などの対応について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　国では認知症疾患医療センターの機能強化を求めており、一体的支援事業の協働主体となるなど、その役割は増大しています。相談件数が増加傾向にある中、センターの本来業務である鑑別診断や専門医療相談の質を維持しつつ、家族会や交流会など診断後支援やかかりつけ医などとの連携強化など、地域の専門人材育成といった地域貢献機能をどのようにバランスよく両立していくのか、見解と対応を伺います。認知症疾患医療センターと未設置区のもの忘れ外来を持つ医療機関との連携を強化し、早期介入、診断後支援の空白期間を極力避けるために、認知症と診断された方への情報提供から専門医療機関の受診につなぐまでの流れについて、本市として統一した連携のルールやプロトコルを定めているのか、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　認知症疾患医療センターについての御質問でございますが、センターは、鑑別診断や身体合併症、精神症状の重い方への対応などの専門医療相談のほか、地域連携の取組、診断後支援、情報発信、認知症抗体医薬の相談支援など多岐にわたる役割がございますので、各センターへのヒアリングを行いながら、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと存じます。地域ごとに実情が異なる現状を踏まえつつ、専門的な医療を提供する医療機関と地域の診療所が連携し、患者を紹介し合える関係づくりをしていくことが重要であるため、市内４か所の認知症疾患医療センターが中核となり、それぞれの地域における病診連携のネットワーク構築を進めているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けるためには、本人へ

の支援と同時に、家族が孤立せず安心して支え続けられる環境づくりが不可欠です。例えば豊田市において家族への心理的支援や関係性の再構築を重視した取組が進められており、世田谷区では、専門職が関与する家族向けの継続的な相談、交流の仕組みにより、早期からの孤立防止が図られています。認知症の人と家族への一体的支援事業の中でも家族支援を重要な柱としています。本事業において、家族の不安や介護負担の軽減、家族関係の改善に向けてどのような具体的な支援を行っているのか、あわせて、支援の効果をどのような視点や指標で把握し、事業終了後も家族が孤立しないよう家族会や地域資源をつなげていくのか、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　認知症の人と家族への一体的支援事業についての御質問でございますが、本事業における御家族への支援につきましては、状況に応じた診断後教育や地域の社会資源に関する情報提供などを行っているところでございます。具体的には、診断に関する不安や、その受け止め、本人への接し方に関する工夫等について、認知症疾患医療センターのスタッフや家族同士のピアサポートによる助言などの支援を行っているところでございまして、事業終了後も家族会や地域資源等につなげるなどのフォローを行ってまいりたいと存じます。また、支援の効果につきましては、本人と家族の関係調整、本人の自己効力感の向上、家族の介護負担感の軽減など、本人及び家族の満足度や心理的な変化などの定性的な項目について、ヒアリングなどで把握し、評価していくことが重要であると考えております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　春議員。

○37番　春　孝明　御答弁ありがとうございました。認知症の本人や御家族にとっては、診断後や支援プログラム終了後こそ不安や孤立を感じやすい時期です。支援が一度きりで終わることなく、地域の中で人や場とつながり続けられ、安心して暮らし続けられることが重要になります。地域みまもり支援センターや認知症カフェ、家族会など既存の社会資源への案内をより丁寧に行うとともに、支援終了後の状況を把握し、必要な方には切れ目なく次の支援につなげる仕組みを今後さらに充実させていただきたいと思います。また、認知症疾患医療センターについては、専門医療としての役割と地域人材の育成や連携の要としての役割を両立させながら、診断から支援につながる流れが地域ごとに分かりやすく機能するよう引き続き取り組まれることを要望し、私の質問を終わります。

○副議長　堀添　健　お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長　堀添　健　御異議ないものと認めます。およそ５分休憩いたします。

午後２時37分休憩

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

午後２時43分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも47人」と報告〕

○副議長　堀添　健　会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。発言を願います。29番、市古次郎議員。

○29番　市古次郎　通告の順で、一問一答方式で伺ってまいります。

学校給食の回数及びアンケートについて教育次長に伺います。学校給食の提供回数を来年度より、小学校上限187回から192回、中学校１・２年生、上限165回から180回、中学校３年生、上限155回から170回に増やす調整を進めているとお聞きしました。夏休み明け、１週間給食が出ない、夏休み明け、体を細くして登校してくる子どもがいるといった声を取り上げて、要望を重ねてきましたので、大変喜ばしいことです。増やすこととした背景、提供回数の根拠、また、ボトルネックとなっていた雑排水清掃等のメンテナンスの課題をどのように克服するのか伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　給食回数についての御質問でございますが、令和８年度からの給食回数につきましては、共働き家庭の増加など現在の家庭状況を踏まえた小中学生の昼食の在り方や食育の充実等の観点から、上限回数を増やす方向で現在調整を進めているところでございます。次に、増加する回数につきましては、小中学校ともに行事や長期休業等の日程を踏まえ、給食実施の可能性について確認し、検討したものでございます。次に、主に夏休み期間中に実施している雑排水清掃や機器のメンテナンス作業等につきましては、夏休み期間以外にも分散して実施することや１日の作業校数を増やすことなどにより、作業期間を短縮できるよう調整を進めているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　ありがとうございます。特にメンテナンス作業については、提案させていただいた分散して実施等の調整を進めていただいているということで感謝いたします。一方で、この間、学校栄養士さんから、夏休み明けの給食提供を求めることは理解するが、空調のない給食室での８月の調理は命に関わるという御指摘もありました。私も要望を届けていた一人として反省しなければならないと痛感いたしました。代表質問でも取り上げたとおり、空調未設置の給食室には短期間で設置できる空調の暫定措置も併せて早急な空調整備を要望いたしますが、空調未設置の学校は春休みや冬休み前後の提供など学校ごとの対応は可能なのでしょうか、伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　給食実施日についての御質問でございますが、各学校の給食実施日につきましては、学校ごとに行事や休業日等が異なることから、これまでも上限回数よりも多く実施可能日を示し、そこから各学校が行事日程等を踏まえて給食実施日を決めているところでございますので、引き続き各学校の状況に合わせて対応してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　ありがとうございます。ぜひ休業日が異なる各校が柔軟に選択しやすい実施可能日の設定をお願いいたします。現在、市立小中学校、特別支援学校にお子様が通う保護者を対象に学校給食に関するアンケートが12月19日まで行われていますが、給食アンケートについては、前回のアンケート実施の際、校長会で手が挙がった各区３校程度が対象となっていました。その際に文教委員会で、グーグルフォームでのアンケート実施であるならば、対象範囲を広げ、幅広い意見を聴くべきではないかと要望させていただきましたが、今回のアンケートの実施理由、対象範囲を伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　学校給食に関するアンケートについての御質問でございますが、今回のアンケートにつきましては、昨年度、給食費の改定に向けて保護者と児童生徒に実施したアンケートにおいて、給食についての感想や要望、好きなメニューなど多くの参考となる意見をいただいたことから、今後も本市の学校給食の充実に向けた様々なニーズや児童生徒への食育の効果等を把握するため、実施したものでございます。今回の実施につきましては、教育だよりかわさきや12月の家庭配布献立表において広報するとともに、メール配信システムを通じて、小中特別支援学校全校の保護者にアンケートへの協力を呼びかけており、多くの御家庭で児童生徒も一緒に回答をしていただいている状況でございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　ありがとうございます。対象範囲も全家庭と対象を拡充していただいたとのことで、重ねて感謝をいたします。ぜひ今後も幅広く声を聴いていただく形での継続したアンケート調査、そして、児童生徒も一緒に回答をしてもらっているという点もすばらしいと思います。また、ランクインしてくるかもしれません好きなメニューランキング、中学生部門の揚げパン、これもぜひ受け止めていただいて、中学校給食での揚げパンの提供も含む、保護者、児童生徒たちと共に育む学校給食に取り組んでいただければと思います。

次の質問に参ります。市立高校のＷｉ－Ｆｉの生徒利用について教育次長に伺います。市立高校に通う生徒さんたちから、自分たちのスマートフォンと校内Ｗｉ－Ｆｉを接続できるようにしてほしいという要望が届いています。月末になると１か月のデータ容量、いわゆるギガが足らなくなり、友達も困っているといった状況のようです。本市の大多数の市立高校において、生徒の私物であるスマートフォンに校内Ｗｉ－Ｆｉの接続を許可しない理由を伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　市立高等学校におけるＷｉ－Ｆｉについての御質問でございますが、校内Ｗｉ－Ｆｉは、学習用のネットワークとして１人１台端末を想定して整備したものであり、その運用に当たっては、校長が利用目的や端末の接続台数、通信量、セキュリティ面などを考慮して判断しているものでございまして、多くの学校では生徒が所有するスマートフォンの接続を許可していないところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　校長の判断という理由の下、許可されているのは総合科学高校のみ、川崎高校、幸高校、橘高校、高津高校は許可されていないという結果となっています。１点伺いますが、市立高校生たちが学習で使用するために用意している１人１台端末は私物という考え方で間違いないのでしょうか、伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　市立高等学校における１人１台端末についての御質問でございますが、市立高等学校の全日制に在籍する生徒が使用している１人１台端末は、一括購入やリースなど様々な導入形態がございますが、その費用は生徒の保護者が負担しているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　リースといっても、メンテナンスの関係でそのような形態となっているだけとのことですから、あくまでも費用は保護者負担、私物という解釈でよいかと思います。ある高校生から、友人の県立高校はスマートフォンと校内Ｗｉ－Ｆｉの接続がオーケーなのにという声も届きましたので、近隣自治体に確認をしてみました。ディスプレー、お願いいたします。神奈川県立高校、東京都立高校、横浜市立高校全て生徒の私物であるスマホと校内Ｗｉ－Ｆｉの接続を認めていました。ポイントは何なのか、それぞれ確認をしましたら、東京都も、神奈川県も、端末は各家庭で購入している私物なので、同じく私物である生徒個人のスマホとの接続も認めていると。私物か否かという点に判断基準を設けたということでした。一方で、横浜市は１人１台端末を市が購入し、生徒たちに貸し出しています。本来これがあるべき姿だと思うんですけれども、学校用端末は生徒個人の私物でないのにもかかわらず、横浜市学習用ネットワークの利用ルールを定め、生徒個人のスマートフォン等の端末との接続を認めています。横浜市の担当の方にお聞きしましたが、推奨はしていないものの、特に禁止はしておらず、そのルールは今でも運用されているとのことです。学習面への影響も気になりましたので、東京都の教育委員会に確認をしましたら、生徒たちは授業で行われる情報検索や探求の際にスマホで検索したほうが早い場合があるため、必要に応じて活用している、生徒たちは私たちが思っているよりＩＣＴ機器を上手に活用しており、その環境を大切にしたいとのことです。ディスプレー、結構です。近隣では川崎だけ、学習用端末は私物であるのにもかかわらず、認めていません。結果、近隣の公立高校に通う高校生たちが集まった際、川崎市立高校だけＷｉ－Ｆｉを開放していないことに落胆と驚きの声があるとのことです。本市も横浜市のような一定のルールを設けた上で、生徒たち個人が所有するスマートフォンと校内Ｗｉ－Ｆｉの接続を許可するべきではないでしょうか、伺います。

○副議長　堀添　健　教育次長。

○教育次長　田中一平　市立高等学校におけるＷｉ－Ｆｉについての御質問でございますが、校内Ｗｉ－Ｆｉは、各学校の学習の実態に合わせて校長がルールを定めて運用しているものでございます。今後につきましても、利用目的や端末の接続台数、通信料、セキュリティ面などを考慮し、各学校において適切に判断してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　私の高校時代はポケベルを持っていた友人が数人程度でしたから、答弁の校長がルールを定めて運用、各校において適切に判断していくことは一定理解ができるんですが、実際に高校生たちからの話を聞き、校内Ｗｉ－Ｆｉの運用について他都市の教育委員会から聞き取りをして気づかされたことは、これは、各校の方針――教育方針の問題ではなく、今の高校生たちにとってスマートフォンが生活の必須ツールとなっているという社会状況を鑑みて、自治体が最低限整備する高校インフラの一つとしての観点が必要ではないかという点です。中原区でいけば、橘高校は駄目、県立住吉高校はオーケー、間を流れている二ヶ領用水格差と高校生から言われてしまうかもしれません。同じ平間駅を利用している橘高校は駄目、県立川崎工科高校はオーケー、間を走る南武線格差と呼ばれてしまうかもしれません。ぜひ川崎で学ぶ高校生たちの声に耳を傾けていただいて、保護者負担の軽減にもつながる校内Ｗｉ－Ｆｉの生徒への接続環境の整備、高校インフラの一つとして、近隣他都市のように市がルールを定め、責任を持って対応していただくことを要

速報版

望し、この課題は引き続き取り組んでいくことを申し上げて、次の質問に移ります。

平和館の学校利用について市民文化局長に伺います。平和館への学校訪問について過去３年間の推移を伺います。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　平和館への団体見学についての御質問でございますが、学校の団体見学につきましては、令和４年度が12校、令和５年度が12校、令和６年度が10校となっており、このうち市立学校の団体見学につきましては、令和４年度が５校、令和５年度が６校、令和６年度が３校となっております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　市立学校の見学は５校、６校、３校と伸び悩んでいる状況です。名古屋市の防災センターを視察した際に、防災センターを学校で利用してもらうための興味深い取組がありました。学習指導要領に防災教育が組み組み込まれたことを契機に、防災センターで実施しているワークショップや防災教育を学習指導要領と結びつけて防災教育プログラムを作成し、学校側に提案をしたところ、学校利用の増加につながったとのことです。実際に予約状況を確認しましたが、10月の平日午前中の３日間はほぼ学校団体利用の予約が入っていました。ディスプレーをお願いいたします。どういったものか少し御紹介をしますと、校外学習コンテンツプランと学習指導要領をひもづけして――ちょっと拡大をします。これでもちょっと見にくいんですが、例えばぼうさいトークは講演内容によって指導要領の３から６年生の道徳や５年生社会、５・６年生家庭科との関連を示し、学べる内容を可視化した形となっていました。防災センターが教育委員会と連携して学校訪問を増やす取組を行っていると感じました。ディスプレー、結構です。平和館については残念ながら学校訪問が横ばいとなっていますが、学習指導要領にも定められている平和教育について、学校側に平和館を活用してもらうためにどのような取組を行っているのか、今後の展望も併せて伺います。

○副議長　堀添　健　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　平和館の活用についての御質問でございますが、平和館では、平和学習の場として館を活用していただけるよう、市内の全中学校、高等学校に平和学習のための川崎市平和館活用ガイドを配付するとともに、各学校の社会科教員による研究会等の場で展示内容や魅力について御案内するなど、団体見学を含めた利用促進に努めております。また、昨年10月から平和館のホームページに学校の皆さんへという館の活用方法に関するコンテンツを新たに設け、より多くの教員の方々や児童生徒、学生の皆さんに向けた情報発信を始めたところでございます。さらに、来館が難しい学校については平和館職員による出前講座を実施し、教員の方々からの聞き取りを行いながら、各学校の教育プログラムに合わせたコンテンツを提供するなど、きめ細やかな学習支援を行っているところでございます。これらの取組はいずれも平和館を知っていただくためのツールであり、絶好の機会と捉えているところでございまして、今後の来館につながるよう、引き続き教育現場との緊密な連携を図ってまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　平和館のコンテンツを生かした平和学習はもちろん、訪問だけではないことは理解しています。しかし、やっぱり直接足を運んでもらい、見学とセットとなっ

た参加型平和教育ワークショップなど、平和館の貴重な資料、展示に触れながら学習してもらってこそ、平和館の持つポテンシャルが発揮できると考えます。答弁にあった平和学習のための川崎市平和館活用ガイドや昨年10月から行っている学校向けの情報発信の取組も確認をさせていただきました。少し感じるのは、例えば教育行政のプロであるカリキュラムセンターと連携しての平和教育コンテンツの作成など、市教育委員会との連携が不十分ではないかという点です。それが今回、名古屋市防災センターの取組を御紹介した趣旨でもあります。今後も市教育委員会及び教育現場とのさらなる連携、平和館に多くの学校が訪問してもらえる情報発信の充実、それに伴う訪問数については注視していくことを申し上げて、次の質問に移ります。

渋川の環境整備について建設緑政局長に伺います。今年10月から11月にかけて渋川環境整備アンケート調査が行われました。渋川に対する満足度調査という内容でしたが、どのような声が届いたのか伺います。

○副議長　堀添　健　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　渋川環境整備についての御質問でございますが、アンケート調査につきましては、今後、石神橋下流の環境整備を実施するに当たり、市民の渋川に対する満足度を把握するため、令和７年10月15日から11月16日までの期間に実施し、108件の回答を得られたものでございます。アンケートにつきましては、未整備区間について、景観に満足していますかや水や緑を気持ちよく感じられますかなどについて御意見を伺っており、多くの方から「そうは思わない」「あまりそうは思わない」との回答をいただくとともに、自由意見として、散策において雰囲気が悪く感じるなどの河川環境に関する様々な御意見をいただいたところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　景観に満足、水や緑を気持ちよく感じられますかについて、多くの方が「そう思わない」「あまりそう思わない」と、また、散策において、雰囲気が悪く感じると。厳しいですが、率直な御意見かなと思います。対象区間は石神橋付近から矢上川までの区間となりますが、どのようなスケジュールで実施していくのか、また、アンケートに届いた声をしっかり反映をしていくのか、伺います。

○副議長　堀添　健　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　渋川環境整備についての御質問でございますが、石神橋より下流につきましては生物の水辺ゾーンとして計画しており、令和９年度以降に着手する予定でございます。また、今回の市民アンケート結果においても、現在の環境に満足していないとの御意見を多くいただいていることから、生物に配慮した水辺空間の創出が図れるよう河川環境整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　地域の貴重な声ですから、しっかり反映をしていただければと思います。現在の環境に満足していないという御意見が多数ということですけれども、桜の時期の美しい景観はしっかりと守っていっていただければと思います。以前取り上げましたが、住吉桜の老木化の課題、地域と連携した植え替え等も併せて進めていただければと思います。関連して、９月11日の記録的短時間大雨の際、今回のアンケート対象区間の渋川で溢水したという情報はつかんでいるのでしょうか、伺います。

速報版

○副議長　堀添　健　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　渋川環境整備についての御質問でございますが、９月11日における渋川の溢水につきましては、中原区役所道路公園センターでは直接溢水の状況は確認しておらず、関係局からの情報においても溢水の状況は確認できていないところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　対象区間にかかる渋川橋付近で溢水したという情報を地域の方からお聞きし、９月11日の本会議後、現地に行ってみました。その際には溢水は収まっておりまして、浸水被害等は確認できなかったのですが、ディスプレー、お願いいたします。河川のかなり上部にあるガス、水道が占有している配管に河川の中を流れていたであろう草木が絡まっている状況でしたので、水位上昇の痕跡は確認できました。ここでもう１点気になったのが、同時に強烈な悪臭があったことです。近隣の方にお話をお聞きすると、大雨等で水かさが増すたびに悪臭が発生しているとのことです。この付近の川底のヘドロ回収、しゅんせつを行った実績はあるのでしょうか、伺います。あわせて、環境整備は令和９年以降とのことですから、その前に対象区間のヘドロ回収、しゅんせつを行うべきと考えますが、伺います。ディスプレー、結構です。

○副議長　堀添　健　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　渋川環境整備についての御質問でございますが、渋川におけるしゅんせつにつきましては、近年、実施した実績はございませんが、今回のアンケートにおいて大雨の際に悪臭がするとの御意見をいただいていることから、今後、現地の状況を確認した上で必要なしゅんせつについて検討してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　ありがとうございます。ディスプレー、お願いいたします。渋川橋の下流側ですが、等間隔で護岸を補強する切りばりが設置されており、しゅんせつをするための小さな重機が入っていけないような構造となっています。この構造が今までしゅんせつの実施を拒んできたことも予測できますが、渋川橋から渋川を見下ろしますと、かなりのごみや堆積物が目視でも確認できましたので、しゅんせつも様々な方法があるとのことですから、ぜひ考えられる方法で、前向きな検討、早急なしゅんせつの実施を要望させていただきます。また、渋川整備の工事概要資料を拝見しましたが、悪臭がするゾーンは矢上川や鶴見川の生物を渋川に遡上させると記載がありました。水辺の生物たちにとって渋川の入り口という位置づけとなりますので、住民だけでなく、生物にも親しまれるコンセプトどおりの整備を重ねて要望して、次の質問に移ります。ディスプレー、ありがとうございました。

公園プールのトイレの洋式化について建設緑政局長に伺います。今では市内４か所となってしまった公園プールですが、猛暑が続く昨今、夏休みを中心に多くの家族連れ、子どもたちに利用されています。平間公園プールを利用している子どもたちから、トイレが和式のため利用できないという声が届きました。大師公園・小倉西公園・平間公園・稲田公園プールの更衣室、プールサイドに設置されているトイレについて、和式、洋式のトイレの数を伺います。あわせて、過去にトイレについて何らかの要望が届いていたのかも伺います。

○副議長　堀添　健　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　公園プールのトイレについての御質問でございますが、プールのトイレにつきましては主に更衣室等がある管理棟に設置しているところでございます。各公園の設置状況につきましては、大師公園は、男性用が和式３基、洋式１基、女性用が和式５基、洋式１基でございます。次に、小倉西公園は、男性用が洋式１基、女性用が和式１基、洋式１基、プールサイドの男性用が和式１基、女性用が和式２基でございます。次に、平間公園は、男性用が洋式１基、女性用が洋式２基、男女共用が和式１基、プールサイドの男女共用が和式４基でございます。最後に、稲田公園は、男性用が和式１基、洋式１基、女性用が和式２基、洋式１基でございます。また、プール内のトイレに関する要望につきましては、平間公園のプールにおいて、令和６年度と令和７年度にプールサイドのトイレが和式のため利用しづらいとの要望をいただいているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　ディスプレー、お願いいたします。スタッフ用、小便器を除くトイレの設置数は29基で、そのうち和式が20基、洋式が９基となっています。29分の20で68％、約７割が和式という状況です。また、実際に平間プールの利用者からは、昨年度、今年度と和式のため使用しづらいと洋式化の要望が届いていたとのことです。答弁をよく見てみますと、個別に見ても、要望が届いていない大師公園のプール、特に女子更衣室は６基のトイレ中５基が和式という状況も分かりました。ディスプレー、結構です。学校もトイレの洋式化が進み、和式トイレを使用する機会がなかなかないわけですから、子どもたちから困難の声が届くのは理解できます。横浜市は公園トイレの快適化を進める上で、公園のトイレの洋式化と併せて公園プールの洋式化も進めていくとのことです。子どもたちの貴重な施設である公園プールの洋式化に本市も取り組んでいくべきと考えますが､伺います。

○副議長　堀添　健　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　公園プールのトイレについての御質問でございますが、既存の和式便器を洋式便器に改修するためには、配管位置などトイレの構造やスペースの制約などの課題もございますが、利用者の御要望等を踏まえ、プール設備の改修に合わせた洋式化などについて検討してまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　市古議員。

○29番　市古次郎　課題もありながら、検討という御答弁もありましたので、一定評価したいと思いますが、実際に平間公園のプールのトイレを先月見させていただきました。現地で対応してくださった方、また、この質問のやり取りをした方、それぞれの職員さんから共通して感じたのは、季節限定の設備なのでという後ろ向きな考え方です。異常気象により酷暑が続く昨今、特に夏場の子どもたちの居場所、遊び場が少な過ぎるという声が届く中で、文字どおり子どもたちにとっての夏場のオアシスとなっている川崎市内の公園のプールは大変貴重です。また、私も約40年ぶりに平間プールを見させていただきましたが、子どもの頃、平間プールで一日中遊び、帰りの売店で友人たちとかにぱんを食べた思い出が鮮明によみがえりました。そういった幼少の頃の経験、思い出がシビックプライドを育むのではないでしょうか。そういった市民の子どもたちの施設を大切に維持管理し、声を聴いて快適化を進めていくことこそが本当のレガシーにつながっていくのではないかと考

速報版

えます。季節限定の施設などといった大人の都合を優先するのではなくて、利用者、子どもたちの声に耳を傾け、放置された状態となっている公園プールのトイレの洋式化をトイレ革命の一環として位置づけ、順次取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長　堀添　健　32番、岩田英高議員。

○32番　岩田英高　まず、ふるさと納税については次の機会に質問したいと思いますので、残り３つを通告に従い、一問一答で伺ってまいります。

最初に、市内の危険な擁壁についてまちづくり局長に伺います。今年９月30日、東京都杉並区で住宅を支えていた擁壁が崩壊し、その上の木造家屋が倒壊するという事故が発生しました。幸い死傷者は出ませんでしたが、杉並区は以前からこの擁壁の危険性を把握しておりまして、所有者に複数回指導を行っていたものの、対策が講じられる直前に事故が起きてしまったと仄聞しております。私の土地、つまり私有地の擁壁であっても、崩壊すれば周辺の建物や住民に甚大な被害を及ぼす可能性があることから、行政としても看過できない問題であると考えます。そこで、私有地の危険な擁壁に対する本市の見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　擁壁についての御質問でございますが、擁壁が崩壊した場合、人命や家屋などに被害が生じる可能性があることから、土地所有者などによる日常的な点検と適切な管理が重要であるとともに、適正な維持保全を促すため、行政からの啓発や支援、指導なども必要であると認識しております。このため、本市では擁壁の崩壊等は大雨時に発生することが多い状況を踏まえ、毎年、あらかじめ市政だよりなどの広報を活用して宅地防災の啓発活動を行うとともに、台風などの大雨時には市内を巡回し、擁壁等の状況把握に努めております。また、平常時において市民から擁壁等に関する相談があった場合には、職員が現地調査を実施しているところでございます。その結果、安全対策が必要と判断した場合につきましては、土地所有者などに対し、専門家によるがけ・擁壁の無料相談会や擁壁等の対策工事に対する宅地防災工事助成金制度などの支援策を案内するとともに、必要に応じて、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、土地所有者などに勧告、改善命令等を行い、安全対策を推進しているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　岩田議員。

○32番　岩田英高　様々な対策を取られていることを理解いたしました。そこで次なんですが、今回の事故を受け、杉並区は安全性に問題がある24件の擁壁の緊急点検を実施しました。本市は現在、危険性のある擁壁を何件把握しているのか伺います。あわせて、それぞれの現状についても伺います。

○副議長　堀添　健　まちづくり局長。

○まちづくり局長　宮崎伸哉　擁壁についての御質問でございますが、本市が把握する擁壁のうち、過去に旧宅地造成等規制法に基づく勧告等を行い、本市において改善が確認されていなかった箇所は５か所あり、本年９月の杉並区での擁壁及び家屋の倒壊が発生したことを受け、この５か所について緊急点検を行いました。その結果、改善が見られなかった箇所は１か所確認されましたが、道路には面しておらず、擁壁の傾きやはらみの進行は確認されませんでした。当該箇所については引き続き改善するよう所有者に指導してまい

ります。以上でございます。
○副議長　堀添　健　岩田議員。
○32番　岩田英高　ディスプレー、お願いします。こちらが杉並区と川崎市の比較になります。面積と安全性に問題のある擁壁の数が表示されています。杉並区の24件に対して、川崎市は５件ということになります。地形条件の違いから単純比較はできないと思いますが、面積比で見ると川崎市は杉並区のおよそ４倍の広さを有しています。川崎市は南部、中部は平地が多いんですが、高低差のある麻生、多摩、宮前、高津の４区の合計面積でも杉並区の２倍以上の広さとなるため、杉並区の24件に対して本市の５件というのは相対的に少ないように思われます。本市の取組が不十分だと言っているわけではありません。ただ、近年は局地的豪雨の増加などにより、従来は問題とされなかった箇所でもリスクが顕在化し得ると言えます。事故が起きれば取り返しがつきません。杉並区都市整備部建築課のページによると、以下の記載があったんですね。まずは安全性に問題がある24件の緊急点検を行ったと。ということは、実際には杉並区はこの24件以外にも、安全上、懸念のある擁壁を把握している可能性があります。この杉並区がどのような基準で、どのように把握したのか。それらの点について確認し、必要に応じて参考にすべきと考えますが、見解と対応を伺います。ディスプレー、ありがとうございます。
○副議長　堀添　健　まちづくり局長。
○まちづくり局長　宮崎伸哉　擁壁についての御質問でございますが、本市の擁壁等の安全対策につきましては、宅地造成に関する工事への技術基準の適用や、宅地の保全に関する法に基づく勧告、改善命令等が可能となる宅地造成工事規制区域を法施行当初の昭和37年に指定し、その適切な運用を行ってまいりました。また、平成21年に擁壁の改修等に関する宅地防災工事助成金制度を創設するとともに、所有者等の不安や疑問に対するがけ・擁壁の無料相談会など、全国的にも早期に様々な支援を行ってきたところでございます。宅地防災施策の推進には他都市の様々な事例を蓄積することも重要であると考えておりますので、杉並区の事例についても調査してまいります。以上でございます。
○副議長　堀添　健　岩田議員。
○32番　岩田英高　ありがとうございます。杉並区の事例について確認していただけるということですので、その結果が本市の危険な擁壁の把握や対策の向上につながることを期待して、次の質問に移ります。
　次に、防衛費増及び市内企業について経済労働局長に伺います。令和５年、当時の岸田首相は、防衛費を今後５年間で約43兆円とすること、また、経済安全保障推進法における特定重要物資として、半導体、蓄電池、永久磁石、工作機械、航空機部品、抗菌薬、そして肥料など計11分野を指定し、国内での生産体制の強化や備蓄の拡充を決めました。これらは市内の中小企業にとって特需、または大きなビジネスチャンスとなる可能性があるため、同年12月に私が一般質問したところ、当時の経済労働局長より、国の動向等について情報収集に努め、本市産業の持続的、安定的な発展が図られるよう対応してまいりたい、このような答弁をいただきました。それから２年が経過しました。この間、本市としてどのような取組をしたのか、それがどのような成果となったのか、具体的に伺います。
○副議長　堀添　健　経済労働局長。
○経済労働局長　田邉　聡　防衛産業に関する情報収集等についての御質問でございます

速報版

が、本市には、半導体や工作機械、産業用機器、人工知能などに関連する製造業や情報通信業等が多数集積しており、防衛産業につきましては、こうした分野との関連性を有する産業の一つであると認識しております。これまで本市におきましては、国の経済安全保障に関する産業技術基盤強化アクションプランの再改定や、防衛産業の産業競争力強化に向けた取組の把握に加え、関係省庁へのヒアリングや国主催の防衛産業関連の展示会などにおいて情報収集を行ってきたところでございまして、契約上の秘密保持における要求水準の高さなど、中小企業の参入に当たっての課題が見えてきたところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　岩田議員。

○32番　岩田英高　自治体によっては、防衛産業への参入を目指す中小企業等に対して防衛産業参入セミナーや装備品のサプライチェーンに関する説明会などを実施している例があります。また、専用の相談窓口を設け、国の制度に関する相談や防衛装備庁への橋渡しを行っている自治体も見受けられます。こうした取組は、防衛産業を特別な分野として扱うのではなく、地域産業における新たな需要として整理し、中小企業の参入障壁を下げるための支援であると考えます。本市の現状と今後の方針について伺います。

○副議長　堀添　健　経済労働局長。

○経済労働局長　田邉　聡　中小企業の成長分野等への参入支援についての御質問でございますが、国が定める力強い経済成長の実現に向けた量子、半導体、防衛産業などの戦略分野への参入を促進することは中小企業の経営基盤の強化につながる重要な取組と認識しており、本市におきましては、量子分野における参入促進セミナーやＧＸ分野における先端技術を紹介するセミナーの開催、成長分野等への進出に資する研究開発補助のほか、市産業振興財団によるワンストップ型経営相談窓口における相談対応や中小企業診断士等の専門家派遣などに取り組んでいるところでございます。今後につきましても成長分野等への参入を促し、新たな収益機会の確保により中小企業の経営基盤の強化が図られるよう、サプライチェーンへの参画に向けた企業間マッチングなど、きめ細やかな支援を進めてまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　岩田議員。

○32番　岩田英高　これまで何度か議会で質問させていただきましたが、本市の危機管理本部には退職自衛官の職員が在籍していると承知しております。防衛や安全保障に関する専門的知見を有し、防衛省ともつながりのある元自衛官の存在は、国の動向を的確に把握し、市内産業への影響を考える上でも重要と考えます。本市の中小企業の発展のため、こうした専門知識を有する職員と、経済労働局や市産業振興財団等との間で横断的に意見交換や情報共有を行うべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○副議長　堀添　健　経済労働局長。

○経済労働局長　田邉　聡　専門的知見の活用についての御質問でございますが、庁内外における様々な専門的知見を有する方の御意見をいただくことは、効果的な中小企業支援施策を検討し、実施していく上で大変重要なことと認識しておりますことから、今後につきましても、特定の分野に深い知識や経験を有する方の意見も伺いながら支援に取り組むことで市内中小企業の経営基盤強化につなげてまいります。以上でございます。

○副議長　堀添　健　岩田議員。

○32番　岩田英高　ありがとうございます。今年10月、高市首相は所信表明演説で、従来計画を前倒しして、今年度中に関連経費を含めた防衛費を対ＧＤＰ比２％にするとの方針を明らかにしました。防衛費増や経済安全保障の動きを市内中小企業にとっての機会として捉え、庁内の専門的知見も生かしながら横断的な連携を進めていくことが重要であると考えます。それがひいては本市の中小企業や新興企業の発展、雇用の創出、所得の向上、経済成長、そして税収の増加につながるからです。この件に関しましては今後も注視してまいります。

それでは、最後の質問に移ります。標的型攻撃メール訓練について総務企画局長に伺います。ディスプレー、お願いします。６月の代表質問で標的型攻撃メール訓練について質問をしました。これは職員を対象にメール対応に記載されたＵＲＬをクリックしない、つまり開封しないことを目的とした訓練でした。こちらは目標開封率を15％としたものの、円グラフのピンクの部分なんですが、実際の開封率、結果は開封率16％ということになりました。そして、50件以上メールを受信した局の中で開封率が高かった上位３つについて当時質問をしたところ、右の表のとおり、上から建設緑政局の27％、環境局と多摩区役所の24％との御答弁でした。これについて見解と対応を伺います。ディスプレー、ありがとうございます。

○副議長　堀添　健　総務企画局長。

○総務企画局長　池之上健一　標的型攻撃メール訓練についての御質問でございますが、開封率の高かった局区につきましては、ふだんから外部とのメールのやり取りが多い部署であると認識しており、職員の情報セキュリティ意識の向上と対応力の強化が必要であると考えております。そのため、本年８月にも訓練を実施し、現在、その後のアンケートの結果を含めて実施結果を集約しているところでございます。また、昨今、民間企業においてセキュリティインシデントが発生している状況を踏まえ、年度内に２回目の訓練を予定しているところでございます。以上でございます。

○副議長　堀添　健　岩田議員。

○32番　岩田英高　ありがとうございます。２回目の訓練を予定しているということですので、こちらについても注視してまいりたいと思います。なお、今年２月にはサイバー攻撃についても代表質問をさせていただきました。実際にサイバー攻撃を受けた場合は事後対応にならざるを得ないんですが、これに対する全市的なマニュアルはあるのかと伺ったところ、今年度、サイバー攻撃に特化した業務継続計画を策定し、対策のさらなる強化を図るとの御答弁をいただいておりますので、こちらについても注視してまいりたいと思います。質問は以上になります。それぞれ御答弁ありがとうございました。

○副議長　堀添　健　お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長　堀添　健　御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後３時25分休憩

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

午後３時54分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも50人」と報告〕

速報版

○議長　原　典之　休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思います。

お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、午後５時を過ぎる場合も考えられますので、念のため、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長　原　典之　御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

○議長　原　典之　それでは、引き続き、一般質問を行います。

発言を願います。58番、浅野文直議員。

○58番　浅野文直　私は通告をいたしました４点につきまして、それぞれ一問一答にて関係局長にお聞きをいたします。

初めに、児童養護体制についてであります。児童養護というのも赤ちゃんから成人までかなり幅広いわけでございますが、今回は児相で対象とするようなお子さんとその保護者等へのフォローということでお聞きをしたいと思います。まず、児童虐待相談・通告件数は増加を続けておりますけれども、相談・通告件数の推移、また、増加に見合うように体制の強化が図られているのか、体制の推移についてこども未来局長に伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　児童相談体制についての御質問でございますが、児童虐待相談・通告件数につきましては、令和４年度は5,157件、令和５年度は5,238件、令和６年度は5,601件と増加傾向にございます。また、児童相談所の職員体制といたしましては、児童福祉法に基づき、令和４年度から令和６年度に児童福祉司26人、児童心理司19人の増員をしております。以上でございます。

○議長　原　典之　浅野議員。

○58番　浅野文直　この短期間で福祉司26人、心理司19人を増員いただいているわけでございますが、恐らく現場はまだまだ足りていないのかなというふうに感じてございます。実際に養護された場合の保護者、または親権者の場合もありますし、監護権者の方の場合もありますが、いろいろと御相談を受けるんですが、保護期間中、または解除された後のフォロー等についてなかなか手が回り切っていないようにこれまでの陳情で思うところでございますので、ここで伺いたいのが、児童養護施設からの退所後の自立支援の課題が指摘されて久しいわけでありますけれども、一時的に児童相談所に入所した後、保護者と保護児童へのアフターフォローや保護解除後の状況把握はどのようにしているのか、改めてこども未来局長に伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　児童相談所での一時保護についての御質問でございますが、一時保護が必要な子どもは、家庭の養育環境の課題や子どもの非行、養育者の不在等、様々な事情により家庭での生活が難しい状況にあるため、一時保護の時点から保護者に対し、子どもが安全に過ごせるような親と子の関わり方への助言や、必要な制度、サービスの利用に向けた支援など、家庭環境の調整等を行っております。また、一時保護を解除した後も、親と子の面接等の実施や、学校、保育所等の関係機関を通じ、子どもの状況を適

切に把握しながら支援を継続しているところでございます。以上でございます。
○議長　原　典之　浅野議員。
○58番　浅野文直　こうした対応自体がケース・バイ・ケースで非常に難しいケースが多々ございます。ですので、一概にどのようにすればいいかということではございませんけれども、例えば私が関係した案件では、親権者と監護権者がそれぞれ離婚されたお父さん、お母さんで別々であって、本来であれば親権者のところに行く予定でありましたが、お子さんがどうしても監護権者のほうに行きたいということで、それも認めていいでしょうということにしました。しかし、その後、何か月たっても児童相談所が面談の機会もつくりませんし、その後、本当に学校等で子どもが健全に生活をされているかどうかの把握すらしていないということで、親権者が児相に連絡をしても、あっ、そうなんですか、うちのほうもまだそれっきり知りませんでしたという状況が現実的にございます。ぜひ今、こども未来局長が御答弁いただいたようなスキームで、しっかりとフォローもやっていることになっているわけでございますので、いま一度、全体的に見直していただいて、間違いのないフォロー体制を続けていただきたいと思います。それでは続きまして、夜間、市内外でいわゆる未成年を保護したという連絡が入るときがあるわけでございますが、そのときの対処はどのようにしているでしょうか。また、遠距離、例えば川崎市内ではなくて、東京都であったり、他都市で保護しましたよという連絡が来たときに児童相談所への移動手段、それにかかる費用についてどのようになっているのか、実例と併せて伺いたいと思います。
○議長　原　典之　こども未来局長。
○こども未来局長　井上　純　児童相談所への移送についての御質問でございますが、夜間に一時保護が必要な子どもにつきましては、市内、市外ともに警察等が保護している場合がほとんどですが、児童相談所職員が子どもを迎えに行く必要があるケースについては公共交通機関を利用し、移送費については公費で対応しているところでございます。以上でございます。
○議長　原　典之　浅野議員。
○58番　浅野文直　ほとんどは本来警察が保護をして、警察によって運んでいただくケースが多いんだというお話だったんですが、私が調査したところでは、民間団体の方がアウトリーチだと言って声をかけて、川崎の未成年者が深夜徘回をしていた、保護します、行政や警察にお願いするのは子どもが嫌だと言っています、じゃ、連れて行きますよ、または市の職員が夜間でもう手いっぱいで足りないのでそういう方にお任せしちゃおうかと。すると、タクシーで運んできてくれるのかと思いきや、よく民間救急車隊なんてやっている方がいらっしゃいますけれども、そういった方にお願いして何万円という費用が請求されるようなケースがある。自治体によっては、そういったケースをつかんでいるので、何があっても、深夜何時であっても、職員がタクシーで迎えに行くという取決めをされている自治体がございます。しっかりとしたルール化をしていかないと、そういった部分がビジネス化されては困りますので、ぜひそのように内部で規程をつくっていただきたいと要望させていただきます。
　続いて、同様にそうした保護した児童の問題なんですけれども、そういった子どもを家族から引き離して、行政施設に住民票を移させて、生活保護であったり、また、それを基

に共同生活をさせるという事例が散見されてきました。私も親御さん２組の方から御相談を受けてまいりました。大学の進学等に合わせて子どもと意見が合わない、ですから、ＤＶ等ではなく、もちろん手も挙げていないにもかかわらず、受験のシーズンでナーバスになっている子どもが親とけんかをしたことを理由に、そういった団体であったり、弁護士の方に相談してしまったら、いきなり措置という形で弁護士が介入してきて、親子での会話は一切ない中、私が知る限りでは東京都庁に住民票を移して、生活保護の申請をすると。本来であれば、これは逆に行政に任せて養護施設に入るといった形になるのが当然だと思っていたんですけれども、そういったケースがあって、親御さんが子どもを取り戻すために何年もかけて活動を続けられている状況がございました。そこでお伺いいたしますけれども、生活保護の措置を一方的に求めて、住所を県庁等の公共施設に移すことが実際できるのか。これは当然居住実態がないわけでありますけれども、川崎市の場合で言えば市役所や区役所等に住所を移すことができるのか、市民文化局長に伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　公共施設への住所登録についての御質問でございますが、住民基本台帳法における住所につきましては、各人の生活の本拠であり、その認定に当たっては、客観的居住の事実を基礎とし、当該居住者の主観的居住意思を総合して決定するものとされています。市役所等の施設は行政機関が主たる事務所として設置している公共施設であり、個人が生活の本拠とする客観的居住の事実に欠けることから、住所として認定することはできないものと認識しております。なお、本市においては、市役所や各区役所への住民登録に係る申請があった場合は受理をしておらず、また、居住実態のない個人が住民登録している実態もございません。以上でございます。

○議長　原　典之　浅野議員。

○58番　浅野文直　短時間で調べていただいて、本当にありがとうございました。川崎市では市役所等に移している事例はないということで安心しましたし、もしもそういった申請があった場合は本庁と各部局が連絡を取り合っていただいて、児相等との連絡につないでいただいているということでございますので、一安心いたしましたけれども、そこで伺います。

　これは総務省の通知でも、令和２年にそういったところへの移しは駄目だよという通知がもう出ているということでございますので、今後もそのように手続はしっかりと進めていただきたいと思いますが、ＤＶ等の事実も把握できていないのに、家族から子どもを一方的に、民間の弁護士が勝手にそういった措置が必要だと訴えかけて手続を進めることができるのか。本来であれば、そういう実態があるならば、児童相談所にお願いをして養護施設等に預けるとか、里親に預けるとか様々なケースも考えながら、そして、本当にそういったことが起こる危険性のある御家族なのかどうなのかを慎重に対応しているものだと思うんですけれども、川崎市においても、こういった弁護士等からの措置の手続が行われて、家族から未成年の子どもが独立する形で、生活保護によって単独生活をさせることが可能なのかどうか、健康福祉局長に伺いたいと思います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　生活保護についての御質問でございますが、児童への生活保護の実施につきましては、生活保護法の補足性の原理に基づき、児童福祉法が優先される

速報版

ことから、保護課から児童相談所等に情報提供を行い、助言等に従って必要な支援を行っているところでございます。以上でございます。
○議長　原　典之　浅野議員。
○58番　浅野文直　ぜひ原理原則に従って、間違えのないように運用していただきたいと思います。
　それでは続きまして、ゆうゆう広場について伺いたいと思います。まず、川崎市のゆうゆう広場設置への考え方を教育次長に伺いたいと思います。といいますのは、宮前区と川崎市にはゆうゆう広場がいまだに設置をされてございません。そして、宮前区にはこどもサポート南野川という施設もございます。ですので、宮前区に設置されていない理由、設置の必要性、現在、宮前区在住でゆうゆう広場を利用している児童生徒数がどの程度いるのか、教育次長に伺います。
○議長　原　典之　教育次長。
○教育次長　田中一平　ゆうゆう広場についての御質問でございますが、ゆうゆう広場につきましては、設置場所は行政区ごとではなく、児童生徒がニーズに合わせて利用しやすいよう、交通の利便性等を考慮して現在６か所に設置しているところでございます。宮前区在住の児童生徒は、主に交通利便性の高いゆうゆう広場たかつやゆうゆう広場なかはらを利用しており、現在、宮前区内への設置は検討しておりません。また、ゆうゆう広場に登録している宮前区在住の児童生徒数は令和７年11月末時点で38名となっております。以上でございます。
○議長　原　典之　浅野議員。
○58番　浅野文直　必ずしも各区に設置しなければならないというわけではございませんけれども、民生委員児童委員、主任児童委員の方ですとか、日頃当たっている方々が、宮前区にあればもっともっと利用する子どもたちがこれだけいるよという実態を把握されてこういった声が上がってきておりますし、市の遊休地等を活用してほしいといった願いも我々議会にも出てきているわけでございます。それで改めて宮前区長に伺いますが、宮前区では区事業としてこどもサポート南野川が運営されておりますが、こどもサポート南野川の事業内容及び利用状況について伺います。
○議長　原　典之　宮前区長。
○宮前区長　齋藤正孝　こどもサポート南野川についての御質問でございますが、こどもサポート南野川は宮前区の子ども包括支援事業として位置づけ、子どもの居場所づくりや子育て相談など､子育てにおける包括的な支援を目的として平成21年に開所いたしました。現在は、不登校、ひきこもりなどにより支援を必要としている小学校中学年程度から18歳までの子どもとその保護者を対象として、居場所づくりや子どもに関する相談事業を行っているところでございます。令和６年度の登録者数は、小学生９名、中学生18名、高校生１名、令和７年12月現在の登録者数は、小学生11名、中学生13名で、委託先であるＮＰＯ法人のスタッフが、学習支援のほか、畑作業や調理実習、制作活動などの体験活動などを通して、子どもたちの心身の状況に応じて必要な支援を行っております。以上でございます。
○議長　原　典之　浅野議員。
○58番　浅野文直　宮前区も広うございますので、恐らく南野川という地域的な問題もあ

速報版

って、例えば北部からは、そこにこどもサポートがあっても行きづらいという地域的な課題もやはりあるんだろうとは思うんですが、そもそもがゆうゆう広場とこどもサポート南野川の事業内容ですとか、運営理念等にどういった違いがあるのかがなかなか分かりづらいんじゃないかなと思います。

対象年齢は下限が少し違うようなんですけれども、そこで、宮前区では区事業としてこどもサポート南野川を運営されているわけなんですが、ゆうゆう広場との設置目的や事業内容の違いについてを教育次長に伺いたいと思います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　ゆうゆう広場についての御質問でございますが、ゆうゆう広場につきましては、不登校や学校に行きづらい小学生から中学生までの児童生徒の学びの場として、様々な学習活動やグループ体験活動等により児童生徒の主体性を育むことや人間関係への適応性を高めることによって社会的な自立を目指すことを目的としております。こどもサポート南野川は、子どもの居場所づくりとして実施している宮前区の地域課題対応事業であるのに対して、ゆうゆう広場は、教育委員会が不登校児童生徒等に学校以外の学びの場を提供している事業となっているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　浅野議員。

○58番　浅野文直　今御説明を受けても、どのように使い分けていったらいいのかは簡単には分かりづらいんですけれども、必ずしも各区に必要はなくても、地域的に宮前で必要とする子どもたちがゆうゆう広場――例えば高津であっても、多摩であっても――を利用できて、それで健全な学校生活に最終的に結びつけばもちろんこしたことはないんですが、地域からの声としては、宮前区にもゆうゆう広場が必要なんじゃないか、できれば、当然そばにあれば通いたいという子どもたちはまだまだたくさんいますよ、今も増えている状況がありますよという声が上がっております。先ほど申し上げましたとおり、遊休財産を使って宮前区に設置できるところはあるんじゃないですかという場所まで地域の皆さんが探してくる。これはぜひ雨笠先生、冷静に聞いていただきたいんですが、今回の議会で議案第190号、川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定についてということで、先日可決をさせていただきました。この中に菅生保育園の跡地の問題が出ていたわけで、代表質問でも、委員会でもいろいろ審議をいただきました。宮前区の市民たちからは、こういった土地も活用すべきじゃないのかという声があったにもかかわらず、代表質問等での答弁でも、手挙げがなかったんだということで、民間の方々にということも今後やっていくんだという答弁もあったわけなんですよ。ですので、教育委員会がちゃんと幅広く目を光らせていれば、こういった土地も含めて使える部分はまだまだあるんじゃないかと思うんですけれども、今のところ宮前につくる予定はないと言っているんですが、今後、不登校の児童たちへどのように支援をしていくおつもりなのか、改めて教育次長に伺いたいと思います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　ゆうゆう広場についての御質問でございますが、本市におきましては、別室指導の充実やゆうゆう広場の機能拡充に向けたモデル実施に取り組んできたところであり、取組結果を踏まえ、不登校児童生徒への支援の充実を図ることが必要であると考えております。保育園跡地等への設置につきましては新たな教育プランへの位置づけ

は行っておらず、今後につきましては、全ての小中学校への（仮称）校内教育支援センターの段階的整備等の取組を進めることとしており、その効果等を踏まえながら、関係局区との連携を図り、総合的な不登校対策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　浅野議員。

○58番　浅野文直　校内教育支援センター等を全校に設置して進めていくんだということでありますので、新年度予算等を含めて見ていきたいと思いますけれども、ぜひ市の他の遊休施設を活用できるかどうか。打合せをさせていただいた段階では、課長さんたちも今回の議案で出ているような跡地があることを検討した経緯があまり見受けられませんでしたので、しっかりと情報共有していただきながら、今の時点では宮前区に設置しないで各学校でやっていくんだということでありますけれども、今後の御検討をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、市バス運転手の確保策について交通局長に伺いたいと思います。なかなか運転手が集まらないというのは、公共バスだけじゃなくて、民間バスも同じでございますし、地方でも同じでありますし、そういったことから減便等を図らざるを得ない状況も出てきてございます。ですので、現状の運転手の確保策についてどのようになされているか。また、先月、西武バスさんが航空自衛隊と協力をしてバス運転体験会を開催いたしました。これは若年定年制自衛官や任期制自衛官の退職者の再就職につなげるとともに、バス運転手確保が難しい昨今の問題解決への非常に有意義な試みと見受けられるのですが、本市にも取り入れることが必要ではないかと思いますので、見解を伺います。

○議長　原　典之　交通局長。

○交通局長　水澤邦紀　職員採用についての御質問でございますが、市バスでは運転手や整備員の確保に向け、これまでも合同就職説明会への参加やインターネット求人サイトへの広告掲載など広報活動の強化に努めておりまして、今年度は市バスのホームページ内に職員採用に特化したページを開設したほか、全国の自衛官向けの新聞における運転手採用の広告を開始いたしました。市バスでは令和元年度以降に自衛隊を退官した３名を運転手として採用しておりますが、今後におきましても運転手や整備員の安定的な確保が必要となりますので、退官する自衛隊の方々に向けた説明会の開催の検討など、多くの方々に伝わる広報活動や人材育成に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　浅野議員。

○58番　浅野文直　西武バスさんが行われたのは、入間航空隊が近くにあるということで航空自衛隊向けにやられたようなんですけれども、川崎市でも３名の自衛隊を退官した運転手さんがいらっしゃると。それと、全国の自衛官向けの新聞に広告も出し始めたんだということなんですが、御検討いただけるということですが、ぜひもう一歩進んでいただいて、こういった乗車体験会等を含めて連携を取っていただき、１人でも、２人でも足りない運転手の確保につなげていただければと思います。

それでは最後に、公共工事の工期延長について財政局長と上下水道事業管理者に伺いたいと思います。まず、本市の土木工事について工期延長をした割合がどの程度あるのか、年間どの程度の割合になるのか、理由を含めて財政局長に伺います。

○議長　原　典之　財政局長。

速報版

○財政局長　斎藤禎尚　工期延長についての御質問でございますが、本市発注の土木工事等の契約において工期延長をした契約の割合は、令和５年度約30％、令和６年度約24％でございます。主な理由といたしましては、工事現場における施工条件と実際の工事現場が一致しないことや、予期せぬ支障物への対応が必要になった場合などでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　浅野議員。

○58番　浅野文直　土木工事では３割近くが工期延長になるケースがあるという御報告でした。土木工事の場合は本当に埋設物が急遽出てきたりとか、水が出てしまったりとか、いろいろと状況が分かるわけでございます。ただ、じゃ、委託案件はどうかと見ると、ほとんど工期延長はされていない状況がございました。

続けて、上下水道事業管理者に伺いたいんですが、市内事業者からは新年度となる４月、こういった時期も実際の工事に入れる状況になれば、年間を通じて空白期間がなくなるということで、人も機械も余らすことがなくてよい状況になるんだという声が聞かれるんですけれども、空白期間を縮小することは市内企業の育成という観点から有意義だと思うんですが、幾つも課はあるんですけれども、それに向けての見解を代表して上下水道事業管理者に伺いたいと思います。

○議長　原　典之　上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者　白鳥滋之　施工時期の平準化についての御質問でございますが、市民生活の安全・安心を支えるインフラを担う上下水道局におきましては、緊急時や災害時などの迅速な対応、耐震化や施設更新等の取組を着実に進める上で建設業界における人材の確保等が喫緊の課題であると認識しております。そのため、施工時期の平準化などの取組を進めることにより担い手の確保につなげ、受注者が円滑に施工できるよう努めているところでございます。具体的な取組といたしましては、工事の早期発注や複数年度にまたがる工期設定、工事の進捗に合わせた工期変更などを行っております。さらに、令和６年度からは、建設材料や労務者の確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を活用することで、さらなる円滑な施工体制の確保に努めているところでございます。こうした取組により、上下水道工事におきましては一定程度の平準化が図られているものと考えておりますが、今後もしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　浅野議員。

○58番　浅野文直　改めてお伺いをいたしました。年間の時期の平準化は、川崎市はかなり進んで取り組んでいただいていると思います。議会でも20年近く前からですか、これをどんどんやってほしいということで、それに向けて、年間を通じて、市単費事業等は間違いなくそういう形で進んでいただいております。どうしても国の補助採択の関係で、一部大きな工事だけは年末に集中するのがまだ散見されると思いますが、それは仕方がないのかなと思うんですが、余裕期間制度であるとか、今、事業管理者も今後もしっかり取り組んでいきたいというお答えをいただいているんですが、私は何でこんなことを言ったかというと、前期に出される工事と下期に出される工事で実際に入札から工事完了までの期間がやっぱり１か月から１か月半ずれているんですね。ですから、例えば前期、２月に入札を始めて、準備を始めて工事をするのと、10月、11月に出されて工事をして３月の中旬ぐらいまで、３月末に終わりですよと言われていても、市はいろいろ書類の関係で３月中旬

には終わりにして書類も全部出してくれと、これはどの現場でも言っているわけですから、それを考えると、どうしても空白期間が各業者に出てしまう。それを少しでもなくすためには、工期延長をさせてやるという方法も一つはあるんですけれども、そういったことはやっぱり契約上おかしいですからね。３月に終わりにしてくださいと言っているのに、それを４月への工期延長ありきでやっていたらおかしい話ですから、それはそれで、やるのであれば、現場では下期の入札をあと１か月間早めて出せるような工夫をされるとまた大分違うという声が出てきておりますので、ぜひそういったことを検討いただきながら、空白期間の是正も考えていただきたいことを各局にお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長　原　典之　18番、高橋美里議員。

○18番　高橋美里　通告に従って、順次、一問一答にて質問してまいります。

初めに、川崎市学習状況調査について教育次長に伺います。本年11月にリニューアルされて３回目となる川崎市学習状況調査の結果が公表されました。私が教育委員時代から提案してきた調査結果のより深い分析が、４層分析やＩＲＴの導入により、同一集団の経年分析や教科ごと、政策ごとの分析として行われるようになったことを率直に評価したいと思います。その上で、分析項目や方法の改善点等を質疑していきます。まず、この調査は４月に前年度の学習内容にて調査しているため、中１の調査結果は、実質的には小学校卒業時の結果とみなすことができます。そのため、中１と中２の差は小学校から中学校に進学するときに発生する、いわゆる中１ギャップの影響と考えられ、これを詳細に分析し、授業に生かすことで中１の壁を低くすることができる可能性があります。対応を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　川崎市学習状況調査についての御質問でございますが、中学校１年生から２年生になるときには、学習を苦手とする生徒の理解度などが特に大きく下降しているため、教育委員会といたしましては、分析委員会を開催し、各教科の調査結果の分析を行い、全市報告書に小学校と中学校の学習をつなぐ具体的な授業アイデア例を掲載しております。また、学習意識調査において、理解度と合わせて下降している項目に対し、その改善の手だてを校長及び学校担当者に向けた説明会で伝えるなど、各学校の授業改善を進めているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　中１ギャップは大きな課題と考えておりますので、引き続き分析や効果的な対応を要望します。次に、令和５・６年度の学習状況調査の結果を生かした授業改善の視点として、何が分かっていて、何が分かっていないかについて児童生徒が自覚できるようにする、分からないことに対して諦めず、粘り強く取り組むために狙いを明確にしたペア学習やグループ学習を取り入れるが挙げられていましたが、それぞれの取組に対応する本調査中の項目と分析結果を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　川崎市学習状況調査についての御質問でございますが、２つの取組に対応する指標につきましては、意識調査の項目として、習った内容の中で何がまだ理解できていないか分かっているや、分からないことはそのままにせず、分かるまで努力しているなどを設定しております。どちらの項目も、今年度、中学校３年生では肯定的な回答割合が中学校２年生のときよりも上昇し、成果が出ている一方で、中学校２年生では肯

速報版

定的な回答割合が下降しておりますので、今後におきましては、中学校１年生に重点を置いて授業改善に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　授業の改善点については、対応する指標を設定し、効果を図っているとのことです。令和７年度の報告書には新たに３つの重視するポイントが追加されました。授業改善が着実に進むよう、これまでの３つの視点とともに日々の授業に生かしていただくよう、さらなる研究と教員への支援を要望します。次に、現在ＰＤＦとして公表されている調査結果をエクセルやＣＳＶ形式で公開し、多くの人がデータ分析できるようオープンデータ化すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　川崎市学習状況調査についての御質問でございますが、全市報告書内に掲載されている調査結果のデータにつきましては、様々な方が二次利用しやすいよう公開方法を検討してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　なるべく早い公開を要望するとともに、様々な分析に使われることを期待しております。次に、令和６年第２回定例会にて、説明動画の作成や英語のヒアリングテストの音源をデータで配付し、ＧＩＧＡ端末で流せるようにするなど、実施に当たっての教員の負担軽減策を提案しましたが、実施状況を伺います。あわせて、児童生徒の負担軽減のためにアンケート項目の精査を提案しましたが、検討状況を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　川崎市学習状況調査についての御質問でございますが、調査環境につきましては、教員の負担軽減の観点も含め、調査の実施に当たり、英語等の調査で使用する音声をＣＤの再生に加えてＧＩＧＡ端末でも再生できるようにしたことや、児童生徒が行う準備作業に関する解説動画を配信したところでございます。また、アンケートの項目数や内容につきましては、引き続き、児童生徒の学習や生活に関する状況を把握し、評価調査結果と関連づけて授業改善等に生かすことができるよう、令和８年度調査に向けて100問以内になるよう精査しているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　教員の負担軽減につながる提案内容が実現し、児童生徒のアンケート項目も100問以内になるように精査されているとのこと、一定評価いたします。引き続き、教職員、児童生徒の負担軽減に努めるよう要望します。あわせて、精度を上げるために川崎独自の調査項目や重点項目をアンケートの初めに持ってくるといった工夫について事業者との調整を要望します。次に、今年度から始まった児童生徒向けのＧＩＧＡ端末上のダッシュボードでの学習状況調査の閲覧については11月11日に最初の運用が開始されました。４月に実施した調査の結果の運用開始が約７か月後の11月になってしまった要因は、７月に委託業者から個人情報が付与されず、数字で管理された結果データを入手し、その後、結果データと児童生徒の個人情報を本市において突合してからダッシュボードの運用事業者に渡さなければならず、その作業に時間がかかっているからとのことです。さらに、この突合作業は各学校の教職員が行っており、自動化されておらず、教員の負担増になっていることも分かりました。繰り返しになりますが、この調査は４月に行われていること

から、前年の学習内容の理解度を示すものであり、苦手な学習内容を克服する観点から言えば、なるべく早く結果を児童生徒に伝えて、教員によるフォローや既習内容の復習等に活用する必要があります。より迅速な掲載と教員負担減のための方策が必要と考えますが、来年度に向けた対応を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　川崎市学習状況調査についての御質問でございますが、今年度につきましては、データの手作業での突合や目視での確認が必要となっており、調査結果の反映に多くの時間と労力を要しているところでございます。次年度に向けましては、迅速かつ確実なデータ反映を行い、児童生徒が速やかに結果を確認できるよう、関係する委託事業者間で実施する作業手順や連携方法の見直しを進めているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　学習状況調査の委託業者とダッシュボードシステムの提供事業者間のデータ連携が鍵となります。引き続き事業者との粘り強い調整を要望します。また、今回質疑はしませんでしたが、そもそも委託業者からデータが戻ってくる時期も７月では遅いと考えます。自動採点システムの技術等も向上しており、民間学習塾では２週間ほどでテスト結果が返却されるのは10年以上前から実現されています。公教育もＩＣＴ技術を駆使したスピード感のある取組が必要です。引き続き委託業者との協議をお願いいたします。

最後に、全国学力・学習状況調査について市長に伺います。本調査の目的は、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるなどであり、過去に順位だけが独り歩きし、様々な弊害が生まれたことから、序列化や過度な競争を防ぐために、都道府県別や指定都市別の結果の公表に関しては慎重な議論が進められてきました。本年５月には文科省の全国的な学力調査に関する専門家会議調査結果の取扱い検討ワーキンググループにおいて全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性（案）が示され、全国との平均正答率との差や順位のみが独り歩きしている、調査の趣旨が伝わる公表の在り方を求めるなどの意見要望を受けて、今後、結果のより一層丁寧な説明がなされるとのことです。そのような流れの中で、市長が選挙公約の中で、市立小中学校の国語、算数、数学、英語を全国学力調査で政令市１位を目指しますと宣言されたことは正直驚きを隠せませんでした。また、本定例会初日の市政への考え方において、教育力は数字だけではかることはできませんが、教育力の高い地域云々と、本調査の結果が教育力を象徴していると誤解を招きかねない発言がありました。現在策定中のかわさき教育プラン（案）において、本市の教育が目指すものは、一人ひとりが輝き、共に未来をつくるです。キープロジェクト１、探求的な学びの充実には、子どもたちが充実した人生を送るために必要となるのは、従来の教育が求めてきた正確な読み書き、計算の能力だけではなく、自分で問題を発見し、課題の解決に主体的に取り組んだり、他者と共に考え、新たな価値を創造する力であると考えますとの記述もあります。市長のこれまでの総合教育会議等での発言を振り返っても、政令市１位が独り歩きして、学力調査で正答率を上げることが目的化してしまうのは本意ではないと推察します。本市の持つ教育力の高さは、分かる授業や子どもに寄り添った支援であり、市長には、問題の正答率の順位ではなく、全国調査や本市調査での様々な指標を総合的に評価いただく

速報版

とともに、学校現場の教職員が分かる授業を行うための準備時間の確保に向けた支援や様々なサポートスタッフの増員など、本市の教育力を高める施策を積極的に進めていただきたいと考えますが、見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　市長。

○市長　福田紀彦　教育施策についての御質問でございますが、学習状況調査の結果につきましては、日々の授業の改善や児童生徒に対する丁寧な支援に生かし、分かる授業の実現につなげていくことが重要であると考えております。また、学力は数値だけではかることはできないものであり、各学校では、変化の激しい社会を生きるために必要な資質、能力を育成する取組も行われております。教育力の高い地域であることは、今後も選ばれ続ける都市であるための大きな要素であると捉えており、国語や算数、数学、英語において政令市１位を目指してまいりたいと考えております。今後も市学習状況調査をはじめとしたスタディ・ログの徹底した分析やデータに基づく授業改善などにより、分かるを実感できる授業のさらなる充実を進めるとともに、教員の確保や働き方・仕事の進め方改革の取組等、教育施策を総合的に推進してまいります。以上です。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　繰り返しになりますが、政令市１位が独り歩きをして教育現場に得点至上主義のような無用な混乱が起きないよう、慎重な発信をいただきますように強く要望します。また、スタディ・ログの徹底した分析を行うとのことですが、本調査の結果については分析を深めていただきたい部分がまだまだあります。特にＤ層の児童生徒については、算数、数学の正答率が低い状況が早い時期に固定化されており、学習内容の理解が低いまま学年が上がっている状況が読み取れます。また、この３年間の小学校４から６年生の算数の正答率を学年で比較すると、４年生は現状維持、５年生と６年生は下降ぎみに読み取ることができます。Ｄ層の学力の下支えを早急に進めていただくことを要望いたします。なお、小学校の理科については、アンケートによる理解度、好感度が他教科と比較してもとても高いため、同じ理数系科目として好事例があれば算数への展開も検討願います。

　次に、不登校支援について教育次長に伺います。本市では不登校の児童生徒向けにＩＣＴ教材のアカウントを配付しています。令和６年度までは、スタディサプリでしたが、令和７年度からすらら に変更されました。スタディサプリは学習内容の講義動画を視聴でき、すららはアニメーション動画により学習内容が説明されるという特徴があります。本市の不登校の児童生徒にはどのようなＩＣＴ教材が最適なのか、使用している児童生徒、保護者、教員にアンケートを取るなどしてニーズを把握し、教材選定の参考とすべきと考えますが、対応を伺います。あわせて、ＩＣＴ教材のアカウントを学校経由で家庭に配付する際に、焦ってアプリの使用を無理強いしない、児童生徒のモチベーションが上がるタイミングを粘り強く待つ、学校とのコミュニケーションのツールとして使用するなど、教員や保護者に対して児童生徒への支援方法を説明する資料を配付する、説明動画を作成して配信するなど、ＩＣＴ教材が効果的に活用される支援を実施すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　オンライン学習システムについての御質問でございますが、教材の選定につきましては、必要な指導内容や機能等を仕様として定め、それらを満たしてい

るものの中から一般競争入札による事業者選定に伴い、決定しているところでございまして、今後の仕様検討に当たりましては、児童生徒や教職員等の声も適宜把握してまいります。また、学習システムを効果的に活用するためには、教職員をはじめ、児童生徒や保護者がその特徴や利用方法を理解していることが重要であると認識しておりますので、今後、教職員が児童生徒への効果的な指導や保護者への的確な説明を行うことができるよう、研修のさらなる充実を図るなど、引き続き取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　教職員の研修を進めるとのことです。他の議員との質疑で、配付されたアカウントのうち半数程度が未使用であることが明らかになりました。教員、保護者が児童生徒に適切に使用を促すための説明資料や、児童生徒自身が自ら使いたくなるような仕掛けが必要と考えます。ＩＣＴ教材の効果的な使い方について、特に家庭で児童生徒を直接支援することになる保護者への早期の説明の充実を強く要望いたします。関連して、ＩＣＴ教材については説明動画が附属していることから、不登校の児童生徒だけでなく、学習状況調査でＤ層であることが判明した児童生徒の苦手な既習分野の再学習に活用することもできると考えます。ＧＩＧＡ端末に入っているドリルパークは学習内容の簡単な説明しか附属しておらず、苦手分野の学習をするときには教員の補助が必要となります。一方で、教員が多忙を極めており、なかなか時間が取れないという状況もあります。もちろんＩＣＴ教材に頼りっ放しになるのは本末転倒ですが、補助教材の一つとして大いに活用していくべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　学習支援についての御質問でございますが、ＩＣＴ教材につきましては、授業や個別学習において有効な支援ツールの一つであると捉えておりますが、導入の拡充に当たりましては、１人当たりの費用や動画アプリの効果等の検証を踏まえて検討する必要があると考えております。今後につきましては、まずは既存のＩＣＴ教材がより効果的に活用されるよう事業者に働きかけてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　学習状況調査により児童生徒の苦手な部分の分析が進んできていますが、一方で、苦手な分野を復習できる仕組みが充実しなければ意味がありません。現在、学校現場は様々な分野からの要請により学習することがどんどん増え、カリキュラムオーバーロードの状態にあり、授業内だけでフォローするのは非常に難しいと考えます。また、授業以外の時間も教員は多忙であり、学習に困難を抱える児童生徒全てに丁寧に対応するのも難しいと考えます。不登校児童生徒向けに市が契約しているアカウントも未使用分があるようなので、ぜひ配付範囲の拡大を進めていただくよう強く要望いたします。

次に、児童相談所についてこども未来局長に伺います。まず、本年７月16日に中部児童相談所が供用開始されましたが、改めて本施設の特徴及び供用開始されてからの子どもや職員からの反応を伺います。あわせて、供用開始後の課題と対応について伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　中部児童相談所一時保護施設についての御質問でございますが、本施設は、ユニットを整備し、プライベートな空間が確保されたことにより、子どもができる限り良好な家庭的環境において落ち着いて生活ができるようになったことか

速報版

速報版

ら、職員についてもユニットごとの子どもの様子を把握しやすくなり、より丁寧な関わりができるようになったところでございます。一方、職員がユニットごとに配置されているため、他のユニットにいる子どもの様子が見えにくく、子どもの背景等を踏まえた関わり方について共有が図りにくいことから、会議等を活用して対応を検討するなど、それぞれの子どもに応じた適切なケアを実施できるよう取組を進めているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　次に、令和７年度予算審査特別委員会にて、一時保護所における学習環境の充実について質疑を行いましたが、その後の取組と実施状況について伺います。また、ゆうゆう広場やＩＣＴ教材等の活用の現状について伺います。課題と今後の対応があれば、併せて伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　一時保護施設における学習支援についての御質問でございますが、今年度から、小中学生についてはタクシーを利用した在籍校への通学を開始し、高校生については通学時の連絡用スマートフォンを導入し、通学支援の拡充を図ったところでございます。ゆうゆう広場の利用につきましては、教育委員会事務局と調整を行い、児童相談所が適当と判断した場合に、子ども及び保護者の意向を確認した上で通室につなげたケースもございます。ＩＣＴ教材等の活用につきましては、学習用アプリ等をインストールしたタブレット端末の導入に向けた検討を進めているところでございます。学習支援については、子ども一人一人がその適性や能力等に応じた学習を行うことが必要と考えておりますので、引き続き環境整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　次に、令和４年の児童福祉法等改正に伴い、子どもの意見表明等支援事業が創設されましたが、実施状況を伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　意見表明等支援事業についての御質問でございますが、本事業は、子どもが話したいことを自ら話せるように支援し、また、子どもの意見を代弁する第三者として意見表明等支援員を派遣し、子どもの意見を聴取することにより意見を表明する機会を確保し、子どもの権利擁護を推進することを目的として、令和６年10月から児童相談所一時保護施設において月１回実施しております。本年９月までの間に面接した子どもは延べ102人であり、出された意見は、一時保護施設での生活に関することや、家族、学校のことなど多岐にわたっており、子どもの同意を得た意見については児童相談所と共有し、一時保護施設内の生活環境の改善や子どもの援助方針に生かしているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　ユニット化によるプライバシーへの配慮や一時保護所の学習環境の充実など、環境面の向上が進んだことが確認できました。また、意見表明等支援事業についても延べ102人の子どもが利用しているとのことでした。引き続き子どもの声に丁寧に耳を傾けながら環境改善に努めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

消防車両について消防局長に伺います。ディスプレー、お願いします。中原消防署には、

２本のアームがあり、片腕でつかみ、もう片腕で切断等が可能な双腕作業機、通称アスタコが震災工作車として配置されています。本車両は平成23年７月に中原消防署に配備され、その独特な機体と機能で中原消防署のシンボルとして市民に愛されるとともに、能登半島の震災にも派遣される等、実際の災害現場でも活躍をしています。現在、消防車両としては国内唯一の現役機体で、ファンも多いとのことですが、今年度末に更新を迎えます。更新後の対応を伺います。ディスプレー、結構です。

○議長　原　典之　消防局長。

○消防局長　望月廣太郎　双腕作業機の更新後についての御質問でございますが、更新期限を経過した双腕作業機につきましては、他の消防車両と同様に各局で売却する車両を市で取りまとめた上で一括して売却することにより、市の歳入とするところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　更新後は、本車両は市で一括して売却をされるのが通常の対応とのことです。また、売却後は買取り者が自由にできるので、スクラップにして鉄の塊としてリサイクルされてしまう可能性もゼロではありません。なお、東京消防庁に配備されていた車両は引退後に廃車になったとのことです。11月に武蔵小杉で開催されたなかはらまるまる防災博にて市民に一般公開されましたが、１月の中原区の出初め式では、等々力緑地の工事のため、本車両を展示することができず、今のところ、それが市民への最後のお披露目の機会となるとのことです。日本で１台という非常に希少価値があり、人気の高い車両をこのままひっそりと引退させず、市民に向けた引退セレモニーをする、本市に関連するイベントで展示する、本市の消防局の広報宣伝に活用するために、民間企業とも連携して書籍やミニカー、模型等を作成する、乗車体験や関連グッズをふるさと納税の返礼品にするといった取組が考えられますが、見解と対応を伺います。

○議長　原　典之　消防局長。

○消防局長　望月廣太郎　双腕作業機の活用についての御質問でございますが、双腕作業機、通称アスタコにつきましては、市内外の様々な災害で活動するとともに、特徴的な外観であることから市民の皆様の印象に残り、親しまれてきた車両として認識しているところでございまして、更新に際しましては、本市に関連するイベント等での活用について検討してまいります。また、民間企業との連携等による広報活動への活用につきましても情報収集してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　イベントでの活用や民間と連携した広報活動への活用を検討するとのことです。ディスプレー、お願いします。繰り返しになりますが、全国に１台しかない希少な消防用、アスタコの価値を市で大いに活用していただくことを強く要望します。また、これを機に中原消防署のアスタコの引退を庁内の職員にも知っていただき、全庁での活用につながることも期待して、次の質問に行きます。ディスプレー、結構です。

共同住宅向けＥＶ用充電インフラ補助金について環境局長に伺います。本事業は共同住宅におけるＥＶ充電設備の整備を支援し、電気自動車の普及と地球温暖化対策を推進するために共同住宅へ電気自動車等の充電設備を設置する管理組合やオーナー等に対し、補助金を交付するものです。パンフレットの試算によると、普通充電器１台を設置する場合、

国の交付金と合わせ、設置費用140万円のうち132.5万円が補助されるとのことです。このように非常に補助率の高い補助金にもかかわらず、毎年度、補助金を受ける共同住宅は数件にとどまっています。本補助金の使いづらさの要因と、これまでの対応状況を伺います。

○議長　原　典之　環境局長。

○環境局長　中山健一　共同住宅向けＥＶ用充電インフラ補助金についての御質問でございますが、本補助金は令和６年度まで国の補助金の交付決定を受けることを申請の条件としておりましたが、国の補助金は申請期間が短く、予算に制約があるため、交付決定を受けられず、その結果、本市の補助金の申請条件に合わない案件がございました。このため、令和７年度においては、申請条件を国の補助金の交付決定から申請に変更することで、国の交付決定が受けられなかった場合にも本市の補助金申請ができるよう緩和するとともに、補助対象の上限基数の引上げを行ったところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　国の補助金の申請期間が短いことが課題とのことです。国は2035年までに乗用車の新車販売で電動車100％を実現、2030年までに急速充電器３万口を含む充電インフラ30万口の整備を目指すとしていますが、共同住宅が７割を占める本市では、現状の補助金の仕組みでは恩恵が受けづらく、また、ＥＶの普及も進まないと考えられます。管理組合の実情に応じたＥＶ充電設備の導入支援を実施すべきと考えますが、対応を伺います。

○議長　原　典之　環境局長。

○環境局長　中山健一　ＥＶ用充電設備の普及促進についての御質問でございますが、本市では、共同住宅の管理組合向けのセミナー等で補助制度の案内を行うほか、個別に相談をいただいた共同住宅へは、理事会等の機会を捉え、総会時期等を踏まえたスケジュールについて助言を行うなど、管理組合の実情に応じた取組を進めているところでございます。今後も国等の動向を注視しながら、ＥＶ用充電設備の普及促進に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　高橋議員。

○18番　高橋美里　昨年、海外視察で訪れた中国の深圳では、ＥＶの普及のために公共施設、共同住宅、商業施設の駐車場に充電設備を整備したことによりＥＶの普及が進んだとのことでした。共同住宅の大規模修繕や駐車場設備の更新などのタイミングにうまく合わせて、国や本市の補助金を使ったＥＶ用充電設備の設置ができれば、共同住宅が７割を占める本市においても設置が促進されると考えます。個々の共同住宅の実情に合わせた丁寧な支援を引き続きお願いいたします。また、国に対しても申請期間の延長等補助金が使いやすくなるような働きをお願いしまして、質問を終わります。

○議長　原　典之　39番、河野ゆかり議員。

○39番　河野ゆかり　私は通告順に一問一答にて順次伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、救急車による救急搬送について伺います。本市の救急出動件数は年々増加傾向にあります。特に昨年末はインフルエンザの大流行により、救急隊員の皆様には休む間もなく対応いただきました。市民にとって救急車は欠かせない存在である一方、救急隊員の業務負担は極めて大きくなっています。そこで伺います。本市における過去３年間、令和

４年、令和５年、令和６年の救急出場件数についてそれぞれ伺います。また、傷病者の搬送時にストレッチャー等の操作において消防隊等が応援出動した件数についても伺います。あわせて、昨年末に出動依頼が急増した実態について伺います。さらに、現在の救急隊における女性隊員数及び50歳以上の隊員数についても消防局長に伺います。

○議長　原　典之　消防局長。

○消防局長　望月廣太郎　救急搬送等についての御質問でございますが、初めに、救急出場件数につきましては、令和４年が８万4,776件、令和５年が８万7,591件、令和６年が８万9,114件でございます。また、救急隊と消防隊が連携して、救命活動、人的支援、安全管理を実施することにより、迅速な救急活動と救命率の向上を図ることを目的に実施しているＰＡ連携の出場件数につきましては、令和４年が1,382件、令和５年が1,991件、令和６年が2,347件でございます。次に、救急需要が急激に高まりました令和６年末の救急出場状況につきましては、１日の平均出場件数が243件であるところ、300件以上となる日が12月20日から19日間連続いたしまして、とりわけ12月31日にはその年の最多となる371件となり、活動時間が延べ20時間を超える救急隊が複数ございました。次に、救急隊員数につきましては、令和７年４月１日時点で300名のうち、女性隊員が16名、50歳以上の隊員が32名でございます。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　ありがとうございます。救急隊の出動も、それを応援する消防隊の応援も増加をし、昨年は300件を超える出場が19日間も連続した状況が確認をできました。救急搬送時のストレッチャーからの転落事故については、複数の都市において事故報道がありました。救急隊員の身体的負担の軽減と傷病者搬送時の安全性向上は早急に取り組むべき課題と考えています。総務省消防庁は2024年３月、高規格救急自動車への電動ストレッチャー導入の取扱いについての通知を発出し、電動ストレッチャーを従来の手動型と同等に扱ってよい旨を全国に示しました。また、併せて、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱が改正され、災害対応特殊救急自動車に電動ストレッチャーを装備する場合の基準額加算が明確化されました。こうした国の方針を受け、相模原市、静岡市、大阪市など、多くの自治体で電動ストレッチャーを搭載した高規格救急車の導入が進んでいます。本市においても、救急隊員の負担軽減と安全な搬送体制の確保のため、電動ストレッチャーを搭載した高規格救急車の導入を検討すべきと考えます。本市の見解と今後の導入に向けた取組を消防局長に伺います。

○議長　原　典之　消防局長。

○消防局長　望月廣太郎　隊員の負担軽減等についての御質問でございますが、救急需要の増加に伴い、救急隊員の活動における様々な負担の軽減は、隊員の安全に配慮することや安定的に救急業務を実施していくために必要なことと認識しているところでございます。その対策といたしましては、１当務の出場件数や走行距離などによる救急隊員の交代基準や、帰署できずに食事が取れない場合は救急搬送後にコンビニエンスストア等で飲食物の購入を可能とした運用も定めているほか、ＩＣＴ等のデジタル技術を活用した救急業務の効率化についても検討しているところでございます。電動ストレッチャーの導入につきましては、国の動向や他都市の導入状況を注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

速報版

速報版

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　ありがとうございます。電動ストレッチャーの導入については、他都市の状況を注視しながら必要に応じて検討してまいりたいと御答弁いただきました。欧米では90％を超え、導入されています。先日、電動ストレッチャーを同僚議員と体験させていただきました。安定感、また、操作のしやすさなどを実感いたしました。全国の自治体が導入を進めていて、政令指定都市では４市が導入済み、2025年度導入確定している市も４市あるそうで、相模原は４台を１度に導入予定されているそうです。本市においても救急車両の更新時に合わせた導入を要望しておきます。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。生田緑地ビジョンにおける取組について伺います。東地区整備（複合的利用）についてです。向ヶ丘遊園跡地利用計画については、令和４年第３回定例会における私の一般質問に対し、建設緑政局長から、小田急電鉄株式会社において、計画地にある土砂災害特別警戒区域の工事を実施している、コロナ禍によるニーズの変化への対応を踏まえつつ、計画の精査、調整を行い、併せて今後のスケジュールについて検討を進めていると伺っているとの御答弁がありました。その後の経過が気になっていたところ、本年７月に近隣住民の方々に対し、今後の工事予定に関する案内が出されたと伺っています。また、計画地内の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンが解消されたとも聞いております。そこで伺います。解消されたレッドゾーンの箇所数と、７月に住民へ示された工事予定及び施設整備、駐車場整備の予定収容台数などの内容とスケジュールについて建設緑政局長に伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　生田緑地ビジョンにおける取組についての御質問でございますが、小田急電鉄株式会社による向ヶ丘遊園跡地利用計画の事業計画区域内において解消された土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにつきましては７か所でございます。次に、工事の予定及び施設整備内容につきましては、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に基づき、本年７月に対象事業の概要を小田急電鉄株式会社から近隣住民へ通知しております。その通知の内容によりますと、予定工期は令和８年２月上旬から令和12年３月とされており、主な施設の用途といたしましては、店舗、ホテル、公衆浴場で合計32棟、延べ床面積１万517.14平方メートルの計画となっております。また、駐車場につきましては施設利用者用として約500台の駐車場が計画されております。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　これまで計画地周辺の市民の方々からは、宮前区五所塚側及び東生田側の遊歩道からの利用口整備について要望が寄せられてきました。これらの要望に対して事業者からどのような計画提案がなされているのか伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　生田緑地ビジョンにおける取組についての御質問でございますが、向ヶ丘遊園跡地利用計画では、五所塚側に緊急用の通路が、また東生田側に遊歩道からつながる私道が計画されているところでございまして、具体的な仕様や運用方法については今後検討されるものと小田急電鉄株式会社から伺っております。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　ありがとうございます。御答弁から、向ヶ丘遊園跡地利用計画では、宿泊施設、公衆浴場のほか、500台規模の駐車場の計画、また、五所塚側や東生田側からの通路についても計画されていることが分かりました。そこで伺います。生田緑地ビジョン改定で示された８つの視点の一つ、防災の取組についてです。東地区周辺の住宅地には土砂災害特別警戒区域が含まれるなど災害リスクが高く、災害時に備えた対策が求められています。また、隣接する用地には新たな市民ミュージアムやバラ園が整備され、そこにもトイレや給水施設などが順次整備されるものと認識しています。これらの多様な施設は、災害時には一時避難場所や帰宅困難者の一時滞在施設としての役割も必要とされます。令和２年議会において私は向ヶ丘遊園跡地利用計画における災害時連携について提案しましたが、これに対し建設緑政局長からは、本市で平成30年度に取りまとめた生田緑地整備の考え方において、向ヶ丘遊園跡地計画を含めた生田緑地の防災に配慮した取組を位置づけたところでございます。今後につきましては、災害時の協力体制等について小田急電鉄株式会社と協議してまいりますとの御答弁がありました。例えば株式会社よみうりランドと稲城市は防災協定を締結し、災害発生時には駐車場や温浴施設などを提供することとしています。また、野田市においても株式会社ルネサンスと同様の協定が結ばれており、全国的にこうした事例は増えています。これらの取組は、民間事業者の地域連携強化や企業ブランド価値の向上にも寄与していると感じます。向ヶ丘遊園跡地利用計画においても、施設整備と併せ小田急電鉄株式会社との災害時協定を含めた連携協議を行うことが望まれます。小田急電鉄株式会社との協議状況と今後の取組について伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　生田緑地ビジョンにおける取組についての御質問でございますが、向ヶ丘遊園跡地利用計画における災害対応につきましては、今年度策定した生田緑地ビジョンアクションプランにおいて、向ヶ丘遊園跡地を含む生田緑地東地区における防災機能の確保を位置づけたところでございます。今後につきましては、小田急電鉄株式会社との災害時の協力体制等について関係局区と調整してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　ありがとうございます。今後、小田急電鉄株式会社と、また、併せて関係局区と災害時における協力体制について調整していくと御答弁をいただきました。災害時に有効な応急給水拠点やマンホールトイレなどの導入については、市民からも要望の声もあり、施設整備と併せた計画的な整備が重要であることから、早期、かつ工夫を凝らした対応を求めておきます。また、生田緑地にはペットの犬と共に訪れる方々が増えております。ドッグランなどの整備を望む声もあるため、併せて連携した取組を要望しておきます。

次の質問に移ります。次に、公園内の喫煙対策及び路上喫煙防止対策について伺います。まず、公園内の喫煙対策についてです。受動喫煙防止対策を推進する取組の一つとして、これまで公園における対策を令和５年12月定例会、令和６年９月定例会、そして12月定例会において提案をしてまいりました。建設緑政局長からは、公園での看板設置や周知・啓発期間を経た上で、令和７年７月からの条例施行を目指すとの御答弁をいただいております。令和７年３月定例会には条例改正の議案が上程され、可決となったところですが、現在までの取組状況について建設緑政局長に伺います。

速報版

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　公園内の喫煙対策についての御質問でございますが、都市公園条例の禁止行為に喫煙することを追加する条例を本年７月から施行したところでございまして、施行までに約1,200ある全ての公園を対象に周知看板を設置したほか、公園の利用ルールに関する啓発動画の作成、全町内会・自治会へのチラシの配布、回覧を依頼するなど、公園内の原則禁煙化についての周知啓発に努めてまいりました。条例施行後におきましては、５名の公園巡回指導員が全ての公園を対象に週５日、１日６時間パトロールを実施し、喫煙者への注意、指導を行っているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　約1,200か所の公園全てに看板設置、また、巡回指導員５名によるパトロールの実施など対策を実施しておられることが分かりました。一定の評価をしたいと思います。本市には保育所が約450か所あり、３万3,000人を超える園児が入所して、その多くが日常的に散歩で公園を利用しています。保育士の方々からは、公園に禁煙、ノースモーキングの看板が掲示されたことで遊具やベンチ周辺の吸い殻が減り、とてもよくなりましたという声を多数いただいています。これまでの取組の効果や課題を確認するためには､ふだんから公園を利用されている方々の声を丁寧に聴く対応が重要であると考えます。今後の取組について伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　公園内の喫煙対策についての御質問でございますが、条例施行後の状況の変化や課題などの確認につきましては、日頃から公園を利用し、維持管理に御尽力いただいている管理運営協議会、公園緑地愛護会の皆様や喫煙可能スペースを設けている18公園の管理者に対し、11月下旬にアンケートを実施したところでございまして、現在その結果を取りまとめており、今後、内容を分析して、より効果的な周知やパトロールなどを行い、誰もが安心して利用しやすい公園の環境整備に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　11月下旬にアンケートを実施して、現在その結果をまとめているという御答弁でした。毎日のように公園を利用している保育園の保育士さんなどへのアンケートの調査については今回はなかった様子ですので、今後、工夫をして、その方々の声も聴いていただけますように要望しておきます。

関連をして、路上喫煙防止対策についてです。先日、横浜市は、2027年３月に開幕する国際園芸博覧会に向けて市内全域での路上喫煙の禁止を検討している、市民から意見を募った上で、来年５月に開会する定例会にポイ捨て防止条例の改正案を提出し、2027年１月頃の施行を目指すとの報道がありました。隣接をする本市においても川崎市路上喫煙防止対策における同様の対応が求められますが、市長に見解を伺います。

○議長　原　典之　市長。

○市長　福田紀彦　路上喫煙防止対策についての御質問でございますが、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の改正につきましては、12月15日に開催された横浜市会常任委員会において、市内全域で歩行中の喫煙をしないとしていたものを路上喫煙を禁止とする方向で検討を進めていることなどの説明が行われたことは承知しております

が、詳細については、今後、市民や関係者の意見などを踏まえながら検討していくと伺っております。本市におきましては、これまでも路上喫煙やポイ捨ての防止に向けて重点区域の拡充や見直し、指定喫煙場所の改修等に取り組んでいるところですが、今後も市民の皆様の御意見を伺いながら丁寧に対応してまいります。以上です。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　ありがとうございます。今後、市民の皆様の意見を伺いながら丁寧に対応していくと御答弁をいただきました。子育ての当事者やその関係者からも意見を工夫して聴いていただいて、丁寧な取組をしていただきますようによろしくお願いいたします。

　では、次の質問に移ります。一時保育及びこども誰でも通園制度について伺います。一時保育のシステムについてです。システム導入の目的は、手続の効率化だけではなく、利用しやすさの向上、保育の質の向上、ミスやトラブルの削減、スタッフの負担軽減を実現することであると考えます。その上で、一時保育のシステム導入を進めるに当たっては、システム導入支援に加え、現場運用に寄り添う伴走型支援が必要です。また、保育現場の運営者への丁寧な研修や保護者へのサポートをセットにした支援体制が重要であると考えます。本市の一時保育は現在87施設で実施されています。現場では、保育士の専門性と経験を生かし、育児疲れへの支援や支援が必要な子どもへの個別対応など、利用者一人一人に寄り添った保育提案が行われています。そのような状況の中、１月よりシステム導入についての保護者向け案内が開始をされております。現場からは、管理者研修だけでは不十分であり、システム専門職が現場へ出向き、保育士や事務職員に対する実践型研修を求める声が上がっています。そこで、本市の対応状況と今後の取組について伺います。また、一時保育システムの利用に当たっては、操作に関する保護者への支援や問合せ負担の軽減も重要です。保護者向け操作ガイドやＱ＆Ａ、チャットボットなどの導入も必要であると考えますが、現状と併せて今後の取組について伺います。さらに、今回のシステム導入は、こども誰でも通園制度の総合支援システムの導入と時期が重なり、現場が混乱している状況があります。保育現場や利用者への丁寧な対応が必要です。本格実施への柔軟な対応策も含め、見解と今後の取組をこども未来局長に伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　一時保育システムについての御質問でございますが、一時保育事業を実施している施設に対する研修等につきましては、本年９月にシステムの概要についての説明会を開催し、11月には操作研修を実施するとともに、各施設において事務職員等が実際に操作を行うことができる研修環境を提供いたしました。また、今月においては、システム操作に係る少人数でのフォローアップ研修を実施しているところでございます。利用者に対する案内等につきましては、市ホームページへの掲載や周知用のチラシ配付を行っているところであり、今後、システム内に利用者向け操作ガイドやよくある質問を掲載してまいります。施設や利用者からの操作方法等に関する質問については、随時保育第１課においてメールや電話等により受け付けているところでございます。本システムは令和８年１月から稼働を開始し、利用者登録や事前面談の申込み等をシステム上で行いますが、利用予約の開始時期等については各施設が決定できることから、実情に合わせてスケジュールを組めるように支援してまいります。また、御希望があれば研修の機会や

速報版

個別相談の場を設け、これまで各施設が行っていた事前面談の申込みから実際の利用に至るまでの事務手順に沿ったシステムの設定方法を提案するなど、システム運用が円滑に進むよう、引き続き保育現場や利用者に寄り添った支援に努めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　次に、こども誰でも通園制度についてです。本制度の総合支援システムの導入も同時に進められているため、現場からは混乱の声が寄せられています。まず、登録すれば、空き枠がある限り、複数の施設で10時間まで利用可能なのか、運用ルールについて伺います。本制度の目的は、日頃から保育所と関わることで子どもの発達状況や支援が必要なサインに気づきやすくすること、また、必要に応じて療育、相談、支援につなぐハブ機能としての役割を担うことにあると理解しています。加えて、育児負担の軽減、孤立防止、小規模な預かりを気軽に利用できることで、育児疲れ、心理的ストレス、ワンオペ育児、産後鬱などの軽減につながることや、園を通じた相談、つながりの環境づくりも重要な目的です。そのために、単に空き枠を優先し、複数施設を点で利用するのではなく、子どもに継続的に関わる視点を持った利用に向けた取組が必要と考えます。本市の見解と今後の取組についてこども未来局長に伺います。

○議長　原　典之　こども未来局長。

○こども未来局長　井上　純　こども誰でも通園制度についての御質問でございますが、本制度は、利用する施設、曜日や時間帯を固定する定期利用とそれらを固定せずに利用する柔軟利用が国から示されており、本市におきましても、柔軟利用の一つの形態として、月10時間の範囲内であれば複数施設を利用可能としているものでございます。本制度は広く子どもの育ちを支えるとともに、要支援家庭等を早期に把握し、適切なサポートにつなげる新たな機会としての意義もあると考えておりますので、施設を対象とした国の研修の活用や利用者への周知、広報等により、制度の目的や意義の理解を促進するとともに、要支援家庭等の円滑な利用に向けては施設による代理予約機能を活用するなど、制度の趣旨に沿った利用が図られるように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　丁寧な御支援、よろしくお願いをいたします。

最後の質問に移ります。脱炭素推進及び地球温暖化対策、特に学校施設における温暖化対策について伺います。私は令和５年３月の予算審査特別委員会において、当時の市立東菅小学校の児童383人から市長へ提出された以下の３項目の要望について取り上げました。１、学校の白熱電球をＬＥＤ電球に替えること、２、東菅小学校の電力を100％再生可能エネルギーに切り替えること、３、学校に太陽光パネルを取り付けること。この要望に対し、市長は、東菅小学校の全校児童が地球温暖化対策を自ら考え行動し、要望を取りまとめたことについて、その行動力に驚くとともに、大変うれしく、また頼もしくも感じました、同時に、この子どもたちに明るい未来を受け継ぐよう、地球温暖化への対応を含め、様々な社会課題の解決に誠心誠意取り組まなければならないと御答弁をされました。令和５年の東菅小の児童からの３項目の要望について、その後の取組を伺います。並びにその効果などを子どもたちや市民にどのように周知しているのか、具体的な取組を環境局長に伺います。

○議長　原　典之　環境局長。

○環境局長　中山健一　学校施設における温暖化対策についての御質問でございますが、東菅小学校における照明設備ＬＥＤ化、再エネ電力の導入及び太陽光発電設備の設置につきましては令和６年度に実施済みとなっております。また、市立学校における進捗率につきましては、令和６年度末時点で、ＬＥＤ化が106校で全体の約60％、再エネ電力の導入が175校で100％、太陽光発電設備の設置が100校で全体の約57％となっております。CO_2排出量につきましては、１校当たりの平均でＬＥＤ化が年間約27トン、太陽光発電設備が約16トンの削減が見込まれ、さらに再エネ電力の導入により電力由来のCO_2排出量はゼロとなっており、これらの取組により、市立学校全体から排出されるCO_2の約65％相当の削減が見込まれるところでございます。周知につきましては、本市のポータルサイト「かわさき太陽光広場」内にスクール発電所の専用ページを開設し、学校の太陽光発電で生み出した電力を表示するなど、児童生徒や市民に分かりやすく広報しているところでございます。引き続き、2030年度までに全公共施設のＬＥＤ化や設置可能な公共施設の半数への太陽光発電設備の設置など、市役所の脱炭素化に向けた取組を推進してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　ありがとうございます。東菅小の児童からの３項目の要望は令和６年度に実現をしていたことが分かりました。

脱炭素推進、地球温暖化対策の教育についてです。市立東菅小学校の児童が自らの学校の現状を調査し、対策の要望を行った今回のすばらしい活動事例は、環境教育の身近な実践例として大変重要であると考えます。あわせて、本市が取り組む市立学校の太陽光発電――スクール発電所の活用も環境教育の重要な一環となり得ると考えます。そこで、学校現場における地球温暖化対策教育の現状と今後の取組について教育次長に伺います。

○議長　原　典之　教育次長。

○教育次長　田中一平　環境教育についての御質問でございますが、市立小学校におきましては、総合的な学習の時間等の中で、各学校の地域特性や実態に応じて様々な環境教育に取り組んでいるところでございます。このたびの東菅小学校の再生可能エネルギー導入の事例は、児童の主体的な学びと行動が学校全体と周囲に波及し、具体的な成果につながったモデルケースであると認識しております。また、他の学校におきましても、学校に設置された太陽光パネルによるスクール発電所の開始に合わせ、再生可能エネルギーである川崎産グリーン電力やごみの分別など、学校を取り巻く環境についての出前授業やＳＤＧｓの理念に基づき活動する地域企業、団体をゲストティーチャーとして招いたワークショップ形式の授業など、様々な取組を実施しているところでございます。今後も関係局や地域との連携をより一層進め、児童生徒が主体的に学び、持続可能な社会づくりに参画できるよう環境教育の充実を図ってまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　河野議員。

○39番　河野ゆかり　ありがとうございました。教育次長から、東菅小学校における再生可能エネルギー導入の事例は、児童の主体的な学びと行動が学校全体、さらには地域へと波及し、具体的な成果につながったモデルケースであるとの御答弁がありました。しかし、この貴重な事例が学校現場で具体的に語り継がれていないように感じられ、残念に思いま

速報版

す。令和４年12月、東菅小学校の児童383人が市長要望に至った背景には、５年生のＯさんが夏休みの自由研究で地球温暖化について調べる中、神奈川県の高校生で、学校で地球に優しい電力を使いたいという活動を行っていたハンドルネーム「ふきたろう」さんと出会い、相談したことがあります。この高校生は令和３年にオンライン署名23万2,553人分を知事に提出し、その結果、令和５年には県立高校135校で再生可能エネルギー電力の導入が実現しました。令和４年の東菅小学校児童の行動も令和６年に実を結び、年度末には市立学校175校全てで再エネ電力が導入され、ＬＥＤ化は106校、太陽光発電設備は100校に設置されるまでに広がっています。このように児童の主体的な行動が社会を動かした事例をぜひ市立学校で学ぶ児童生徒に紹介し、地球温暖化対策を身近な行動から考えるものとして環境教育に生かしていただきたいことを要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　原　典之　お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長　原　典之　御異議ないものと認めます。およそ５分休憩いたします。

午後５時20分休憩

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

午後５時25分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも50人」と報告〕

○議長　原　典之　会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。発言を願います。１番、三浦恵美議員。

○１番　三浦恵美　私は通告の順序を変えて、災害用携帯トイレを一番最初に持ってきて、一問一答方式で質問を行います。

まず、災害用携帯トイレについて環境局長及び危機管理監に伺います。本市が令和７年に契約した災害用携帯トイレ、仕様約95万7,700枚、契約金8,838万6,000円余について、処理袋、凝固性能、水800ミリリットルを約２分で凝固など規格が示されていることを本市公式サイトより確認しています。断水、配管破損、停電などで避難所の既存のトイレが使用できなくなった場合、携帯トイレの活用方法について環境局長に伺います。

○議長　原　典之　環境局長。

○環境局長　中山健一　避難所における携帯トイレの活用方法についての御質問でございますが、本市では、これまで災害時に避難所の既存トイレが使用できない場合に備え、仮設トイレ及び携帯トイレを中心とした備蓄を進めてまいりましたが、今後はマンホールトイレ及び携帯トイレを中心としたトイレ対策を進めることとしております。余震や停電等で混乱する中でマンホールトイレの設置に一定程度時間を要することを想定し、発災から２日間は利用方法が容易で、すぐに使用することができる携帯トイレにより対応することを原則としております。マンホールトイレの設置後は、状況に応じて携帯トイレを併用して使用するなど複合的な対応を行うことで衛生的なトイレ環境を確保してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　今回の携帯トイレは、大袋、大箱梱包、例えば100枚入り箱、200枚入

り箱という仕様ですが、避難所や学校施設における保管、使用時の迅速性など、どのような考えで選定したのか、環境局長に伺います。
○議長　原　典之　環境局長。
○環境局長　中山健一　携帯トイレの仕様についての御質問でございますが、避難所では様々な世代の避難者が使用することを想定しており、使い方や仕様は可能な限り同一とすることが混乱を避けるためにも望ましいと考えておりますので、今回調達する携帯トイレの仕様は、これまで備蓄している携帯トイレと同一の仕様としており、使用時の利便性という観点から、凝固剤を入れるタイプではなく、凝固シート一体型としております。また、保管に当たりましては、備蓄スペースを圧迫しないよう、今回調達する携帯トイレにつきましては、従来の梱包サイズより約２倍、圧縮梱包する仕様としております。以上でございます。
○議長　原　典之　三浦議員。
○１番　三浦恵美　携帯トイレは単価が低く、かつ軽量、コンパクトな製品仕様もありますが、今後、新規製品導入に向けて仕様の見直しを検討すべきと考えておりますが、見通しを環境局長に伺います。
○議長　原　典之　環境局長。
○環境局長　中山健一　携帯トイレの仕様の見直しについての御質問でございますが、携帯トイレにつきましては、使い方や仕様を可能な限り同一とすることが望ましいと考えておりますが、現在は様々なタイプの携帯トイレがございますので、今後新たに調達する際には仕様について検討する必要があると考えております。以上でございます。
○議長　原　典之　三浦議員。
○１番　三浦恵美　現在、本市で採用している携帯トイレは、便座が使用可能な状態であることが前提で採用されているものと理解しています。この点、事前のインタビューで、便座が使用できない状況を前提とした代替構造の備えは想定備蓄されているか質問したところ、全ての便座が使用できない場合はあり得ないとの回答でしたが、果たしてそうでしょうか。様々なタイプの携帯トイレがございますので、便座が使用できない状況も想定して調達されることを望みます。ここでディスプレーをお願いいたします。これはあくまでも一例なんですけれども、災害用ではなくて、登山用とかにも使えるような携帯用のトイレで、これにシートをかぶせて使う便座を使わないタイプのトイレで、イメージしやすいかなと思ったので、ちょっと採用させていただいたんですけれども、こういった感じの携帯トイレもありますということで、こういった覆いもありますタイプのものもございます。ディスプレー、結構です。今のようなタイプのものですと、使用後のごみの大きさも、今、本市で使っている便座を使うタイプのトイレのごみよりも小さいので、二次感染の問題も避けられる可能性が高いと思われます。
　次に、備蓄量、運用回数の妥当性についてです。市民向け広報資料において、１人当たり１日５回分を最低３日分、できれば７日分以上との備蓄目安が示されていました。一方、さきの定例会における災害用携帯トイレの取得についてでは、避難所や市立学校などにおいて２日分の備蓄を確保すると記されており、目安を下回る水準です。この差について、次の点について伺います。本市の備蓄計画はどのような時間帯の人口を前提にしているのでしょうか、危機管理監に伺います。

速報版

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　備蓄計画についての御質問でございますが、備蓄数量は平成21年度と平成24年度に行った地震被害想定調査の結果を区ごとに比較し、被害が大きいほうの結果に基づき算定しているものでございまして、時間帯につきましては、川崎市直下の地震で最も被害が大きくなる冬の18時に発生した場合を想定しております。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　避難所において、避難想定人数に対して備蓄枚数、回数がどの程度、何回分になっているのか、環境局長に伺います。

○議長　原　典之　環境局長。

○環境局長　中山健一　携帯トイレの備蓄枚数についての御質問でございますが、今回の調達で備蓄米数は合計約225万枚となりまして、避難者約22万5,000人が１人１日５枚使用することを想定した場合の２日分となります。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　自助、共助の観点から、避難所備蓄だけでなく、家庭備蓄、町内会備蓄、企業防災備蓄の３層構造を強化する必要があると考えますが、危機管理監に見解を伺います。

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　地域における備蓄についての御質問でございますが、本市は住宅の耐震化率やマンションをはじめとする共同住宅への居住率の割合が高いことから、在宅避難など避難所以外での避難を見据える必要がある中で、令和６年度に実施したかわさき市民アンケートでは、携帯トイレを３日分以上備蓄している割合は32.1％となっていることから、家庭や地域、企業などにおける備蓄量を高めていくことが必要と考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　確かに32.1％という備蓄量は決して多くないので、増やしていく方向で検討していただくことを強く要望いたします。本市の帰宅困難者の数については何人と把握しているのか、危機管理監に伺います。

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　帰宅困難者数についての御質問でございますが、現行の備蓄計画では、市内の帰宅困難者を約３万9,000人と想定しているところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　帰宅困難者対策として、企業における従業員の帰宅抑制についても重要と考えますが、市内企業向けに備蓄を進めるなどの啓発は行っているのか、危機管理監に伺います。

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　市内企業向けの帰宅困難者対策についての御質問でございますが、従業員等の一斉帰宅が救助・救出活動の妨げとならないよう、現在までに市内の各主要駅の帰宅困難者等対策協議会、川崎臨海部防災協議会、防災協力事業所に対する研修等

や市ホームページなどにおいて、一斉帰宅の抑制や施設内待機のために必要な備蓄等の対策について周知啓発を行ってきているところでございます。以上でございます。
○議長　原　典之　三浦議員。
○１番　三浦恵美　次に、可能な改善方法と今後の制度設計についてです。本市が本年８月に取りまとめた災害時のトイレ対策方針案において、避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換、携帯トイレを活用した複合的な対策などが本市公式サイトに示されています。この方針を受け、携帯トイレ備蓄と併せて、マンホールトイレ、仮設トイレ、携帯トイレのハイブリッド運用を進めるべきであり、本市も進めていると思いますが、次の点を伺います。指定避難所ごとに、マンホールトイレ、仮設トイレ、携帯トイレの運用方法について周知することは重要と考えますが、設置までの時間目安などを明記した施設別トイレ運用ロードマップのようなものを策定しているか、危機管理監に伺います。
○議長　原　典之　危機管理監。
○危機管理監　柴山　巌　避難所における災害時のトイレの運用方法についての御質問でございますが、発災後のトイレ利用の手順につきましては、地震による施設内の配管等の破損も考えられることから、まずは既設トイレを使用不可とし、２日分備蓄している携帯トイレを使用すること、その間にマンホールトイレまたは仮設トイレを設置することで継続的に使用できるトイレ環境を確保すること、既存トイレの使用可否を確認すること等について、避難所運営マニュアル標準例に位置づけるよう修正作業を進めているところでございます。以上でございます。
○議長　原　典之　三浦議員。
○１番　三浦恵美　自主防災組織、マンション管理組合、町内会などに対して、例えば購入に対する補助などの携帯トイレの備蓄、使用訓練の補助制度を創設すべきと考えますが、本市の見解を危機管理監に伺います。
○議長　原　典之　危機管理監。
○危機管理監　柴山　巌　携帯トイレについての御質問でございますが、本市では、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入について、自主防災組織防災資器材購入補助金制度を設けているところでございまして、携帯トイレについても地域における備蓄量を高めるために支援が必要であると認識しており、現在、自主防災組織の御意見を伺っているところでございます。また、自主防災組織が行う各種訓練の実施につきましては自主防災組織活動助成金の対象としており、携帯トイレの使用訓練についても助成対象としているところでございます。以上でございます。
○議長　原　典之　三浦議員。
○１番　三浦恵美　これまでの御答弁により、本市の災害時トイレ対策は、発災直後は携帯トイレ、次にマンホールトイレや仮設トイレへ移行するという標準的な運用方針に基づいて整理されていることは理解いたしました。一方で、私が一貫して問題提起してきたのは、標準的な想定から外れた場合に現場で本当に機能するのかという点です。そこで、次の２点について事実関係として伺います。各指定避難所ごとに、想定避難者数に対して２日分、１人５回分という基準を実際に満たしているのか否か、避難所単位で検証、把握しているのか、また、満たしていない避難所がある場合、その是正はどのように行われるの

速報版

か、環境局長に伺います。

使用済携帯トイレについて、発災直後から回収までの間、誰が、どこで、どのように保管、管理し、感染症対策や二次被害を防ぐ体制をどの時点で立ち上げるのか、避難所ごとに具体的な役割分担や手順が明文化されているのか、危機管理監に伺います。

○議長　原　典之　環境局長。

○環境局長　中山健一　避難所ごとの携帯トイレの備蓄等についての御質問でございますが、避難者数については、地震被害想定調査を基に区ごとに避難者数を想定しておりますので、携帯トイレの数量を区別に算定した上で、避難所ごとの備蓄倉庫の状況に応じて避難所等の収納可能なスペースに配置しておりまして、備蓄枚数は避難所ごとに差異がございます。現在の避難想定は区ごとに設定していることから、災害時には各避難所の状況に応じて、携帯トイレを含めた備蓄品を避難所等へ再配分することとしております。以上でございます。

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　避難所におけるトイレ対策についての御質問でございますが、使用済携帯トイレの保管、管理につきましては、避難所開設初動期から避難所運営会議のメンバーを中心に環境衛生班を組織し、廃棄するためのポリ容器等の設置や回収されるまでの仮置場の確保、清掃当番はできる限り配給する食品に触らないことなどについて避難所運営マニュアル標準例に位置づけており、標準例を基に各避難所運営会議において運用について定めるなど、感染症対策に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　本市は、これまで標準例や方針を整備してきたと答弁されていますが、災害時に問題となるのは、標準ではなく、想定を外れた現場の混乱です。

その意味では、本市として最悪のケースを前提にした現場運用の検証や便座に依存しない携帯トイレの導入、避難所ごとの備蓄偏在の是正について今後どのように具体化していくのか、危機管理監に見解を伺います。

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　避難所におけるトイレ対策についての御質問でございますが、災害時においては、あらゆる事態に柔軟に対応することが重要と考えておりまして、携帯トイレの使用に当たりましては、まずは既設のトイレの便座を使用し、それが使用できない場合はマンホールトイレまたは仮設トイレ等の便座を活用するなど、状況に応じた対応を実施するよう周知してまいります。また、被害想定と実際に把握した避難者数との差異を確認しながら備蓄品等の再配分を行うとともに、不足する品目、数量につきましては国からの支援等を活用するなど、関係局区と連携して対応してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　ただいままでの御答弁は、避難所運営マニュアル標準例に基づく一般的な運用や考え方を述べたものであり、私が確認している想定を外れた場合に現場で実際に機能するのかという点については答えになっておりません。

そこで、評価や見解ではなく、事実確認として改めて伺います。現在、本市が備蓄して

いる携帯トイレのうち、便座を一切使用せず、単体で使用可能な仕様のものが数量としてどの程度含まれているのか、把握されていますでしょうか。把握されていない場合は、現時点では把握していないという理解でよいのか、環境局長に伺います。

さらに、発災直後の初動期において、誰がどの時点で環境衛生班を立ち上げ、使用済携帯トイレの管理、清掃、廃棄を担うのかについて、避難所ごとに事前に具体的な役割分担が文書等で定められ、関係者に共有されているのでしょうか、それとも発災後に避難所運営会議の中で調整する運用になっているのか、どちらであるのか、危機管理監に伺います。私は本市の計画や方針そのものを否定しているのではありません。問題にしているのは、想定どおり進まなかった場合に、それでも現場が回るだけの準備が現時点でどこまで整っているのかという一点です。その点について、事実としてお答えいただきたいと思います。

○議長　原　典之　環境局長。

○環境局長　中山健一　単体で使用可能な携帯トイレについての御質問でございますが、本市で備蓄している携帯トイレは便座を使用することを前提としている仕様としておりますので、携帯トイレ単体で使用可能なものはございません。以上でございます。

○議長　原　典之　危機管理監。

○危機管理監　柴山　巌　避難所での役割分担についての御質問でございますが、初動期における避難所運営については、あらかじめ定められた避難所運営会議の構成員の参集状況により、対応できる内容に限定せざるを得ない場合もあるため、参集してきた構成員以外の避難者も含めて運営するようにしており、発災後に避難所運営会議の中で調整することとしております。避難所の体制や避難者における様々な状況、事情等に対応、配慮しながら避難所運営を行っていく必要がございますので、今後、避難所運営会議における訓練等の参加者に対し、避難所におけるトイレ対策を含め様々な役割を担えるよう、各区と連携し、丁寧な働きかけやニーズに応じた支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　意見要望を申し上げます。今回の質疑を通じて、本市の災害時トイレ対策について、計画や標準的な運用方針は整理されている一方で、想定を外れた場合に現場で実際に機能するのかという点については十分に確認ができなかったと言わざるを得ません。特に便座が使用できない状況を前提とした携帯トイレの備蓄実態、避難所ごとに基準を満たしているかどうかの事前検証の有無、そして、発災直後の初動期における役割分担の具体化については、いずれも現時点での把握状況が明らかにされませんでした。これらは担当者の努力や現場の工夫で補える問題ではなく、計画行政が必然的に抱える構造的な課題であると考えます。災害は常に想定どおりに発生するとは限らず、標準的な運用や平均的な想定から外れたときにこそ、行政の備えの実効性が問われます。災害時にトイレ環境が確保されないことは、被災者の健康被害や避難所離脱、さらには震災関連死につながる重大なリスクを伴います。したがって、計画や方針を示すだけでなく、現場で本当に回る体制がどこまで整っているのかを平時から点検し、可視化しておくことが不可欠です。以上を踏まえ、本市においては、便座に依存しない携帯トイレを含めた備蓄仕様の点検と見直し、避難所ごとの備蓄状況の検証と偏在の是正、並びに初動期の役割分担を明確化した運用体制の整備について、計画にとどまらない具体的な改善に早急に取り組まれることを強く要望し、次の質問に参ります。

速報版

次は、上小田中交差点の渋滞対策についてです。建設緑政局長に伺います。第４次緊急渋滞対策の実施については令和４年１月28日に発表されていますが、その際に渋滞がどの程度あるのか、当時どのような検証をしたのか、具体的に伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　緊急渋滞対策についての御質問でございますが、本市では市内交通の円滑化の取組の一つとして、早期に事業効果の発現が期待できる市内の主要な渋滞箇所について、即効的な対策による取組を平成21年度から緊急渋滞対策として実施しており、第４次緊急渋滞対策につきましては、令和４年度から令和７年度を実施期間として４か所を選定しているところでございます。対策箇所につきましては、平日及び休日の渋滞長や通過時間などの調査を実施しており、このうち上小田中交差点につきましては、都市計画道路小杉菅線の溝口方面に向かう車線で、最大渋滞長395メートル、最大通過時間11分39秒の渋滞の発生を把握したため、選定したものでございます。その調査結果を分析したところ、朝夕のピーク時に溝口方面に向かう車線の左折待ちの車両による直進車への通行阻害が渋滞の一因となっていることが確認できたところでございます。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　当該渋滞対策の実施により渋滞がどの程度減少したかの検証は行ったのか伺います。検証を行っていない場合にはその理由を伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　緊急渋滞対策の効果検証についての御質問でございますが、当該交差点における渋滞対策工事につきましては、本年11月下旬の完成後、間もない状況でございますので、現時点では対策効果の検証を実施しておりませんが、今後、交通量調査を実施し、年度内に取りまとめてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　渋滞がどの程度減少したかの検証結果の公表は行われるのかについて伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　緊急渋滞対策についての御質問でございますが、対策効果の公表につきましては、これまでも本市ホームページ等を通じて交渉してきたところでございますので、当該交差点につきましても、今後、実施する交通量調査の結果を年度内に取りまとめた上で関係局区と調整を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　ここでディスプレーをお願いいたします。こちらは上小田中交差点の今月の写真です。工事が終わって道路が拡張された、平日昼間の写真で、左折のところが渋滞してございます。こちらは平日夕方の写真で、左折路の写真となっております。こちらが土曜日の午前中の渋滞している様子の写真でございます。ここが歩道になっているんですけれども、事前打合せのときには、橋脚がぎりぎりで、歩道をこれ以上狭めることができないということだったんですけれども、こうやって見ると、まだ歩道を狭めて左折路線を広くする余地があるのではないかと思いましたので、御検討いただければと思いまし

た。ディスプレー、結構です。このように左折レーンの拡張工事が行われた後も渋滞が緩和されていないように見受けられます。なお、事前にお伺いしたところ、渋滞が緩和されたかどうかの定量的な判断基準はないとのことですが、警察と相談し、信号の制御の調整も含めて検討したらよいと考えますが、所見を伺います。

○議長　原　典之　建設緑政局長。

○建設緑政局長　河合征生　交通管理者との協議調整についての御質問でございますが、当該交差点における緊急渋滞対策につきましては、用地取得を伴う抜本的な対策ではなく、現道の幅員内における付加車線の延伸や信号制御の調整などにより即効的に渋滞の緩和を図るものでございます。今後の交通管理者との協議調整につきましては、年度内に予定している効果検証の結果を踏まえ、さらなる対策が必要と認められる場合には、信号制御の調整など、追加の改善対策について協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　三浦議員。

○１番　三浦恵美　意見要望です。市民、近隣住民の方は長い間渋滞の緩和を待っていて、今回の緊急対策工事に期待し、夜遅い時間帯での工事に対する騒音や渋滞に耐えたにもかかわらず、工事完了後の現在において残念ながら効果を実感できていないのが実情です。できる限り早くよい検証結果が聞かれることを期待したいと思います。残念ながら、時間の関係でもう一つのテーマについて取り上げることができなくなってしまいましたので、もう一つのテーマはまたの機会に取り上げたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長　原　典之　11番、月本琢也議員。

○11番　月本琢也　私は通告どおり一問一答方式で、通告の順に従って質問してまいります。

　まず、認知症施策について伺います。認知症施策は予防と認知症になった場合と２つの側面から進められるべきですが、まずは認知症について正しい理解を進めることが必要です。認知症については今日も嶋田議員と春議員からも御質問がありましたので、かからないように質問をしてまいります。まず、軽度認知障害について、正しい理解の第一歩として軽度認知障害について伺います。３から10年後に認知症に移行する割合は、健常加齢からは約３％、ＭＣＩからは約22から39％とＭＣＩの人は認知症に移行する可能性が高いと言われています。また、ＭＣＩは対策することで改善するケースもあり、まずはＭＣＩを理解することから認知症予防につながります。今年４月に軽度認知障害(ＭＣＩ)を知ろうアタマとカラダの健康チャレンジテキストというパンフレットが作成されました。こちらでございます。これは非常に分かりやすいパンフレットでございまして、高齢者もその家族も自分事として受け止め、認知症に対し大変厳しい偏見をお持ちの人もＭＣＩを受け入れる機会になるのではないかと思います。このパンフレットの作成目的と配付先、配付方法及び配付数を伺います。また、近年は、高齢者もその家族もホームページにアクセスして調べる人も多いので、閲覧数についても分かれば伺います。また、冊子の内容は充実しながらも活用に課題があると考えますが、今後の効果的な活用方法について見解を伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　軽度認知障害スクリーニング事業の冊子についての御質問で

速報版

ございますが、当該冊子につきましては東京都健康長寿医療センター研究所監修の下、作成し、令和５年度以降、軽度認知障害スクリーニング事業の参加者向けのテキストとして延べ1,010名に配付しているところでございます。今年度からはイベント参加者以外にも認知症予防に関する普及啓発を行うために当該冊子を本市ホームページ上でも公開しておりまして、令和７年４月から11月までの閲覧数は約2,500件で、一月平均300件超となっております。ホームページへのアクセスを増やすための工夫に加え、地域の認知症カフェや出前講座など様々な場面で本冊子を活用し、広く軽度認知障害や認知症予防に関する知識の普及を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　月本議員。

○11番　月本琢也　ありがとうございます。今、高齢者の方も80代前半の方のスマートフォンの保有率がもう60％を超えているということでもございますので、冊子で配る機会というのも当然ながら、今ホームページへのアクセスの増を目指していくということも伺いましたので、スマホを使うこともコミュニケーションになって、認知症予防につながるのかなと思いますので、今いろんなところに出ていってということでございますので、関係局とも調整をいただいて、御対応いただければと思います。次に、認知症の人について伺います。高齢者施策で介護予防、認知症予防は大変重要で、介護保険制度上の課題があるものの、本市の様々な計画において、近年、予防に関する考え方は進んできていると思います。一方、認知症の人、すなわち当事者の役割について今後明確に示していく必要があると考えます。和歌山県御坊市の認知症の人とともに築く総活躍のまち条例では、認知症の人の役割を条文上で明記し、市の施策策定にも関わっていくことになっています。そこで、認知症の人が認知症施策や高齢者施策の策定に関わっていくべきと考えますが、こちらについてはこれまでも議会でも議論されていました。一方、若年性認知症の人もいるため、高齢者施策という幅にとらわれず、認知症の人の役割は、条例策定や既存条例、または市の計画の中に位置づけていくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　認知症の人の役割についての御質問でございますが、国の認知症施策推進基本計画におきましては、共生社会の実現や新しい認知症観に基づく施策の推進を基本的な方向性とし、認知症の人の社会参加機会の確保をはじめとした12項目から成る基本的な施策や推進体制等が盛り込まれております。また、自治体に対しましては認知症施策推進計画の策定が努力義務とされ、計画の策定に当たりましては、関連計画との調和を図り、認知症の人及び家族等の意見を可能な限り広く聴くことが望ましいと示されているところでございます。こうしたことを踏まえ、若年性を含む認知症の人の役割について、認知症の人の社会参加の機会の確保や認知症の本人による発信の支援などの視点から、個別計画等への位置づけについて検討してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　月本議員。

○11番　月本琢也　ありがとうございます。あまりいろいろとしゃべると報告案件にかぶってしまいそうなので、そのぎりぎりのところで質問したところ、ぎりぎりのところでお答えをいただきまして、ありがとうございます。次に、認知症の人のサポート体制について伺います。認知症の人が安心して社会で生きていく上でのサポート体制についてですが、いきいき長寿プランには、地域の様々な支援人材や支援組織を取りまとめ、中核になって

いくチームオレンジの整備に向けた取組という表現があります。しかし、市のホームページでどこにチームオレンジがあるのか確認できない状況にあり、非常に市の計画と実態が乖離しているのではないかと思います。先日、おれんじあさおで実施しているショッピングモールでの買物ツアーにボランティア参加してまいりました。店舗側は受入れを快諾して協力してくれているわけですが、参加者が銀行に行きたいということで、急遽一緒に付き添って金融機関に行くことになりましたが、事前に通告をしていないにもかかわらず、その金融機関はとても丁寧な対応をされまして、企業のお客様対応の中で認知症への理解が深まっていることが推察をされ、チームオレンジの輪が広がっていることが理解できます。昨年の予算審査特別委員会でチームオレンジに関する質問をした際、チームオレンジの活動の継続に向けた支援を進めていく旨の答弁がありましたが、この１年半でどのような支援が進められてきたのか伺います。また、市のホームページに見当たらない状況についてどのように考えるか伺います。そして、今後のチームオレンジ支援の在り方についてもお聞かせください。

○議長　原　典之　健康福祉局長。

○健康福祉局長　石渡一城　チームオレンジについての御質問でございますが、チームオレンジにつきましては、現在、市内６か所で活動し、認知症の方が安心して住み続けることができるよう地域ごとに取組を進めているところでございます。また、チームオレンジの支援につきましては区役所地域みまもり支援センターを中心に活動団体への定期的な訪問によるモニタリングを通じて、運営者へのアドバイスや認知症サポーターへのフォローアップ講座を通じたチームオレンジへのつなぎなど、活動の継続に向けた支援を進めているところでございます。チームオレンジの活動が認知症カフェ等での見守りや企業と連携した買物支援の取組など、地域の実情に合わせて行われていることから、チームオレンジの活動が地域ごとに広がっていくためには、広く認知症サポーターや企業、団体に対する周知が必要であると考えておりますので、本市ホームページへの掲載などの広報を通じ、好事例の横展開が図れるよう取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長　原　典之　月本議員。

○11番　月本琢也　ありがとうございます。非常に前向きにお答えをいただきまして、ありがとうございます。一体的支援についても答弁を御用意いただいていたんですが、先ほど春議員の質問のほうで理解をしましたので、すみません、御準備いただいたんですが、最後の質問はカットさせていただいて、今回、認知症施策について、広報のことも多かったんですけれども、これから来年度に向けて様々な動きが出てくるかと思いますので、今日は細かい質問が多かったんですけれども、細かい対応もぜひお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次は、補助・助成金について伺います。本市の補助・助成金は様々な条例や要綱に基づき設置されており、以前、私が質問した際に、要綱等の定めのない補助・助成金にも要綱が制定され、ルール上の根拠のない補助・助成金はなくなりました。一方、補助・助成金がその事業の目的を達成するために人材難を補う、あるいは専門人材の活用のための役務費や委託費として支出しているケースがあります。市の事業においてＰＦＩや委託が増えて市役所職員の専門性に課題が生じているということはありますが、補助・助成金の対象となっている団体は、行政と異なり、専門性ある事業目的を達成するために補完する人材

速報版

が必要になることも事実です。そこで、近年できて、その活用に当初は課題があったものの、現在は有効に活用されていると考えられている町内会・自治会活動応援補助金について伺います。同補助金は要綱に定められている範囲で様々な事業で支出されていますが、この中で役務費や委託費等として支出されている件数及び金額、全体に占める割合を市民文化局長に伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　町内会・自治会活動応援補助金についての御質問でございますが、令和６年度に町内会・自治会に対して交付した本補助金のうち、役務費及び委託料等に該当する件数は延べ395件、交付額は約6,800万円、交付額全体に占める割合は約38％でございます。以上でございます。

○議長　原　典之　月本議員。

○11番　月本琢也　ありがとうございます。委託費には材料費等も含まれますので、一概に人件費とは言い難いところですが、同補助金の支出のうち役務費と委託費等が全体の約38％を占めているという答弁でした。この現状は、同補助金があることで人材の補完の必要性が示されているところになります。そこで、事実上の人件費相当分に当たる役務費及び委託費の支出基準及び妥当性について市民文化局長に伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　町内会・自治会活動応援補助金についての御質問でございますが、役務費及び委託料等に該当する支出基準につきましては、本補助金制度の補助対象となる活動のうち、活動を広報するためのチラシデザインや主催イベントの会場設営などといった町内会・自治会の皆様だけでは対応が難しい業務などを対象としているところでございまして、こうした業務は活動の活性化にもつながっており、本補助金の目的に合致するものと考えております。以上でございます。

○議長　原　典之　月本議員。

○11番　月本琢也　ありがとうございます。一番新しいと言えるような大きな補助制度の中での人材に関する見解として今御答弁をいただきました。

そこで、様々な補助・助成金のうち、予算執行率が100％を下回っているもので、整備事業の補助金や家賃借り上げ事業のような特定の支出目的としたものを除いた補助・助成金も一部散見されます。この中で私立幼稚園協会事業補助金は令和６年度の執行率が80.3％で、これは毎年、不用額が発生をしています。先ほどの町内会・自治会活動応援補助金は、補助率がある中で人件費相当分が対象となる一方、幼稚園協会事業補助金は、講師謝礼を除き、役務費や委託費に相当するような費用の支出は要綱で定められていません。町内会・自治会の加入率が低下していることと同様に、幼稚園の児童数が減少している事実のある共通の背景には、町内会・自治会の活動や幼稚園と保育所の違いの理解が深まっておらず、重要な地域団体でありながら活性化の支援が求められる点で共通しています。子ども・子育て支援新制度以降、保育に欠ける児童から保育が必要な児童という表現に変わったことと、保育の質という言葉がサービスを示し、保育サービスのニーズ先行になったことから、幼稚園より保育所の入所児童が増えてきた傾向があります。認定こども園と私学助成園との違いがあるものの、幼児教育をしっかり支援していくことは、子どもたちの成長支援につながります。そこで、私立幼稚園協会事業補助金を含め、幼稚園を中心とした幼児教育

の現場に対し、前向きな補助、支援の在り方を検討していくべきと考えますが、こども未来局長に伺います。
○議長　原　典之　こども未来局長。
○こども未来局長　井上　純　幼稚園への支援についての御質問でございますが、川崎市幼稚園協会事業補助金につきましては、主に私学助成幼稚園を対象に県の経常費補助金の上乗せとして、学級数や園児数等に応じ、川崎市幼稚園協会を通じて補助を行っているほか、当協会が実施する事業の経費の一部を補助しているところでございます。近年は、園児数の減少等に加え、私学助成幼稚園から施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園への移行が進んでいることから、本補助金の執行額は減少傾向にありますが、安定した幼児教育を維持、継続させていくことは重要であると考えておりますので、施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園につきましては、給付費等として市独自の加算を行うなど、幼稚園、認定こども園の支援に努めているところでございます。今後につきましても、預かり保育の長時間化、通年化を推進するなど、引き続き幼稚園において保護者の多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応していけるよう、幼児教育の充実、振興を図ってまいります。以上でございます。
○議長　原　典之　月本議員。
○11番　月本琢也　今回、町内会・自治会活動応援補助金の人件費の支出の方法というんですか、人材をしっかりとつかまえていくという意味で、そこと比較して、同じ市の事業でありながらやっぱり補助金の使い方がまた違ったりとか、また、使い切っている上で足りないものというよりも、むしろ毎年執行率が100％を下回っているという事業だからこそ、こういったところは少し柔軟に捉えてもらいたいなと思ったんです。この補助金を単体でどうこうという話になるとなかなか難しいという事前のやり取りもありましたので、今回の答弁からも幼稚園に対して、やはり幼児教育をしっかりと担っていく重要性については御理解いただいていると思いますので、ぜひ丁寧な形でまた支援の在り方を御検討いただければと思います。
　それでは、最後の質問になります。防犯カメラの設置について伺います。防犯カメラの設置に関しては、商店街への設置補助事業や町内会・自治会向けには県の補助事業がありましたが、平成27年度から川崎市でも町内会・自治会向けの設置補助事業が制定され、その内容も当初の新規から更新も可能になったところでございました。昨日、今日と防犯カメラについては田倉議員と浦田議員からも御質問があったところで、ここは注目をされているところなのかなと思います。その後、防犯カメラの戦略的設置として、刑法犯認知件数の多い川崎駅周辺に100台のカメラ設置が行われました。防犯カメラには、警察が設置しているものに加え、市が直営で設置しているもの、市の補助事業で町内会・自治会や商店街で設置しているもの、また、各主体が独自で設置しているものがあります。設置主体は様々ですが、現在の市内に設置されている防犯カメラの状況について市民文化局長並びに経済労働局長に伺います。また、稼働状況についてもお聞かせください。
○議長　原　典之　市民文化局長。
○市民文化局長　高岸堅司　防犯カメラの設置状況等についての御質問でございますが、犯罪発生の抑止力や地域防犯力の向上を目的として市民文化局が設置した防犯カメラにつきましては、平成20年度は宮前区梶ヶ谷トンネルに４台、令和４年度は戦略的な整備とし

速報版

て川崎駅周辺に100台、合計104台を設置しており、全て稼働しているところでございます。また、防犯カメラ設置補助事業におきましては、平成28年度から令和６年度までに町内会・自治会等の地域の防犯活動団体に対し、５年間は継続使用することを補助条件に、延べ359団体、合計452台の補助を実施したところでございます。なお、神奈川県警察が設置した防犯カメラにつきましては非公開となっているため、状況は把握しておりません。以上でございます。

○議長　原　典之　経済労働局長。

○経済労働局長　田邉　聡　商店街が設置する防犯カメラについての御質問でございますが、防犯カメラの設置状況につきましては、川崎市商店街施設整備事業補助金等を活用し、平成14年度の制度創設から令和６年度までに50団体に対して合計385台の防犯カメラ設置を支援してまいりました。補助金の申請時には、設置場所や台数などの情報を把握しているほか、補助金交付後５年間の管理期間中は、毎年度、稼働状況等について報告を義務づけており、今年度におきましては、令和２年度から令和６年度までに補助を実施した４団体、34台についての報告を受け、適切に稼働していることを確認しております。以上でございます。

○議長　原　典之　月本議員。

○11番　月本琢也　今、防犯カメラの稼働状況というものについて確認をしたんですが、市が直接設置しているものについては常に管理をされていて、今、市民文化局の所管となっている補助事業については、新規及び更新でどういう台数を設置したかというものについては分かっていても、稼働状況については確認ができていないと。また、経済労働局のほうは、５年間の稼働状況については確認をされているということでございますが、５年リースで終わるものとそうでないもの、それぞれあると思うんですが、それ以降、あるいは独自でつけているものというのは特に確認ができていないということで、安全・安心の提供としてはまだまだ課題があるのかなと考えます。つまり防犯カメラを戦略的に設置する方針であれば、既存の防犯カメラについて、設置補助事業の活用の有無にかかわらず、町内会・自治会や商店会等の団体に調査し、把握していくべきと考えますが、市民文化局長、経済労働局長それぞれの見解を伺います。

○議長　原　典之　市民文化局長。

○市民文化局長　高岸堅司　防犯カメラの稼働状況についての御質問でございますが、市民文化局が主体となり設置したカメラにつきましては、日々のモニタリング等により稼働状況は確認しているところでございます。一方、補助制度により設置されたカメラにつきましては、設置者が稼働状況を把握することを原則として運用しているところですが、町内会・自治会等に補助制度のより一層の活用を促し、効果的なカメラの設置や普及促進を図るためにも、今後につきましては地域の防犯カメラの状況把握等について検討してまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　経済労働局長。

○経済労働局長　田邉　聡　防犯カメラの設置状況等についての御質問でございますが、防犯カメラの設置状況調査につきましては、管理期間中に補助団体から提出していただく管理状況報告書によるほか、毎年、実施している商店街アンケート等において、防犯カメラの保有の有無、管理状況、警察からの年間照会件数などを把握しているところでござい

ます。商店街における防犯カメラは、安全・安心な買物環境の向上につながるとともに、地域の防犯にも寄与するものと認識しておりますので、今後につきましてもアンケートや現場訪問等の際に設置意向や設置状況、稼働実態の把握に努めてまいります。以上でございます。

○議長　原　典之　月本議員。

○11番　月本琢也　それぞれありがとうございます。いろいろ確認をいただけるということで、防犯カメラも様々な仕様があって、その性能としてばらばらなものもあるとも伺っておりますので、今お答えいただいたみたいに、現場に行くことも含めて実態を調査いただけるということでございましたので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、これは他都市の事例で、私、今年の視察で行ってきたんですが、神戸市の事例をちょっと紹介させていただきます。神戸市では、市内全域の駅と学校周辺に防犯カメラを合計5,000台設置しています。この背景には、昨年８月の首都圏連続強盗事件での警察庁長官のコメントで国民の体感治安に大きく影響を及ぼしているとのことから、駅と通学路の安全対策に加え、住宅街の安全対策の観点からもさらなる設置を検討しているということで、これで合計5,000台という形になります。私も神戸に近いところの学校に通っておりましたが、無人駅の道場という駅があるんですけれども、無人駅で本当に人の乗り降りも少ないんですが、そういった駅にも設置をしている、そして、通学路に設置している、さらに今度は住宅街にということが今回の神戸市の形でございました。刑法犯認知件数とはあくまで認知件数であり、認知されていない犯罪や体感治安への影響は、神戸市のみならず、本市も同様であると考えます。これまで本市の防犯カメラは、町内会・自治会や商店街等が設置補助事業等の活用、もしくは独自で設置を進めてきた背景があります。しかし、以前、防犯灯のＥＳＣＯ事業が始まった際に、補助制度を活用しながらＬＥＤ化を進めてきた町内会・自治会は、何もしなくてもＥＳＣＯ事業に移行する町内会・自治会と比較した際に不満の声が大きく上がりまして、厳しい御意見をいただきました。特定地域だけに設置をするという今回の考え方には課題があるとともに、今後、防犯カメラの需要は増えていくと考えますが、防犯カメラの設置における今後の制度設計について市長に見解を伺います。

○議長　原　典之　市長。

○市長　福田紀彦　防犯カメラについての御質問でございますが、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に当たりましては、市民の防犯に関する関心を高め、犯罪を未然に防ぐ地域づくりが重要だと考えておりますことから、本市では、これまで地域の実情に応じた町内会・自治会や商店街等からの申請に基づく地域の防犯カメラの設置補助を進めてきたところでございます。一方で、川崎駅周辺において戦略的に集中設置した防犯カメラの効果検証によって、犯罪発生件数が多い地域の犯罪抑止効果が確認できたところでございます。今後につきましても、設置補助を活用した町内会・自治会等による防犯カメラの設置とデータに基づく防犯カメラの集中設置を両輪として、神奈川県警察をはじめとした関係団体と連携しながら、安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進してまいります。以上です。

○議長　原　典之　月本議員。

○11番　月本琢也　今、市長から戦略的に市が直営で設置する部分と、あと町内会・自治

速報版

速報版

会の補助については今拡大をしていただいているというところであると思います。ただ、これは犯罪が集中している地域となると、どうしても川崎駅周辺が中心となると。一方で、我々麻生区は、犯罪発生率は低いと言われていながらも、あくまで刑法犯認知件数が少ないだけであって、例えば痴漢の犯罪とかは、やっぱり怖くて言えない、犯罪として被害を届けられないということもありますので、今、市長からも、そこの部分は多分、町内会や自治会の防犯カメラの補助事業の拡大で対応していくということだと思いますので、刑法犯認知件数もそうなんですけれども、体感治安を高めていくためにも、町内会・自治会は、市長も地域を回られる際にぜひこの設置事業の活用を、また市長からもメッセージとして発信していただいて、川崎市全域の網羅が一日も早く実現できるようにお力添えいただければと思います。以上で質問を終わります。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

○議長　原　典之　お諮りいたします。本日はこれをもちまして延会することとし、次回の本会議は明日19日の午前10時より再開し、引き続き一般質問を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長　原　典之　御異議ないものと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

○議長　原　典之　本日はこれをもちまして延会いたします。

午後６時20分延会

速報版